

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年 8 月22日
【会社名】	株式会社ネットスターズ
【英訳名】	NETSTARS Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 李 剛
【本店の所在の場所】	東京都中央区八丁堀三丁目 3 番 5 号
【電話番号】	03-6260-3788
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 安達 源
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八丁堀三丁目 3 番 5 号
【電話番号】	03-6260-3788
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 安達 源
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 1,029,350,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 4,858,013,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 910,326,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。 なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式には、日本国内において販売される株式と、大和証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売される株式が含まれております。詳細は、「第一部 証券情報 第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」をご参照ください。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】**第1【募集要項】****1【新規発行株式】**

種類	発行数（株）	内容
普通株式	700,000（注）3	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

（注）1 2023年8月22日開催の取締役会決議によっております。

2 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号

3 発行数については、2023年9月7日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

4 「第1 募集要項」に記載の募集（以下、「本募集」という。）並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

5 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. ロックアップについて」をご参照下さい。

2【募集の方法】

2023年9月15日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。

引受価額は発行価額（2023年9月7日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	700,000	1,029,350,000	605,500,000
計（総発行株式）	700,000	1,029,350,000	605,500,000

- （注）
- 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
 - 2 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
 - 3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
 - 4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,730円）の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
 - 5 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,730円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は1,211,000,000円となります。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2023年9月19日(火) 至 2023年9月22日(金)	未定 (注) 4	2023年9月25日(月)

(注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、2023年9月7日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2023年9月15日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 2023年9月7日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額及び2023年9月15日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 2023年8月22日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、2023年9月15日に資本組入額（資本金に組入れる額）を決定する予定であります。

4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5 株式受渡期日は、2023年9月26日（火）（以下、「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7 申込みに先立ち、2023年9月8日から2023年9月14日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8 引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 東京中央支店	東京都中央区日本橋二丁目7番1号

（注） 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	未定	1 買取引受けによります。
SMB C日興証券株式会	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		2 引受人は新株式払込金として、2023年9月25日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番21号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地		
計	—	700,000	—

（注） 1 引受株式数は、2023年9月7日開催予定の取締役会において決定する予定であります。

2 上記引受人と発行価格決定日（2023年9月15日）に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,114,120,000	37,000,000	1,077,120,000

（注） 1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,730円）を基礎として算出した見込額であります。2023年9月7日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）は含まれておりません。

3 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額1,077百万円については、事業拡大に向けたシステム開発及び新規人材採用費用に充当する予定であり、具体的な内容及び充当時期は、下記の通りであります。

①StarPay（決済システム）機能拡充のための投資として216百万円（2023年12月期：24百万円、2024年12月期：96百万円、2025年12月期：96百万円）

②審査・運用システム機能拡充のための投資として283百万円（2023年12月期：12百万円、2024年12月期：132百万円、2025年12月期：139百万円）

③DX/ミニアプリ関連システム機能拡充のための投資として222百万円（2023年12月期：18百万円、2024年12月期：72百万円、2025年12月期：132百万円）

④新規加盟店等獲得のための営業人員及び開発体制強化のためのエンジニアの増員に伴う人件費及び採用費として356百万円（2023年12月期：16百万円、2024年12月期：119百万円、2025年12月期：221百万円）

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

（注） 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2023年9月15日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング方式	2,808,100	4,858,013,000	東京都新宿区四谷一丁目6番1号 LINE株式会社 856,000株
				中国深圳市南山区高新南一道9号 深圳市威富通科技有限公司 360,000株
				東京都千代田区大手町二丁目3番1号 日本郵政キャピタル株式会社 333,300株
				東京都新宿区西新宿三丁目19番2号 NTTイーアジア株式会社 300,000株
				東京都千代田区有楽町一丁目2番2号 株式会社ぐるなび 284,000株
				東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号 株式会社SBI新生銀行 253,800株
				中国深圳市前海深港合作区前湾一路1—A—201 Shenzhen Qianhai Innovation Angel Funds 160,000株
				東京都港区虎ノ門四丁目1番1号 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 90,000株

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
				東京都港区北青山二丁目5番1号 伊藤忠商事株式会社 83,000株 111 North Bridge Road #13-01 Peninsula Plaza Singapore 267951 SILVERROCK CAPITAL PTE.LTD. 48,000株 Morgan&Morgan Building, Pasea Estate, Road Town, Tortola, British Virgin Islands Power Vision Technology Ltd. 40,000株
計(総売出株式)	—	2,808,100	4,858,013,000	—

- (注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 2 引受人の買取引受による売出しに係る売出株式2,808,100株のうちの一部は、大和証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下、「海外販売」といい、海外販売される株数を「海外販売株数」という。）されることがあります。上記売出数は、日本国内において販売（以下、「国内販売」という。）される株数（以下、「国内販売株数」という。）と海外販売株数が含まれた、国内販売株数の上限であり、海外販売株数は、未定であります。国内販売株数及び海外販売株数の最終的な内訳は、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需給状況等を勘案した上で、売出価格決定日（2023年9月15日）に決定されます。海外販売株数は引受人の買取引受による売出しに係る株式数の範囲内とします。なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出数については、今後変更される可能性があります。
- 海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照ください。
- 3 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 2に記載した振替機関と同一であります。
- 4 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,730円）で算出した見込額であり、国内販売株数の上限に係るものであります。海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照ください。
- 6 売出数等については今後変更される可能性があります。
- 7 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
- 8 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. ロックアップについて」をご参照下さい。

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

（1）【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（2）【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又 は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 2023年 9月19日(火) 至 2023年 9月22日(金)	100	未定 (注) 2	引受人及びその委 託販売先金融商品 取引業者の本支店 及び営業所	東京都千代田区丸の内一 丁目9番1号 大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内三 丁目3番1号 SMB C日興証券株式会 社 東京都港区六本木一丁目 6番1号 株式会社SBI証券 東京都港区南青山二丁目 6番21号 楽天証券株式会社 大阪府大阪市中央区今橋 一丁目8番12号 岩井コスモ証券株式会社 東京都港区赤坂一丁目12 番32号 マネックス証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁 目17番6号 岡三証券株式会社 東京都千代田区麹町一丁 目4番地 松井証券株式会社	未定 (注) 3

(注) 1 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。

2 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（2023年9月15日）に決定いたします。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4 上記引受人と2023年9月15日に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。

5 株式受渡期日は、上場（売買開始）日（2023年9月26日（火））の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売

買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

- 6 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 7 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様であります。
- 8 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
普通株式	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング 方式	526,200	910,326,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社
計(総売出株式)	—	526,200	910,326,000	—

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、SMBC日興証券株式会社と協議の上、2023年9月26日から2023年10月20日までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,730円）で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2に記載した振替機関と同一であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1)【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格 （円）	申込期間	申込株数単位 （株）	申込証拠金 （円）	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 （注）1	自 2023年 9月19日(火) 至 2023年 9月22日(金)	100	未定 （注）1	大和証券株式会社及び その委託販売先金融商 品取引業者の本支店及 び営業所	—	—

- (注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には利息をつけません。
- 2 売出しに必要な条件については、売出価格決定日（2023年9月15日）において決定する予定であります。
- 3 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日（2023年9月26日（火））の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 5 大和証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所グロース市場への上場について

当社普通株式は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含め、大和証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社を共同主幹事会社（以下、「共同主幹事会社」という。）として、2023年9月26日に東京証券取引所グロース市場へ上場される予定であります。

2. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について

引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部が、共同主幹事会社の関係会社等を通じて、海外販売されることがあります。以下は、かかる引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を一括して掲載したものであります。

（1）株式の種類

当社普通株式

（2）海外販売の売出数(海外販売株数)

未定

（注）上記の売出数は、海外販売株数であり、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日(2023年9月15日)に決定されますが、海外販売株数は、引受人の買取引受による売出しに係る株式数の範囲内とします。

（3）海外販売の売出価格

未定

（注）1 海外販売の売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 （2）ブックビルディング方式」の(注)1と同様であります。

2 海外販売の売出価格は、前記「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)（2）ブックビルディング方式」に記載の国内販売における売出価格と同一といたします。

（4）海外販売の引受価額

未定

（注）海外販売の引受価額は、本募集における引受価額と同一といたします。

（5）海外販売の売出価額の総額

未定

（6）株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
また、単元株式数は100株であります。

（7）売出方法

下記(8)に記載の引受人が引受人の買取引受による売出しの売出株式を買取引受けした上で、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部を当該引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売します。

（8）引受人の名称

前記「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)（2）ブックビルディング方式」に記載の引受人

（9）売出しを行う者の氏名又は名称

前記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出人

（10）売出しを行う地域

欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)

（11）海外販売の受渡年月日

2023年9月26日(火)

- (12) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称
株式会社東京証券取引所

3. グリーンシュエオープンとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、大和証券株式会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として当社普通株式を引受価額と同一の価格で当社株主より追加的に取得する権利（以下、「グリーンシュエオープン」という。）を、2023年10月20日を行使期限として当社株主から付与される予定であります。

また、大和証券株式会社は、上場（売買開始）日から2023年10月20日までの間、SMBC日興証券株式会社と協議の上、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、大和証券株式会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、当社株主から借受けている株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシュエオープンを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社は、SMBC日興証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか、もしくは上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

4. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社株主かつ貸株人である李剛、吉田興佳及び王鯤、売出人であるLINE株式会社、深圳市威富通科技有限公司、日本郵政キャピタル株式会社、NTTイーアジア株式会社、株式会社ぐるなび、株式会社SBI新生銀行、Shenzhen Qianhai Innovation Angel Funds、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社、伊藤忠商事株式会社、SILVERROCK CAPITAL PTE.LTD.、Power Vision Technology Ltd.並びに当社の株主であるJD Fountain Technology (Hong Kong) Limited、LUN Partners Japan Investment、LUN Partners Capital Limited、SMB C日興証券株式会社、株式会社横浜銀行、SCSK株式会社及び株式会社ティーガイアは、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後180日目（2024年3月23日）までの期間、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、グリーンシュエーションの対象となる当社普通株式を大和証券株式会社が取得することを除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社の株主であるKJP2 L.P.及びSAI GLOBAL JAPANFUND I, LLLPは、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後90日目（2023年12月24日）までの期間、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及び売却価格が本募集等における発行価格又は売出価格の1.5倍以上であって、株式会社東京証券取引所取引で行う売却等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社の新株予約権を保有する山口康樹、陳斌、安達源、長福久弘、稲田哲也、滝島啓介、藤田梓馬、梅元建次郎、浅野寿夫、眞下弘和、福山太郎、吉田光宏、小林健介、中久保直人、李大偉、加納裕二、伊藤仁、森田徹、楊卓劍、藤本剛司、史凱寧、劉蘇、李路平、丸一淳、謝軼、山田愛、杜月、Wang Yuqing Jacqueline、中村千晶、劉文洋、桂素偉、山地崇史、高橋健、山本茂央、劉楠楠、李智威、姜威、李季成、李健、熊峰、王瑞、陳昱州、金屹曾、NguyenThanhDuong、PhamThanhHai、宮川香苗、徳川必要互安、王立国、宋恒、宮城耕平、及川謙一、大戸健一、範世榮、劉珣、姚丹黎、秋田勇氣、国本一宏、緑川和彩、鈴木佳良、瀬川結依、戴晶晶、村岡未来、王光仲、徐亮、李楠、葛立軍、張虹及び他111名は、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後180日目（2024年3月23日）までの期間、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式の売却等を行わない旨を合意しております。

さらに、当社は共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後180日目（2024年3月23日）までの期間、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、グリーンシュエーション、株式分割及びストックオプション又は譲渡制限付株式報酬（ロックアップ期間中に行使又は譲渡されないものであり、かつロックアップ期間中における発行等の累計による潜在株式ベースの希薄化率が1%を超えないものに限り）にかかわる発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社はロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第3【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

- (1) 表紙に当社のロゴ  を記載いたします。
- (2) 表紙の次に「1 会社の経営方針・ミッション」～「3 業績等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

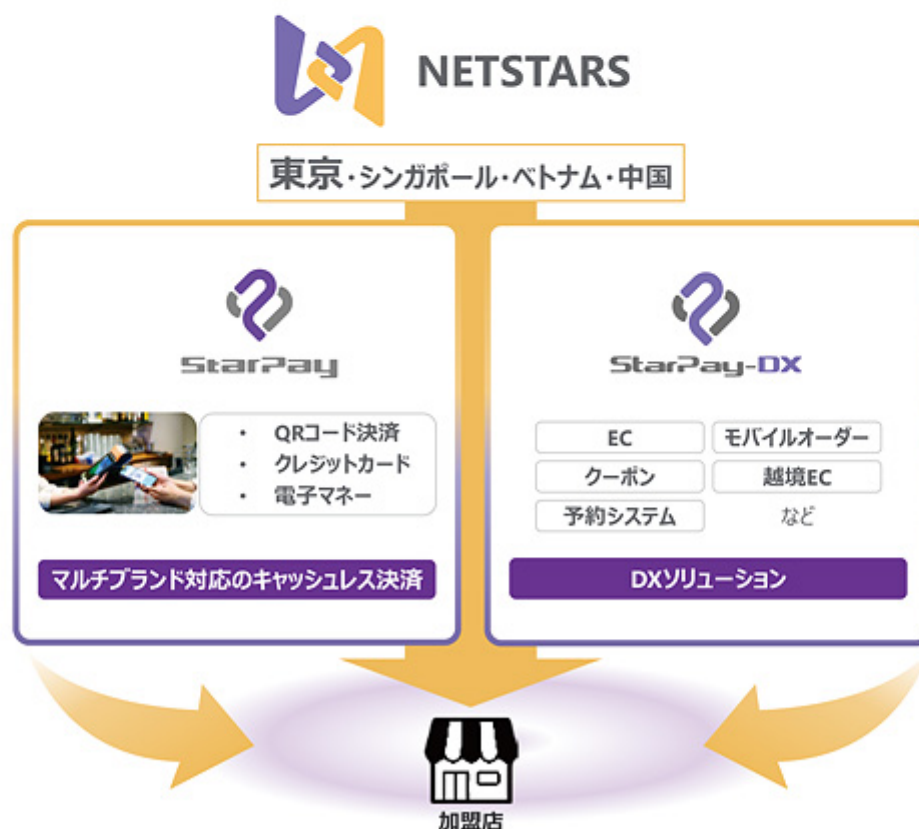
1 会社の経営方針・ミッション

お金の流れを、もっと円（まる）く

当社グループは、「お金の流れを、もっと円（まる）く」というミッションを掲げ、世界規模で急速に進むデジタル化により生活様式が大きく変わりつつある時代において、経済の基盤である決済をより安全に、スピーディーにすることで社会の発展の一翼を担っていきたいと考えております。

2 事業の内容

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株式会社ネットスターズ）、子会社3社（納思達科技（大連）有限公司、NETSTARS ASIA HOLDINGS PTE. LTD.及びNETSTARS VIETNAM CO., LTD.）により構成されており、複数のキャッシュレス決済を1つのアプリで決済可能にするマルチQRコード決済サービス「StarPay」の提供とキャッシュレス決済に関連するミニアプリ等（注1）のDX製品（注2）の開発・販売を主たる業務としております。



当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

(1) 当社グループのサービスについて

当社グループは、複数のQRコード決済を1つのアプリで決済可能にするマルチQRコード決済サービス「StarPay」の提供を行っており、2023年2月よりクレジットカード決済、2023年7月より電子マネー決済も提供を開始しております。現在、キャッシュレス決済市場には多くのキャッシュレス決済ブランドが提供されておりますが、「StarPay」を導入することで、加盟店は複数の決済ブランドを一括して契約・運用することが可能となります。特に当社はQRコード決済に強みを持っており、「StarPay」は現在、日本国内外合わせて25種類以上のQRコード決済ブランドを統合しており、QRコード決済ブランドのカバレッジ数は国内最大級となります。

決済ゲートウェイサービスをワンストップで提供

当社を通じて多様な決済手段に対応するキャッシュレス決済ゲートウェイサービスを加盟店に対して提供。また、加盟店にとって負担となる複数決済ブランドとの契約や審査、精算プロセスをワンストップで提供

面倒な導入プロセスを一手に引き受け



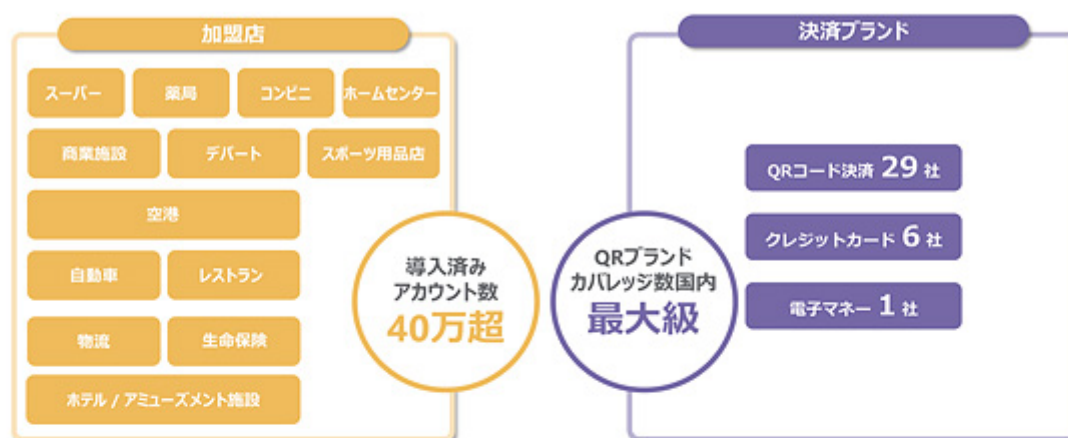
また、当社グループは決済端末を提供するだけでなく、既に店舗にあるタブレットやPOS（販売時点情報管理）システムがQRコード決済に対応できるよう、API（注3）を使って決済サービスを提供しており、形式を問わず柔軟に決済サービスを提供することが可能です。また、自社での営業活動に加え、業務提携先（OEM提供先・取次店）を通じて効率的な加盟店の獲得を図っております。業務提携先には、多数の企業と提携している取次店及び当社の「StarPay」をOEMとして提供しているクレジット会社等があり、当社グループではこれらの業務提携先と良好な関係構築に努めております。導入・運用のいずれも人的・金銭的負担が少ないキャッシュレス対応ツールとして、店舗や自動販売機を含め国内40万アカウント以上（2023年6月末日時点）に導入されております。



2023年より市場導入を開始した専用端末P2PRO。QRコード決済だけでなく、クレジットカード、電子マネーに対応します。

広範な決済ブランドカバレッジと強固な加盟店基盤

業界最大級のQR決済ブランドカバレッジ数と強固な加盟店基盤により魅力的なプラットフォームを形成。幅広い業態における加盟店を誇る

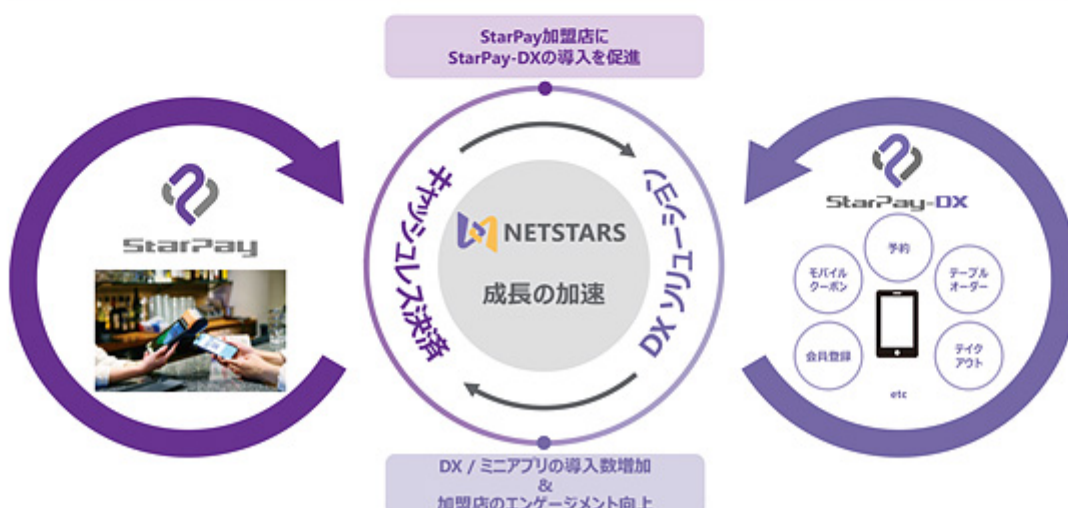


子会社であるNETSTARS ASIA HOLDINGS PTE. LTD.は「StarPay」の海外におけるOEM提供先を開拓しており、QRコード決済サービスを立ち上げようとしている海外の金融機関等に対して営業を行っております。納思達科技(大連)有限公司とNETSTARS VIETNAM CO., LTD.は一部独自で営業を行っておりますが、主に当社の開発等の受託先となっております。

また、事前注文、出前サービスなどスマートフォンを利用した様々なDX化の取り組みを行いたい加盟店に対して、ミニアプリ等のDX製品を開発・提供し、クロスセルを図っております。加盟店はミニアプリを利用することで、QRコード決済アプリのユーザーにアプローチすることが可能になり、またネイティブアプリ(注4)に比較して開発費や決済金額に対する手数料が比較的安価となります。

StarPay-DXのクロスセルによる成長の加速

StarPayとStarPay-DXのクロスセルを図る。様々な加盟店にDXソリューションを提供するべく、カスタマイズ性(技術力)と納品スピードを高める方針。StarPay既存加盟店に対してキャッシュレスのみならず、省人化DX商材などをStarPay-DXを追加的に提供する方針



その他に海外向けの通信サービスとインバウンドプロモーションサービスを行っております。通信サービスは当社の祖業であり、海外向けの通信サービスのシステムを提供しており、ユーザーの利用量に応じて、通信事業者からシステム利用料を受領しております。インバウンドプロモーションサービスは主に「StarPay」の顧客向けに中国観光客向けのプロモーションを企画・運営の受託をしております。なお、2023年4月をもって当該海外向け通信サービスのシステム提供は終了しております。

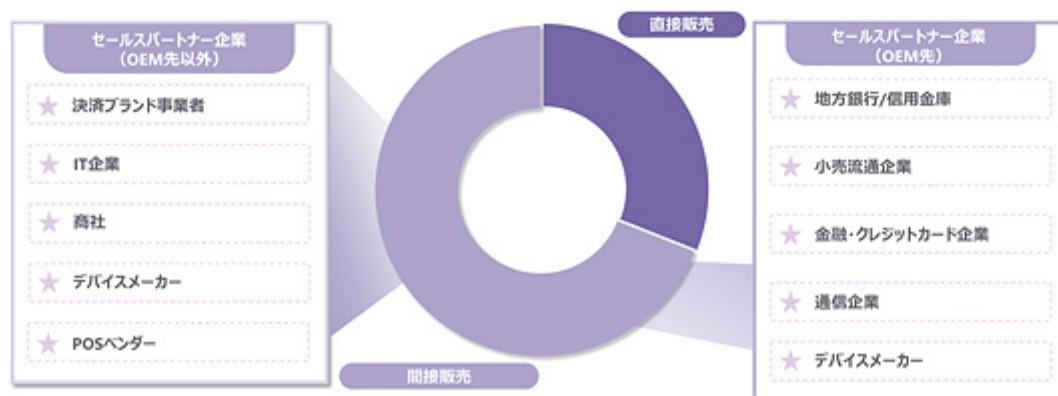
(2) 当社グループのビジネスモデルについて

当社グループの主力サービスである「StarPay」の収益構造は、利用の対価として加盟店の決済額に応じた手数料を受領するモデルとなっており、決済額に応じた加盟店の手数料から決済事業者の手数料を差し引いた純額が当社収益となります。当社グループはキャッシュレス決済サービスを加盟店に提供し、加盟店と各決済事業者との決済データを処理しております。直接契約している加盟店に関しては、各キャッシュレス決済事業者から決済手数料を差し引いた決済額を加盟店に代わり受領し、その入金額から当社の手数料を差し引き、翌月に加盟店へ振り込みをしております。OEM提供先からは、決済総額に応じて手数料を受領しております。また、加盟店のニーズがあれば決済端末を販売しております。決済額に応じた手数料は、当社グループの加盟店の増加とキャッシュレス決済の利用者の増加により収益が積みあがっていく構造となっております。また、当社は自社での営業活動に加え、業務提携先（取次店）を介して加盟店を獲得する場合があります。当該取次店には獲得した加盟店の決済額に応じた手数料を支払い、費用として計上しております。

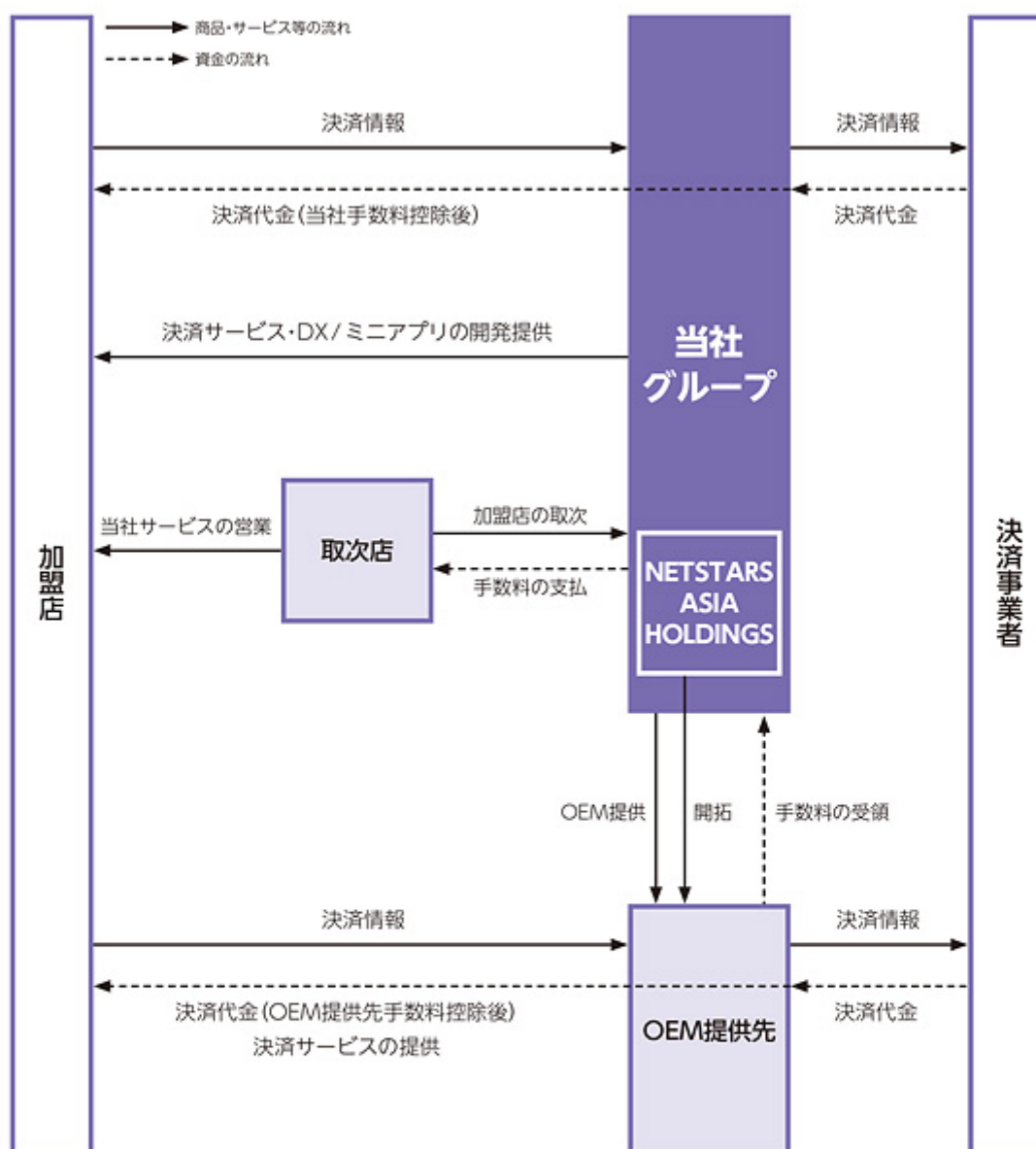
提供しているミニアプリ等DX製品の収益構造は、導入時に当社が初期開発・導入サポートを実施した対価として受領する初期売上と提供したDX製品の利用料及び保守運営料として毎月受領する月額利用料とDX製品を通して発生する決済額に応じた手数料売上を受領するモデルとなっております。ミニアプリ等のDX製品では事前注文、出前サービス、クーポン発行等の様々な機能が可能で、機能等により月額利用料が変わります。当社グループは「StarPay」の加盟店に対して決済だけでなく、ミニアプリ等のDX製品のクロスセルを図っていきます。

拡大するパートナーシップネットワーク

決済ブランド事業者や地方銀行/信用金庫を始めとした多くの企業をパートナーとし協業することにより、現地オフィスを必ずしも必要とせず、日本全国において加盟店拡大を実現



事業系統図



用語解説

- (注) 1. ミニアプリ: QRコード決済アプリ等をプラットフォームとし、その中でのみ利用することができるアプリのこと。QRコード決済アプリがダウンロードされていれば、新たにダウンロードすることが不要といった特徴がある。
2. DX製品: 組織や企業がデジタル技術を活用して業務プロセスやビジネスモデルを改善し、競争力を向上させるための製品やソリューションのこと。
3. API: Application Programming Interfaceの略で、ソフトウェアやプログラム等を連携するための仕様のこと。
4. ネイティブアプリ: スマートフォンやタブレットのホーム画面に、App StoreやGoogle Playなどのアプリケーションストア経由でインストールして使用するアプリのこと。

3 業績等の推移

● 主要な経営指標等の推移

(単位:千円)

回 次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期 第2四半期
決 算 年 月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年6月
(1)連結経営指標等						
売上高				1,963,958	2,987,067	1,798,819
経常損失(△)				△1,013,797	△566,377	△151,514
親会社株主に帰属する 当期(四半期)純損失(△)				△1,017,597	△572,531	△154,262
包括利益又は四半期包括利益				△987,088	△545,928	△129,180
経資産額				7,008,890	6,462,962	6,333,782
総資産額				18,512,246	21,578,918	24,907,518
1株当たり純資産額				438.69	404.52	—
1株当たり当期(四半期)純損失(△)				△63.69	△35.84	△9.66
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益				—	—	—
自己資本比率				37.9	30.0	25.4
自己資本利益率				—	—	—
株価収益率				—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー				7,062,661	3,216,339	3,548,972
投資活動によるキャッシュ・フロー				△642,595	△377,977	△118,091
財務活動によるキャッシュ・フロー				4,318,290	△600	△300
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高				16,885,219	19,746,334	23,200,426
従業員数				184	217	—
(外、平均臨時雇用者数)				(11)	(15)	(—)

(2)提出会社の経営指標等

売上高	652,822	1,390,863	1,387,588	1,946,500	2,968,195	
経常損失(△)	△182,569	△1,289,254	△1,190,587	△953,247	△518,187	
当期純損失(△)	△183,519	△1,291,128	△1,198,358	△957,047	△524,341	
資本金	1,023,250	1,397,050	2,847,310	3,984,370	3,984,370	
発行済株式総数						
普通株式	4,970	52,192	60,249	64,333	64,333	
優先株式	350	3,500	3,500	2,731	2,731	
A種優先株式	—	—	—	12,820	12,820	
経資産額	1,218,416	674,888	2,377,049	7,136,891	6,612,550	
総資産額	2,976,422	5,992,322	7,085,022	18,647,513	21,721,382	
1株当たり純資産額	216,985.21	10,248.47	37,130.07	446.70	413.88	
1株当たり配当額						
普通株式	—	—	—	—	—	
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	
優先株式	—	—	—	—	—	
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	
A種優先株式	—	—	—	—	—	
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	
1株当たり当期純損失(△)	△43,933.70	△25,874.90	△21,706.08	△59.90	△32.82	
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—	—	—	—	—	
自己資本比率	40.9	11.3	33.6	38.3	30.4	
自己資本利益率	—	—	—	—	—	
株価収益率	—	—	—	—	—	
配当性向	—	—	—	—	—	
従業員数	35	102	124	123	126	
(外、平均臨時雇用者数)	(3)	(28)	(20)	(11)	(15)	

(注) 1. 第10期から第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第12期、第13期、第14期及び第15期第2四半期の潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益については、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期(四半期)純損失であるため記載しておりません。

2. 自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失又は当期純損失であるため記載しておりません。

3. 1株当たり配当額及び配当性向については、無配であるため記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 従業員数は従業員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を除き、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を除く)であり、臨時雇用者数(パート・タイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

6. 第13期及び第14期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有価証券監査法人の監査を受けております。また、第15期第2四半期の連結財務諸表については、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年閣内令第64号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有価証券監査法人の監査を受けております。

7. 第13期及び第14期の財務諸表については「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有価証券監査法人の監査を受けております。なお、第10期、第11期、第12期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の定めに基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有価証券監査法人の監査を受けております。

8. 第15期第2四半期における売上高、経常損失、親会社株主に帰属する四半期純損失、四半期包括利益、1株当たり四半期純損失、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローについては、第15期第2四半期連結累計期間の数値を、経資産額、総資産額、自己資本比率及び現金及び現金同等物の四半期末残高については、第15期第2四半期連結会計期間末の数値を記載しております。

9. 第10期から第14期については、人員採用、開発費、販売促進費等の先行投資を積極化したことにより、経常損失及び親会社株主に帰属する当期(四半期)純損失又は当期純損失を計上しております。

10. 当社は、2019年8月23日付で普通株式1株につき10株の割合をもって株式分割を行い、2019年10月10日付で優先株式1株につき10株の割合をもって株式分割を行っております。また、2023年6月20日付で普通株式1株につき200株の割合をもって株式分割を行っております。2019年8月23日付で普通株式1株につき10株の割合をもって株式分割を行い、2019年10月10日付で優先株式1株につき10株の割合をもって株式分割し、第11期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、2023年6月20日付で普通株式1株につき200株の割合をもって株式分割を行い、第13期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期(四半期)純損失を算定しております。

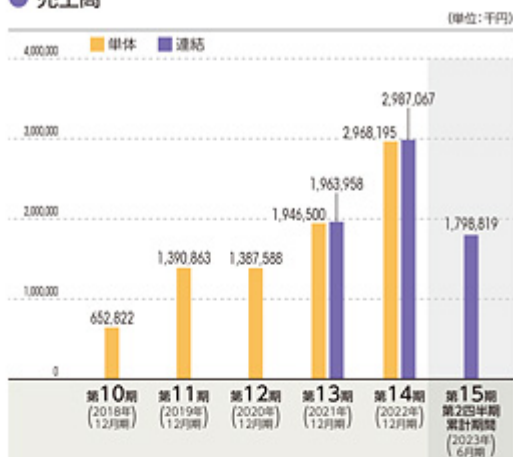
11. 2023年6月4日付で優先株式2,731株及びA種優先株式12,820株を自己株式として取得し、その対価として普通株式をそれぞれ2,731株、12,820株交付しております。また、2023年5月19日開催の取締役会決議により、2023年6月4日付で自己株式として保有する優先株式及びA種優先株式をすべて消却しております。なお、当社は2023年6月5日開催の臨時株主総会において、同日付で優先株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

12. 当社は、2019年8月23日付で普通株式1株につき10株の割合をもって株式分割を行い、2019年10月10日付で優先株式1株につき10株の割合をもって株式分割を行っております。また、2023年6月20日付で普通株式1株につき200株の割合をもって株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「新上場申請のための有価証券報告書(1の添)」の作成上の留意点について「(2012年8月21日付東京証上審第133号)」に基づき、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

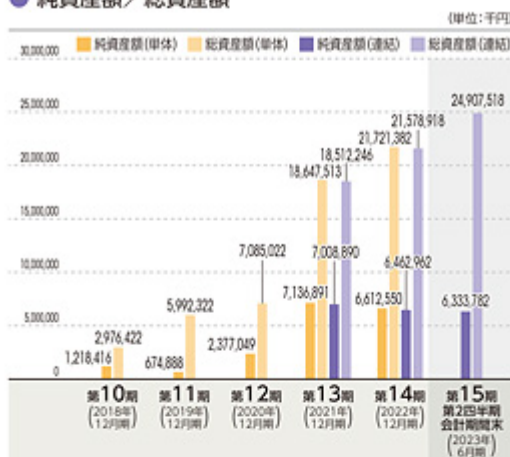
なお、第10期、第11期、第12期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、太陽有価証券監査法人の監査を受けておりません。

回 次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決 算 年 月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
1株当たり純資産額	108.49	51.24	185.65	446.70	413.88
1株当たり当期純損失(△)	△21.97	△129.37	△108.53	△59.90	△32.82
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—	—	—	—	—
1株当たり配当額					
普通株式	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
優先株式	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
A種優先株式	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

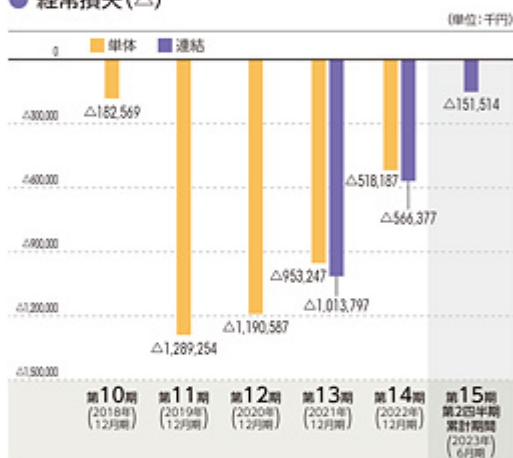
● 売上高



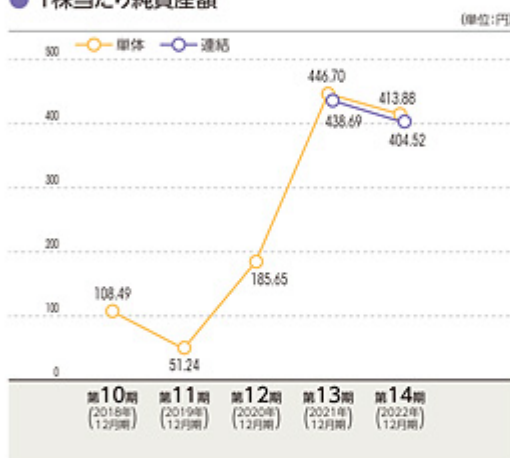
● 純資産額／総資産額



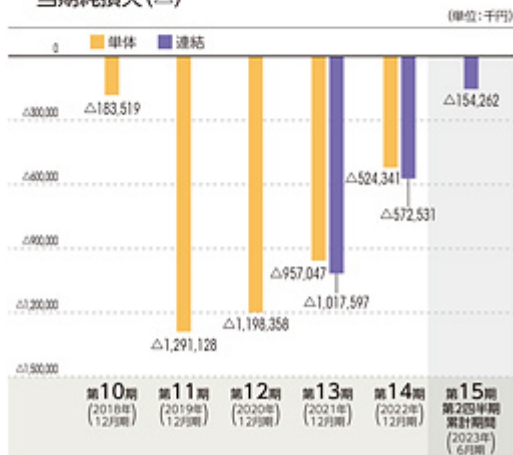
● 経常損失(△)



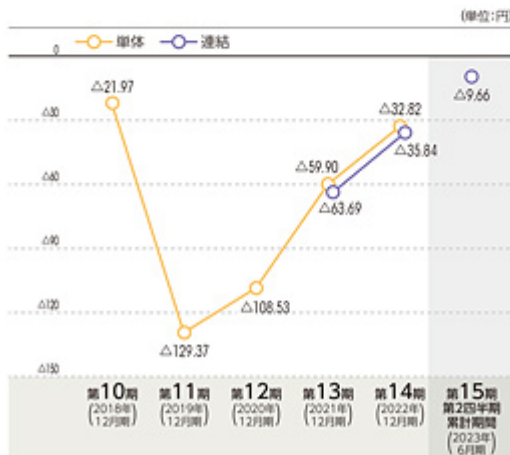
● 1株当たり純資産額



● 親会社株主に帰属する当期(四半期)純損失／当期純損失(△)



● 1株当たり当期(四半期)純損失(△)



(注) 当社は、2019年8月23日付で普通株式1株につき10株の割合をもって株式分割を行い、2019年10月10日付で優先株式1株につき10株の割合をもって株式分割を行っております。また、2023年6月20日付で普通株式1株につき200株の割合をもって株式分割を行っております。上記では、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第13期	第14期
決算年月		2021年12月	2022年12月
売上高	(千円)	1,963,958	2,987,067
経常損失(△)	(千円)	△1,013,797	△566,377
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(千円)	△1,017,597	△572,531
包括利益	(千円)	△987,088	△545,928
純資産額	(千円)	7,008,890	6,462,962
総資産額	(千円)	18,512,246	21,578,918
1株当たり純資産額	(円)	438.69	404.52
1株当たり当期純損失(△)	(円)	△63.69	△35.84
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	37.9	30.0
自己資本利益率	(%)	—	—
株価収益率	(倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	7,062,661	3,216,339
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△642,595	△377,977
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	4,318,290	△600
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	16,885,219	19,746,334
従業員数	(人)	184	217
(外、平均臨時雇用者数)		(11)	(15)

- (注) 1. 第13期及び第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 第13期及び第14期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。
3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
5. 第13期及び第14期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。
6. 第13期及び第14期については、人員採用、開発費、販売促進費等の先行投資を積極化したことにより、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。
7. 当社は、2023年6月20日付で普通株式1株につき200株の割合をもって株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純損失を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
売上高 (千円)	652,822	1,390,863	1,387,588	1,946,500	2,968,195
経常損失 (△) (千円)	△182,569	△1,289,254	△1,190,587	△953,247	△518,187
当期純損失 (△) (千円)	△183,519	△1,291,128	△1,198,358	△957,047	△524,341
資本金 (千円)	1,023,250	1,397,050	2,847,310	3,984,370	3,984,370
発行済株式総数					
普通株式 (株)	4,970	52,192	60,249	64,333	64,333
優先株式 (株)	350	3,500	3,500	2,731	2,731
A種優先株式 (株)	-	-	-	12,820	12,820
純資産額 (千円)	1,218,416	674,888	2,377,049	7,136,891	6,612,550
総資産額 (千円)	2,976,422	5,992,322	7,085,022	18,647,513	21,721,382
1株当たり純資産額 (円)	216,985.21	10,248.47	37,130.07	446.70	413.88
1株当たり配当額					
普通株式	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
優先株式 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
A種優先株式	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△43,933.70	△25,874.90	△21,706.08	△59.90	△32.82
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	40.9	11.3	33.6	38.3	30.4
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (人)	35	102	124	123	126
(外、平均臨時雇用者数)	(3)	(28)	(20)	(11)	(15)

(注) 1. 第10期から第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第12期・第13期及び第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純純利益については、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

3. 1株当たり配当額及び配当性向については、無配であるため記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

6. 当社は、2019年8月23日付で普通株式1株につき10株の割合をもって株式分割を行い、2019年10月10日付で優先株式1株につき10株の割合をもって株式分割を行っております。また、2023年6月20日付で普通株式1株につき200株の割合をもって株式分割を行っております。「2019年8月23日付で普通株式1株につき10株の割合をもって株式分割を行い、2019年10月10日付で優先株式1株につき10株の割合をもって株式分割」は、第11期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定、「2023年6月20日付で普通株式1株につき200株の割合をもって株式分割」は、第13期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純損失を算定しております。

7. 第13期及び第14期の財務諸表については「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責

任監査法人の監査を受けております。なお、第10期、第11期、第12期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の定めに基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく、太陽有限責任監査法人の監査はを受けておりません。

8. 2023年6月4日付で優先株式2,731株及びA種優先株式12,820株を自己株式として取得し、その対価として普通株式をそれぞれ2,731株、12,820株交付しております。また、2023年5月19日開催の取締役会決議により、2023年6月4日付で自己株式として保有する優先株式及びA種優先株式をすべて消却しております。なお、当社は2023年6月5日開催の臨時株主総会において、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
9. 第10期から第14期については、人員採用、開発費、販売促進費等の先行投資を積極的に行っていたことにより、経常損失及び当期純損失を計上しております。
10. 当社は、2019年8月23日付で普通株式1株につき10株の割合をもって株式分割を行い、2019年10月10日付で優先株式1株につき10株の割合をもって株式分割を行っております。また、2023年6月20日付で普通株式1株につき200株の割合をもって株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（2012年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、第10期、第11期、第12期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
1株当たり純資産額 (円)	108.49	51.24	185.65	446.70	413.88
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△21.97	△129.37	△108.53	△59.90	△32.82
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額					
普通株式	—	—	—	—	—
（うち1株当たり中間配当額）	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
優先株式 (円)	—	—	—	—	—
（うち1株当たり中間配当額）	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
A種優先株式	—	—	—	—	—
（うち1株当たり中間配当額）	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

2【沿革】

2009年2月	IT事業を中心とした事業立ち上げを企図し、株式会社ネットスターズを千葉県千葉市美浜区に設立
2010年11月	国際通信、国際SMSサービス開始（2023年4月終了）
2011年7月	騰訊控股有限公司（Tencent Holdings Limited）、KDDI株式会社と共同でモバイルQQ日本版をリリース（サービス終了済）
2011年8月	本社を東京都中央区日本橋茅場町に移転
2015年4月	騰訊控股有限公司（Tencent Holdings Limited）とWeChat Pay（QRコード決済）の代理契約を締結
2015年7月	QRコード決済サービスであるStarPayを開始
2016年7月	QRコード決済サービスにおける連携を深めることを目的として、株式会社新生銀行（現 株式会社SBI新生銀行）と資本業務提携
2017年1月	QRコード決済専用端末を販売開始（注1）
2017年12月	アジアを中心とした海外展開を目的として、エヌ・ティ・ティ・ベトナム株式会社（現 NTT イーアジア株式会社）と資本業務提携
2018年2月	QRコード決済サービスにおける連携を深めることを目的として、LINE株式会社と資本業務提携 StarPay決済サービスにLINE Payを追加
2018年4月	StarPay決済サービスにAlipayを追加
2018年10月	StarPay決済サービスにPayPay、楽天ペイを追加
2018年11月	NETSTARS ASIA HOLDINGS PTE. LTD.（連結子会社）をシンガポール共和国に設立
2019年9月	QRコード決済サービスにおける加盟店拡大及びアジア・中東への海外展開の推進を目的として、伊藤忠商事株式会社と資本業務提携
2020年1月	NETSTARS VIETNAM CO., LTD.（連結子会社）をベトナム社会主義共和国に設立
2020年4月	納思達科技（大連）有限公司の株式を譲受け子会社化
2020年9月	LINE Payでの決済機能を搭載したミニアプリを導入できる支援サービス「StarPay-mini for LINEミニアプリ」の提供開始
2022年2月	本社を東京都中央区八丁堀に移転
2022年3月	QRコード決済サービスにおける連携を深めることを目的として、サツドラホールディングス株式会社の連結子会社である株式会社リージョナルマーケティングと資本業務提携

（注）1. QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株式会社ネットスターズ）、子会社3社（納思達科技（大連）有限公司、NETSTARS ASIA HOLDINGS PTE. LTD.及びNETSTARS VIETNAM CO., LTD.）により構成されており、複数のキャッシュレス決済を1つのアプリで決済可能にするマルチQRコード決済サービス「StarPay」の提供とキャッシュレス決済に関連するミニアプリ等（注1）のDX製品（注2）の開発・販売を主たる業務としております。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

なお、当社グループは、「フィンテック事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 当社グループのサービスについて

当社グループは、複数のQRコード決済を1つのアプリで決済可能にするマルチQRコード決済サービス「StarPay」の提供を行っており、2023年2月よりクレジットカード決済、2023年7月より電子マネー決済も提供を開始しております。現在、キャッシュレス決済市場には多くのキャッシュレス決済ブランドが提供されておりますが、「StarPay」を導入することで、加盟店は複数の決済ブランドを一括して契約・運用することが可能となります。特に当社はQRコード決済に強みを持っており、「StarPay」は現在、日本国内外合わせて25種類以上のQRコード決済ブランドを統合しており、QRコード決済ブランドのカバレッジ数は国内最大級となります。

また、当社グループは決済端末を提供するだけでなく、既に店舗にあるタブレットやPOS（販売時点情報管理）システムがQRコード決済に対応できるよう、API（注3）を使って決済サービスを提供しており、形式を問わず柔軟に決済サービスを提供することが可能です。また、自社での営業活動に加え、業務提携先（OEM提供先・取次店）を通じて効率的な加盟店の獲得を図っております。業務提携先には、多数の企業と提携している取次店及び当社の「StarPay」をOEMとして提供しているクレジット会社等があり、当社グループではこれらの業務提携先と良好な関係構築に努めております。導入・運用のいずれも人的・金銭的負担が少ないキャッシュレス対応ツールとして、店舗や自動販売機を含め国内40万アカウント以上(2023年6月末日時点)に導入されております。子会社であるNETSTARS ASIA HOLDINGS PTE. LTD.は「StarPay」の海外におけるOEM提供先を開拓しており、QRコード決済サービスを立ち上げようとしている海外の金融機関等に対して営業を行っております。納思達科技（大連）有限公司とNETSTARS VIETNAM CO., LTD.は一部独自で営業を行っておりますが、主に当社の開発等の受託先となっております。

また、事前注文、出前サービスなどスマートフォンを利用した様々なDX化の取り組みを行いたい加盟店に対して、ミニアプリ等のDX製品を開発・提供し、クロスセルを図っております。加盟店はミニアプリを利用することで、QRコード決済アプリのユーザーにアプローチすることが可能になり、またネイティブアプリ（注4）に比較して開発費や決済金額に対する手数料が比較的安価となります。

その他に海外向けの通信サービスとインバウンドプロモーションサービスを行っております。通信サービスは当社の副業であり、海外向けの通信サービスのシステムを提供しており、ユーザーの利用量に応じて、通信事業者からシステム利用料を受領しております。インバウンドプロモーションサービスは主に「StarPay」の顧客向けに中国観光客向けのプロモーションを企画・運営の受託をしております。なお、2023年4月をもって当該海外向け通信サービスのシステム提供は終了しております。

(2) 当社グループのビジネスモデルについて

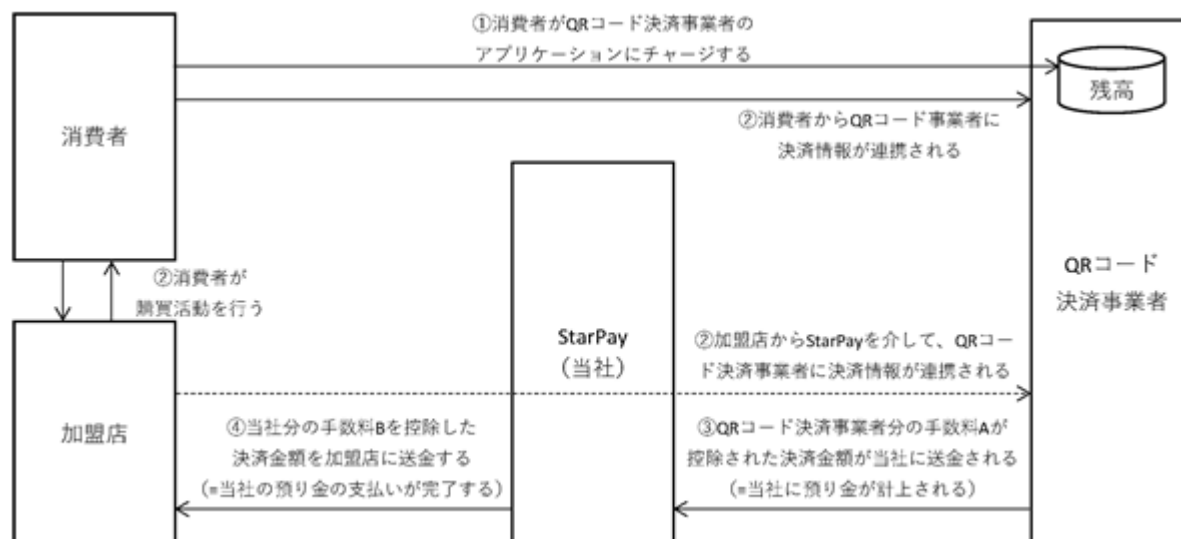
現在、キャッシュレス決済市場には多くのキャッシュレス決済ブランドが提供されておりますが、「StarPay」を導入することで、加盟店は多様な決済手段・ブランドを一括して契約・運用することが可能となり、また、決済事業者は自社の決済サービスをより多くの加盟店に導入することが可能となります。

当社グループの主力サービスである「StarPay」の収益構造は、利用の対価として加盟店の決済額に応じた手数料を受領するモデルとなっており、決済額に応じた加盟店の手数料から決済事業者の手数料を差し引いた純額が当社収益となります。当社グループはキャッシュレス決済サービスを加盟店に提供し、加盟店と各決済事業者との決済データを処理しております。

消費者がQRコード決済を利用し、StarPayを通して、最終的に加盟店にまで決済代金が移動するまでの基本的な流れは次の通りであります。①消費者が、QRコード決済事業者のアプリケーション内の残高にチャージします。当該取引は消費者とQRコード決済事業者間の取引で当社は関与しません。②消費者がQRコード決済を利用した購買活動を行った際に、StarPayを通して、加盟店からQRコード決済事業者へ決済情報（決済手段・決済日時・金額等）が連携されます（消費者からもQRコード決済事業者へ直接決済情報が連携されています）。当該時点では、QRコード決済事業者が加盟店への支払債務を負っている状態で、当社に加盟店への支払債務は発生していません。③QRコード決済事業者が手数料A（※1）を受受し、当社に手数料Aを控除した決済代金が送金されます。当該時点で当社において、加盟店への支払債務が発生し、預り金として計上します。④当社が手数料B（※2）を受受し、加盟店に手数料Bを控除した決済代金を送金します。これにより、預り金の支払いが完了し、一連の決済手続きが完了します。

※1 QRコード決済事業者が収受する手数料

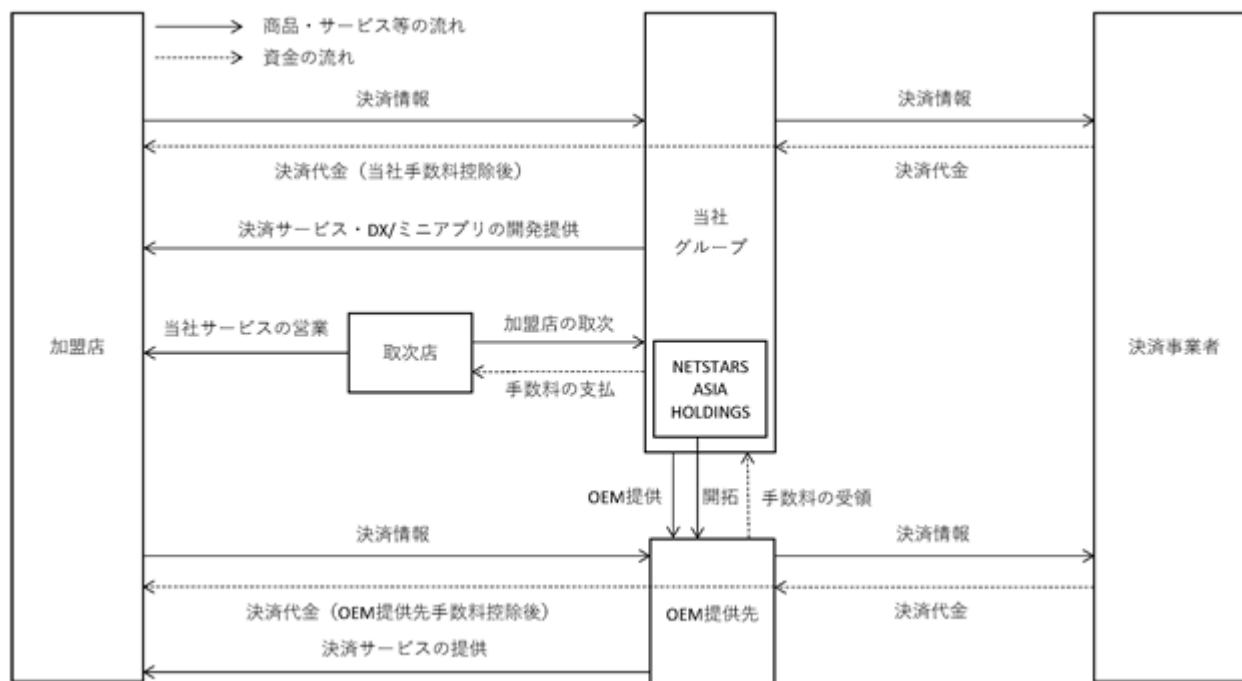
※2 当社が収受する手数料



直接契約している加盟店に関しては、各キャッシュレス決済事業者から決済手数料を差し引いた決済額を加盟店に代わり受領し、その入金額から当社の手数料を差し引き、翌月に加盟店へ振り込みをしております。OEM提供先からは、決済総額に応じて手数料を受領しております。また、加盟店のニーズがあれば決済端末を販売しております。決済額に応じた手数料は、当社グループの加盟店の増加とキャッシュレス決済の利用者の増加により収益が積みあがっていく構造となっております。また、当社は自社での営業活動に加え、業務提携先（取次店）を介して加盟店を獲得する場合があります。当該取次店には獲得した加盟店の決済額に応じた手数料を支払い、費用として計上しております。

提供しているミニアプリ等DX製品の収益構造は、導入時に当社が初期開発・導入サポートを実施した対価として受領する初期売上と提供したDX製品の利用料及び保守運営料として毎月受領する月額利用料とDX製品を通して発生する決済額に応じた手数料売上を受領するモデルとなっております。ミニアプリ等のDX製品では事前注文、出前サービス、クーポン発行等の様々な機能が可能で、機能等により月額利用料が変わります。当社グループは「StarPay」の加盟店に対して決済だけでなく、ミニアプリ等のDX製品のクロスセルを図っていきます。

〔事業系統図〕



〔用語解説〕

- (注) 1. ミニアプリ：QRコード決済アプリ等をプラットフォームとし、その中でのみ利用することができるアプリのこと。QRコード決済アプリがダウンロードされていれば、新たにダウンロードすることが不要といった特徴がある。
2. DX製品：組織や企業がデジタル技術を活用して業務プロセスやビジネスモデルを改善し、競争力を向上させるための製品やソリューションのこと。
3. API：Application Programming Interfaceの略で、ソフトウェアやプログラム等を連携するための仕様のこと。
4. ネイティブアプリ：スマートフォンやタブレットのホーム画面に、App StoreやGoogle Playなどのアプリケーションストア経由でインストールして使用するアプリのこと。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合	関係内容
(連結子会社) NETSTARS ASIA HOLDINGS PTE. LTD. (注) 1	シンガポール 共和国	2,388 千米ドル	海外決済サービス会社への営業	100.0%	営業開拓に関する業務委託 役員の兼任2名
NETSTARS VIETNAM CO., LTD. (注) 2	ベトナム社会主義 共和国 ハノイ	7,000,000 千ドン	システム開発業	100.0% (100.0%)	システム開発に関する業務 委託 役員の兼任1名
納思達科技(大連) 有限公司	中華人民共和国 遼寧省大連市	1,000 千人民元	システム開発業	100.0%	システム開発、プロモーション 実施 役員の兼任3名

(注) 1. 特定子会社に該当しております。

2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数となっております。

3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年7月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）	
フィンテック事業	233	(29)
合計	233	(29)

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 当社グループは、フィンテック事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 提出会社の状況

2023年7月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
140 (25)	36.4	2.9	6,224

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社は、フィンテック事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておませんが、労使関係は良好に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営方針

当社グループは、「お金の流れを、もっと円（まる）く」というミッションを掲げ、世界規模で急速に進むデジタル化により生活様式が大きく変わりつつある時代において、経済の基盤である決済をより安全に、スピーディーにすることで社会の発展の一翼を担っていきたいと考えております。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標

当社グループは、事業拡大、事業価値向上を目指し、売上高、売上総利益率及び非財務指標における当社の事業規模を示す決済取扱高を経営における重要な指標としております。

(3) 経営戦略

当社グループは、事業拡大及び事業価値向上を計画的かつ確実に実行するために1st Stageから3rd Stageの経営ビジョンを設定し、これに沿って事業の展開方針・経営戦略を策定しております。

（経営ビジョン）

① 1st Stage：国内QR決済市場で高シェアの獲得

- a. 国内の小売・飲食業者にとってのオフライン決済（注1）におけるゲートウェイに成長
- b. 世界各国の有力QR決済事業者とのネットワークを確立
- c. 決済のみならず加盟店を支援するDXサービスに着手

② 2nd Stage：収益源の多様化を実現

- a. 加盟店の経営を決済の視点で広範に支援する企業として必要不可欠な存在に成長
- b. 世界各国でのオフライン決済サービスを拡大

③ 3rd Stage：新規事業の継続的な創出・拡大で中長期的に成長を加速

- a. 圧倒的な決済データの有効活用で世界中の商品開発や流通の最適化を支援
- b. 知名度や資金力を活かした自社展開、他社提携、M&Aによって新たな領域に参入

（注）1. インターネットを利用しない実店舗における対面での決済サービス

(4) 経営環境

当社グループが提供するフィンテック事業は、キャッシュレス決済市場に属しており、うちQRコード決済事業は、スマートフォンの普及を基盤に、2018年度後半からの大型キャンペーンや2019年10月から導入された消費税増税とともに開始されたキャッシュレス・消費者還元事業などで注目を集めて、急速にQRコード決済アプリのユーザー数を増やしており、2023年時点ではチェーン店を中心に多くの店舗で導入が進んでおります。経済産業省が2023年4月に発表した算出によると、2022年のキャッシュレス決済比率は36.0%（2022年度 民間最終消費支出308.5兆円のうち111.0兆円）であり、QRコード決済が2.6%（308.5兆円のうち7.9兆円）となっております。

キャッシュレス決済の推進は消費者に利便性をもたらし、事業者の生産性向上につながる取り組みとして、引き続き政府による普及の促進が見込まれます。株式会社矢野経済研究所の「2022年版 エンベデッド・ファイナンスの実態と展望 ～コード決済編～」によると、2023年度の国内QRコード決済市場規模は、15兆8,142億円と推計しておりますが、以下の要因により2026年度のQRコード決済市場規模は、サービス提供事業者の取扱高ベースで19兆7,632億円まで拡大すると予測しております。

・コード決済事業者は、金融サービスや、飲食のテイクアウト、交通サービス等の決済以外の機能をミニアプリとして搭載することで、スーパーアプリ（注1）の実現を目指す動きがみられる。

・アプリから利用できるサービスの種類が増えることで、ユーザーとアプリの接点が一層増加し、さらにコード決済の利用率が上昇する。

（注）1. ミニアプリを提供するプラットフォームとなるアプリでさまざまな場面で利用できる統合的なアプリ

当社は中立的な立ち位置で「Star Pay」というマルチQRコード決済サービスを主軸に既存の決済会社や決済端末会社、POSベンダー等と幅広く競業することで、成長するQRコード決済市場でのシェアの拡大に努めております。

また、QRコード決済業界において、黎明期より海外QRコードブランドの取扱い数に強みを持っており、空港等インバウンド向け施設の顧客も多くなっております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

今後当社グループが成長を成し遂げていくために、対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

① 新規加盟店の獲得

決済総額の増加による売上高の拡大及び収益性の向上に向け、継続的に加盟店網を拡大する必要があります。そのため当社グループは、新規加盟店を獲得するために、既存の決済会社や決済端末会社、POSベンダー等と幅広く競業を進めてまいります。また、更なる加盟店網の拡大のためには、自社での営業活動に加え、業務提携先（OEM先等）を通じた効率的な加盟店網の拡大が重要な課題となると認識しており、当社の「StarPay」をOEMとして提供しているクレジット会社等との提携関係の更なる強化を図り、かかる業務提携先との新たなサービス連携等にも取り組んでまいります。さらに、計画的に必要な投資や人材育成・採用や販促活動を行うことが重要な課題であると認識しております。

② 決済システムの安定的な稼働

消費者と加盟店が安全・安心な環境で決済を実行するためには、決済システムが安定的に稼働しており、トラブルが発生した場合には適時に解決される必要があります。当社グループは、展開領域を拡大しながらも決済システムを安定的に稼働させるために必要な投資や人材育成を行うことが重要な課題であると認識しております。

③ 事業展開スピードの加速化

当社グループは、今後の成長戦略において、マルチQRコード決済サービスの海外展開や国内加盟店へのミニプリ等のDXインフラ提供を進めることが重要であると認識しております。キャッシュレスの推進は海外でも日本と同様のニーズがあり、また、決済アプリのスーパーアプリ化に伴いミニアプリは需要が高まると認識しております。

そのため、弊社グループは当社の技術力や海外・国内QRコード決済事業者との関係をもとに事業展開スピードの加速化を実現できるよう努めて参ります。

④ 組織体制の整備及び内部管理体制の強化

当社グループは現在、成長途上にあり、今後もより一層の事業拡大を見込んでおります。そのため、人材の採用と育成を継続的に行う必要があるとともに、事業規模の拡大にあわせて事務処理能力の充実、業務運営の効率化、加盟店管理体制の強化といった組織体制を整備すること及びコーポレート・ガバナンスにおいてリスク管理体制、コンプライアンス遵守体制といった内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。

⑤ 財務上の課題について

当社グループは、新規加盟店獲得に関する開発人員および営業人員の採用や販売促進活動といった先行投資により、2022年12月期まで連続して当期純損失を計上しております。一方で、先行投資に関しては今後の資金繰りに支障が無いように資金調達をし、当該先行投資の結果として売上も伸長しており、収益力も高まっております。今後も加盟店獲得を優先し、先行投資を継続することを前提としておりますが、営業活動によるキャッシュ・フローの水準を注視し、売上高の成長を通じて当期純利益の黒字化を図っていくことが重要な課題と認識しております。

2【事業等のリスク】

次に、当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項について記載しております。当社グループでは、リスク管理を適切に実施、管理するためリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。当委員会については、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等（1）コーポレート・ガバナンスの概要 ②企業統治の体制及び当該体制を採用する理由 d. リスク・コンプライアンス委員会」に、リスク管理体制の整備の状況については、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等（1）コーポレート・ガバナンスの概要 ③企業統治に関するその他の事項 b. リスク管理体制の整備の状況」に記載しております。また、当社グループとして必ずしも特に重要なリスクとは考えていない事項についても投資判断の上で、あるいは当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項について、株主及び投資家の皆様に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。当社グループはこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、別段の表記がない場合に限り、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、不確実性が内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 経営環境の変化による業績悪化のリスク(顕在化の可能性：中、顕在化の時期：－、影響度：中)

当社の主要な事業領域は、日本国政府のキャッシュレス推進の追い風により市場拡大が見込まれておりますが、市場の成長鈍化や政府方針の転換などにより縮小した場合、若しくは当社の成長予測を下回った場合には、キャッシュレス決済の取扱高の減少等によって当社業績に影響を及ぼす可能性があります。当リスクについては事業計画をモニタリングし、兆候の把握とフィンテック事業内における収益の多角化によってリスクの低減に向けた対応を行っております。

(2) 競合について(顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期、影響度：小)

当社グループは、QRコードのマルチ決済サービスを市場普及当初より先駆けて開発した技術力と、クレジットカード会社等へのシステムのOEM提供及び多数の取次店との提携関係により加盟店を拡大しております。競合他社が当社グループに追随し差別化が難しくなり、手数料率の価格競争による収益性の悪化、競合他社の台頭による加盟店の獲得状況の鈍化、大口加盟店の競合他社への流出等による解約等が発生した場合当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 技術革新について(顕在化の可能性：低、顕在化の時期：長期、影響度：大)

当社グループは、フィンテック事業の一部として複数のQRコード決済を1つのアプリで決済可能にするマルチQRコード決済サービスの提供を行っております。キャッシュレス化の推進は日本政府の重要な政策課題であり、当社グループが展開するQRコード決済は小売及び飲食店を中心に日本でも急速に拡大しております。当社グループの特徴のひとつであるマルチQRコード決済サービス提供の技術は、スマホ決済のインターフェースを備えたアプリであればあらゆるアプリとの連携が可能であり、今後の事業展開の広がりが期待できます。しかしながら、新しい技術を使った決済サービスが出現し、市場においてより低価格での製品・サービスの展開が行われた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。当リスクについては、市場における新技術の調査を継続的に行い、リスクの低減に向けた対応を行っております。

(4) 海外における事業展開について(顕在化の可能性：低、顕在化の時期：中期、影響度：中)

当社グループでは、シンガポールの子会社NETSTARS ASIA HOLDINGS PTE. LTD. において海外の銀行と協力してパートナー開拓を推進しており、また2020年1月に設立したベトナムの子会社NETSTARS VIETNAM CO., LTD.へのオフショア開発を進める等、海外への事業展開を加速させております。しかしながら、海外での事業活動においては、予期せぬ法律又は規制の変更、大規模な自然災害の発生、政治経済の変化、為替変動、商習慣の相違、雇用制度や労使慣行の相違、不利な影響を及ぼす租税制度の変更等により、当社グループの事業や業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、StarPayでは中国系企業を含む海外QRコード決済（Alipay・WeChat Pay等）を扱っておりますが、国際紛争等何らかの理由によりこれらの取扱いを停止・終了することとなった場合、業績に影響を及ぼす可能性があります。当リスクについては、幅広い海外QRコード決済の取扱いや複数国の展開を図ることで、軽減を図っております。

(5) 特定の製品・サービスへの依存について(顕在化の可能性：中、顕在化の時期：長期、影響度：中)

当社グループ全体の売上高に占めるフィンテック事業の割合は大きく、当社グループ全体の業績は、フィンテック事業の中心であるマルチQRコード決済サービス「StarPay」製品・サービスの動向に大きく依存しております。キャッシュレス化は世界規模で拡大しており、当社グループにおきましても将来的には収益源の多様化を図るものの、当面の間は海外展開等を含めその延長線上に事業拡大を図る方針であります。したがって、「StarPay」製

品・サービスへの依存度も当面は高水準で推移していくものと予想されることから、その決済総額が減少した場合等によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。当該リスクの対応策として、収益を多角化するために、海外事業展開及びDX商材の展開を進めており、今後も推進する方針です。

(6) QRコード決済事業者との取引について(顕在化の可能性：低、顕在化の時期：長期、影響度：大)

当社グループは、QRコード決済事業者と連携して事業を行っており、売上高に占める比率が高いQRコード決済事業者が存在します。万が一、主要なQRコード決済事業者から契約解除や条件変更等がなされた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。当リスクについては、引き続き中立的な立ち位置で決済サービスを提供することで、リスクの低減を図っております。

(7) 製造委託及び仕入れに関するリスク(顕在化の可能性：低、顕在化の時期：-、影響度：中)

当社グループはメーカー機能を有していないため、決済端末は取引先からの仕入れにより入手しております。端末の納期管理等は実施しておりますが、メーカーのサプライチェーンに予測不能または管理不能な事象が発生した場合には、納期の遅れ等が発生する場合があります。当社グループでは、仕入先を複数持つことでこれらのリスクを軽減するよう取り組んでおりますが、これらのリスクに対処できなかった場合は当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、仕入れた決済端末の不具合等によって当社責任の下交換が生じた場合や、仕入れる決済端末で予期せぬ問題等が発生した場合は、顧客からの信頼性の低下により、当社業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) システム障害について(顕在化の可能性：低、顕在化の時期：短期、影響度：大)

当社グループのフィンテック事業は、通信事業者が提供するインターネット回線及びAmazon Web Services, Inc.が提供しているクラウドコンピューティングサービス「AWS」(Amazon Web Services)を基盤として運営しております。そのため当社グループでは、複数の地理的リージョンの利用による冗長性の確保、定期的な脆弱性診断及び各種不正アクセス対策等による当社グループの情報資産の安全保護に努めておりますが、今後、当社グループの製品・サービス提供が妨げられるようなシステム障害の発生やサイバー攻撃によるシステムダウン等が発生した場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) ソフトウェア等固定資産の減損について(顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期、影響度：中)

当社では、固定資産の減損に係る会計基準に従い、定期的に保有資産の将来キャッシュ・フロー等を算定し、減損損失の認識・測定を行っております。経営環境の著しい変化や収益状況の悪化等により、対象となる資産に減損損失を計上する必要があるが生じた場合、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 法的規制等について(顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期、影響度：小)

当社グループは、複数のQRコード決済を1つのアプリで決済可能にするマルチQRコード決済サービスの提供を行っております。QRコード決済（電子決済等代行業）においては、2018年6月1日に「割賦販売法の一部改正する法律」（「改正割賦販売法」）が施行され、当該改正に伴う加盟店に対する管理強化等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また今後、同法がさらに改正される場合や新たな法規制の提供対象となる場合には、その内容によっては当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。当社は一般社団法人キャッシュレス推進評議会等、市場団体に所属しており、重要な法制改正等については注視し、市場関係各社との協議の上で法律順守を最優先としながら、適宜法改正等に適応して参ります。

(11) 個人情報の管理について(顕在化の可能性：中、顕在化の時期：短期、影響度：大)

当社グループは、事業を通じて取得した個人情報と個人関連情報を保有しており、「情報セキュリティ保護方針」及び「個人情報保護方針」に沿って個人情報を管理し、その遵守に努めております。しかしながら、不測の事態により個人情報と個人関連情報が漏えいした場合や個人情報と個人関連情報の収集過程で問題が生じた場合には、当社グループへの損害賠償請求や当社グループの信用の失墜等による損害が発生し、業績及び今後の事業展開に影響を与える可能性があります。当該リスクにあたって、当社はリスク・コンプライアンス室を設置し、情報管理の徹底を一層強化する方針であり、個人情報保護を徹底する方針です。

(12) 知的財産について(顕在化の可能性：低、顕在化の時期：長期、影響度：中)

当社は、複数のQRコード決済を1つのアプリで決済可能にするマルチQRコード決済サービスの提供を行っており、自社開発をしたQRコード決済システムに関しては特許を取得しております。今後、第三者が当社の当該知的財産権を侵害したり、又は当社グループが意図せずに第三者の知的財産権を侵害したり、侵害したとして提訴されたりする可能性があります。このような事象等により係争問題が発生した場合には、多額の費用及び経営資源が費やされ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 訴訟等の可能性について(顕在化の可能性：低、顕在化の時期：－、影響度：中)

当社は、現時点において、係争中の訴訟を有してはおりませんが、当社事業分野において、第三者が当社より早く特許権・その他知的財産権が認められ、当社が高額の対価、損害賠償、又は使用差止等の請求を受けた場合や予期せぬトラブルの発生等により訴訟を提起された場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。このような事実が判明したときは直ちに、事例に応じて、弁護士・弁理士等と連携し解決に努める体制が整っております。

(14) 感染症一般のリスクについて(顕在化の可能性：－、顕在化の時期：－、影響度：大)

現在発生している新型コロナウイルス感染症の拡大により、海外においては都市封鎖や経済活動の停止、国内においても海外からの訪日観光客が停止する他、営業自粛要請や移動自粛要請が行われるなど、国民経済に影響を及ぼす事態が発生しました。

当社グループにおいては、海外観光客によるQRコード決済の利用が大きく減少している一方、感染症対策の一環としてキャッシュレス決済の利用が推奨されており、国内でのQRコード決済の利用は促進されております。また、当社の加盟店は多種多様な業種にわたっており、業績への影響は軽減されております。

しかしながら、今後感染症の流行拡大や対策の長期化により、加盟店の稼働状況、海外観光客によるインバウンド消費及び個人消費の動向に及ぼす影響が増大した場合、店舗決済額の減少を通じ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 経営管理体制について(顕在化の可能性：低、顕在化の時期：短期、影響度：中)

当社グループは、今後、フィンテック事業を中心に事業展開を図ってまいります。事業推進に係る管理、経営管理業務に係る管理及びコンプライアンス遵守に係る管理等多岐にわたる社内管理体制が、当社グループのサービスの成長速度に追いつかない等の理由により、万が一、関連する法律又は規制上の義務に違反していることが判明した場合、又は事業計画等に遅れが生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

今後、更なる強化を図る必要があると考えている主な項目は以下のとおりであります。

① 事業推進に係る管理

国内の加盟店開拓及び海外展開等の推進管理、急速な事業展開に耐えうるオペレーション管理

② 経営管理業務に係る管理

予算管理業務、情報開示業務、子会社管理業務に係る管理

③ コンプライアンス遵守に係る管理

事業運営上、遵守すべき「割賦販売法」及び個人情報の保護に関する法律等への改正対応を含む管理、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与に係る管理、関連当事者管理

(16) 人材確保について(顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期、影響度：中)

当社グループが、今後さらなる成長を実現するためには、優秀な人材の確保及び当社グループの成長フェーズに沿った組織体制の強化が不可欠であり、適切な人材採用が想定どおりに進まない場合、業績に影響を及ぼす可能性があります。当リスクについては、多国籍な採用を行うことで、リスクの低減を図っております。

(17) 特定人物への依存について(顕在化の可能性：低、顕在化の時期：中期、影響度：中)

当社代表取締役社長CEO李剛は、当社グループの事業に関する豊富な経験と知識を有し重要な役割を担っており、当社グループの経営方針や事業戦略の決定及びその遂行等についてリーダーシップを発揮しております。

当社グループでは、特定の人物に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同役員が退職をする、若しくは業務を続けることが困難になり、適時に代わりとなりうる人物の採用ができない場合、当社グループの事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクの対応策として、当社グループにおける経験豊富な取締役陣に加え、執行役、部長クラスの人材を迎え入れるなど人材の拡充を進めております。

(18) 業績の推移について(顕在化の可能性：低、顕在化の時期：短期、影響度：中)

当社グループが展開するマルチQRコード決済サービスが日本で本格化したのは2018年秋からであります。したがって、ユーザー数やユーザーの利用頻度の急激な増加、他社との競合状況、海外展開の進捗状況、新製品・サービスの開発及び提供、それに伴う売上構成の変動等により、期間比較を行うための十分な財務数値が得られない等、過年度の経営成績だけでは、今後の当社グループの経営成績の判断材料としては不十分な面があると考えられます。

(19) 先行投資と赤字計上について(顕在化の可能性：中、顕在化の時期：短期、影響度：中)

当社グループが展開するマルチQRコード決済サービスは、新規加盟店網の獲得および決済総額の増加を目的とした開発人員および営業人員の採用等の先行投資を必要とするサービスであり、結果として当社は連結業績において

営業赤字を継続して計上しております。また、一部の加盟店の新規獲得の際に販促費としてPOS改修の費用負担や決済端末の費用負担を当社で行うことがあります。

今後も決済総額および手数料売上拡大を目指して、開発人員および営業人員等の優秀な人材の採用・育成並びに販促活動を行ってまいります。かかる投資に際しては計画的に行うとともに、加盟店網の拡大および決済総額の増加による売上高の拡大及び収益性の向上に向けた取組みを行っていく方針であります。しかしながら、当社グループは今後も収益性の向上に努めながらも加盟店獲得を優先して、先行投資を継続する方針であり、営業赤字の継続を見込んでおります。

なお、想定通りの新規加盟店網の獲得および決済総額の増加が進まない場合や国境を超えた往来の再開が遅れたり、中国人旅行客の観光消費が回復しない場合等には、さらに黒字化が遅れる可能性がある等、当社グループの事業及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(20) 繰越欠損金の解消による影響について(顕在化の可能性：高、顕在化の時期：中期、影響度：中)

当連結会計年度末において当社に税務上の繰越欠損金が存在しております。当社グループの業績が順調に推移し繰越欠損金が解消した場合や繰越欠損金の期限が切れた場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当期純利益及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

(21) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について(顕在化の可能性：高、顕在化の時期：-、影響度：小)

当社グループでは、役員及び従業員に対するインセンティブを目的として、当社の新株予約権（以下、「ストック・オプション」という。）を付与しております。また、今後におきましても、役員及び従業員に対するインセンティブとしてストック・オプションを付与する可能性があります。本書提出日現在における自己株式を除く発行済株式総数に対する潜在株式数の割合は14.68%となっております。これらのストック・オプションが権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

(22) 配当政策について(顕在化の可能性：低、顕在化の時期：-、影響度：小)

当社グループの利益分配については、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、常に株式価値の向上を念頭に置き、事業投資と配当を比較し、その時々で最適な資本配分を実施していくことを基本方針としております。本書提出日現在、配当対比で株式価値向上に資する有効な事業投資が多数存在している状態であるため、株式価値向上に向けた最適な資本配分の観点から、創業以来配当は実施しておりません。

将来的に、経営成績及び財政状態を勘案して、配当を実施する可能性はございますがその時期等については未定です。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の状況の概要は、次のとおりであります。

① 経営成績の状況

第14期連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスへの水際対策によりインバウンド需要の取り込みは未だ回復していないものの、国内における個人消費は緊急事態宣言の再発令やまん延防止等重点措置を受けた外出自粛の緩和により回復しつつあります。

当社グループの収益の中心であるQRコード決済市場は、チェーン店を中心に多くの店舗で導入が進み、急激に拡大しております。さらに、さまざまな機能をQRコード決済アプリ内にミニアプリとして搭載することで、スーパーアプリの実現を目指す動きが加速しております。

当社におきましては、国内における個人消費の回復や神奈川県「かながわPay第2弾」の事業参画などで決済手数料売上は増加しております。また、店舗でのミニアプリをはじめとするDX化の需要も高まり、その他売上も増加しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、2,987,067千円（前年同期比52.0%増）、営業損失は554,741千円（前年同期営業損失1,013,170千円）、経常損失は566,377千円（前年同期経常損失1,013,797千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は572,531千円（前年同期親会社株主に帰属する当期純損失1,017,597千円）となりました。

なお、セグメントについては、当社グループはフィンテック事業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第15期第2四半期連結累計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルスへの水際対策により中国人旅行客をはじめとするインバウンド需要の取り込みは未だ完全には回復していないものの、社会経済活動の正常化の流れが進み、国内における個人消費はコロナ以前の状況を取り戻しつつあります。

また、当社グループが属する決済サービス業界におきましては、QRコード決済の利用の浸透やQRコード決済事業者各社によるキャンペーンにより引き続き順調に成長しております。

このような環境の中、当社グループは、マルチペイメントゲートウェイサービスを更に拡充させる観点から、QRコード決済のみならず、クレジットカード決済、電子マネー決済に対応したゲートウェイサービスを本格的に開始いたしました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は1,798,819千円、営業損失は143,854千円、経常損失は151,514千円、親会社株主に帰属する四半期純損失は154,262千円となりました。

なお、セグメントについては、当社はフィンテック事業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

② 財政状態の状況

第14期連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（資産）

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末より3,066,672千円増加し、21,578,918千円となりました。流動資産は、前連結会計年度末より2,820,309千円増加し、20,406,758千円となりました。これは主に決済取扱高の増加により現金及び預金が2,861,115千円増加、商品が23,286千円増加、前渡金が84,765千円減少したことによるものです。固定資産は、前連結会計年度末より246,362千円増加し、1,172,160千円となりました。これは主に開発完了に伴いソフトウェアが243,195千円増加、敷金及び保証金が65,230千円減少したことによるものです。

（負債）

当連結会計年度末における負債は、前連結会計年度末より3,612,600千円増加し、15,115,955千円となりました。これは主に決済取扱高の増加により預り金が3,520,705千円増加したことによるものです。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産は、前連結会計年度末より545,928千円減少し、6,462,962千円となりました。これは主に親会社株主に帰属する当期純損失を572,531千円計上したこと等によるものです。

第15期第2四半期連結累計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

（資産）

当第2四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末より3,328,599千円増加し、24,907,518千円となりました。流動資産は、前連結会計年度末より3,310,227千円増加し、23,716,985千円となりました。これは主に決済取扱高の増加により現金及び預金が3,454,091千円増加、商品が26,997千円減少したことによるものです。固定資産は、前連結会計年度末より18,372千円増加し、1,190,532千円となりました。これは主に開発完了に伴いソフトウェア増加したことによるものです。

（負債）

当第2四半期連結会計期間末における負債合計は、前連結会計年度末より3,457,779千円増加し、18,573,735千円となりました。これは主に決済取扱高の増加により預り金が3,643,127千円増加したことによるものです。

（純資産）

当第2四半期連結会計期間末における純資産合計は、前連結会計年度末より129,180千円減少し6,333,782千円となりました。親会社株主に帰属する四半期純損失を154,262千円計上したこと等によるものです。

③ キャッシュ・フローの状況

第14期連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は19,746,334千円となり、前連結会計年度末より2,861,115千円増加いたしました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は3,216,339千円（前年同期は7,062,661千円の獲得）となりました。これは主に税金等調整前当期純損失の計上568,731千円（前年同期は1,013,797千円の純損失の計上）、減価償却費の計上109,773千円（前年同期は79,952千円の計上）、預り金の増加額3,520,619千円（前年同期は8,119,792千円の増加額）によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は377,977千円（前年同期は642,595千円の支出）となりました。これは主に投資有価証券の取得による支出31,200千円（前年同期は220,000千円の支出）、固定資産の取得による支出402,932千円（前年同期は293,212千円の支出）、事務所移転に伴う敷金及び保証金の回収による収入56,155千円（前年同期は129,382千円の支出）によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果支出した資金は600千円となりました。これは新株予約権の発行による支出によるものであります。前年同期は新株の発行による収入6,875,520千円及び自己株式の取得による支出2,557,230千円により4,318,290千円の獲得でありました。

第15期第2四半期連結累計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

当第２四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は23,200,426千円となり、前連結会計年度末より3,454,091千円増加いたしました。当第２四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は3,548,972千円となりました。これは主に税金等調整前四半期純損失151,514千円及び預り金の増加額3,642,901千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は118,091千円となりました。これは固定資産の取得による支出によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果支出した資金は300千円となりました。これは新株予約権の発行による支出によるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループが提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

b. 受注実績

当社グループが提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

c. 販売実績

当社グループの事業はフィンテック事業の単一セグメントであり、

第14期連結会計年度及び第15期第2四半期連結累計期間の販売実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	第14期連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	前年同期比 (%)	第15期第2四半期連結累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
フィンテック事業 (千円)	2,987,067	152.0	1,798,819
合計 (千円)	2,987,067	152.0	1,798,819

(注) 1. 当連結会計年度において、販売実績に著しい変動がありました。これは国内における個人消費の回復や神奈川県「かながわPay第2弾」の事業参画などで、フィンテック事業における決済手数料売上が増加したことによるものであります。

2. 最近2連結会計年度及び第15期第2四半期連結累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第13期連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		第14期連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)		第15期第2四半期 連結累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
PayPay株式会社	367,015	18.7	650,052	21.8	417,060	23.2
Coltテクノロジーサービス株式会社 (注) 4	479,792	24.4	626,325	21.0	272,539	15.2
株式会社NTTドコモ	208,778	10.6	442,612	14.8	245,403	13.6
株式会社横浜銀行	169,870	8.6	326,440	10.9	130,412	7.2

3. Coltテクノロジーサービス株式会社に対する売上高は海外向け通信サービスに係るシステム利用料であります。2023年4月に海外向け通信サービスの提供を終了しており、2023年5月以降、同社に対する売上高の計上はありません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容については、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表の作成に当たり、重要となる会計方針につきましては、「第5 経理の状況1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しております。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、この見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

② 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・結果内容

(1) 財政状態

「第3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ② 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

(2) 経営成績

第14期連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（売上高）

当連結会計年度の売上高は、2,987,067千円（前年同期比52.0%増）となりました。これは主に、QRコード決済の利用の浸透や「StarPay」の導入店舗数の拡大やQRコード決済事業者各社によるキャンペーンにより順調に成長しており、それに伴い、決済手数料売上は増加したことによるものであります。

（売上原価及び売上総利益）

当連結会計年度の売上原価は、「StarPay」の導入店舗数の拡大に伴う取次店手数料の増加および開発部門の人件費の増加により1,122,189千円（前年同期比20.1%増）となりました。この結果、売上総利益は、1,864,878千円（前年同期比81.2%増）となりました。

（販売費及び一般管理費並びに営業損失）

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、営業部門の人件費の増加、販売促進費の減少及び管理費の増加により2,419,620千円（前年同期比18.5%増）となりました。この結果、営業損失は、554,741千円（前年同期は営業損失1,013,170千円）となりました。

（営業外損益及び経常損失）

当連結会計年度において、補助金収入2,663千円（前年同期比77.1%減）等により営業外収益が6,381千円（前年同期比51.8%減）、為替差損15,116千円（前年同期比62.7%増）により営業外費用が18,017千円（前年同期比29.9%増）発生しております。この結果、経常損失は、566,377千円（前年同期は経常損失1,013,797千円）となりました。

（特別損益、法人税等及び親会社株主に帰属する当期純損失）

当連結会計年度において、固定資産除却損・減損損失より特別損失が2,353千円発生しております。また、法人税等は3,800千円となりました。この結果、親会社株主に帰属する当期純損失は、572,531千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失1,017,597千円）となりました。

第15期第2四半期連結累計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

（売上高）

当第2四半期連結累計期間における売上高は、1,798,819千円になりました。これは主に、QRコード決済の利用の浸透や「StarPay」の導入店舗数の拡大やQRコード決済事業者各社によるキャンペーンにより順調に成長しており、それに伴い、決済手数料売上は増加したことによるものであります。

（売上原価及び売上総利益）

当第2四半期連結累計期間における売上原価は、647,585千円になりました。これは主に、「StarPay」に関する取次手数料及び開発部門の人件費によるものであります。この結果、売上総利益は、1,151,233千円となりました。

（販売費及び一般管理費並びに営業損失）

当第2四半期連結累計期間における販売費及び一般管理費は、1,295,088千円となりました。これは主に、営業部門の人件費及び販売促進費・管理費によるものであります。この結果、営業損失は、143,854千円となりました。

（営業外損益及び経常損失）

当第2四半期連結累計期間において、受取利息320千円等により営業外収益が498千円、為替差損8,037千円により営業外費用8,159千円発生しております。この結果、経常損失は、151,514千円となりました。

（特別損益、法人税等及び親会社株主に帰属する四半期純損失）

当第2四半期連結累計期間において、法人税等は2,747千円となりました。この結果、親会社株主に帰属する四半期純損失は、154,262千円となりました。

③ キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性

キャッシュ・フローの状況につきましては、「（1）経営成績等の状況の概要 ③キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、人件費、外注費等の営業費用であります。運転資金として必要な資金は自己資金、金融機関からの借入及びエクイティファイナンス等で資金調達していくことを基本方針と

しております。なお、これらの資金調達方法の優先順位等に特段方針はなく、資金需要の額や使途にあわせて柔軟に検討を行う予定であります。

なお、第14期連結会計年度末において、現金及び現金同等物は19,746,334千円であります。

④ 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の進捗状況について

当社グループは、経済の基盤である決済をより安全に、スピーディーにすることで社会の発展の一翼を担っていくことを経営方針とし、継続的な加盟店網の拡大や世界各国の有力QR決済事業者とのネットワークの確立、決済のみならず加盟店を支援するDXサービスの提供を進めております。

当該方針に従って、当社グループでは売上高、売上総利益率及び非財務指標における当社の事業規模を示す決済取扱高を重要な経営指標としております。また、決済取扱高は売上高の成長及び売上総利益率の改善の達成における客観的な指標でもあります。

なお、過去2年間の推移及び直近四半期の実績は以下のとおりであります。

重要な経営指標	第13期連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	第14期連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	第15期第2四半期 連結累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
売上高（千円）	1,963,958	2,987,067	1,798,819
売上総利益率（％）	52.4	62.4	63.9
決済取扱高（億円）	4,657	9,047	5,506

上記の記載の通り、第14期連結会計年度の売上高は2,987,067千円と前年より約50%の増加となり、また決済取扱高は9,047億円と前年より約90%の増加となりました。これは主に新規加盟店の堅調な獲得と、国内における個人消費の回復やQRコード決済市場の成長に伴う既存加盟店の決済取扱高の増加により、当社の決済取扱高が増加したこと、店舗でのミニアプリをはじめとするDX化の需要も高まり、DX関連の売上が増加したことによります。

売上総利益率は62.4%と、前年より10ポイントの改善となりました。これは売上総利益率の高い決済手数料売上が決済取扱高の伸長に伴い、大幅に成長したことによります。

当社グループでは、引き続き決済取扱高の堅調な増加を図り、売上高の成長及び売上総利益率の改善を目指しております。

⑤ 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

⑥ 経営者の問題意識と今後の方針に関して

当社グループは、「お金の流れを、もっと円（まる）く」をミッションに掲げ、事業を拡大してまいりました。

当社グループがこのミッションの下、長期的な競争力を維持し持続的な成長を図るためには、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載の様々な課題に対して、経営者は常に事業環境の変化に関する情報の入手及び分析を行い、最善の経営方針を立案していくことが必要であると認識しております。

4【経営上の重要な契約等】

(1)包括加盟に関する契約

当社は加盟店のQRコード決済業務に係る事務を代行する目的として、各決済事業者と包括加盟に関する契約を締結しております。なお、契約している主な決済事業者は以下のとおりであります。

契約先	契約名称	契約期間	自動更新
Tencent Holdings Limited	微信境外收單線下支付服務協議 (WeChat Pay海外オフライン決済サービス包括契約書)	2015年4月27日～2015年12月31日	有（1年）
Alipay Singapore E-Commerce Private Limited (“Alipay Singapore”)	ALIPAY SINGAPORE SERVICES AGREEMENT	2021年7月30日～2024年7月29日	有（3年）
株式会社NTTドコモ	d払い（バーコード決済）包括加盟店規約	2018年5月22日 契約当事者どちらかの通知により終了	—
PayPay株式会社	「PayPay」販売提携パートナー契約	2018年10月1日～2019年9月30日	有（1年）
KDDI株式会社	モバイル決済ゲートウェイ展開に関する契約	2019年3月28日～2020年3月27日	有（1年）

(2)通信サービスに関する契約

契約先	契約名称	契約期間	自動更新
KVH株式会社（現 Coltテクノロジーサービス株式会社）	手数料支払いに関する契約書	2011年12月21日～2012年12月20日	有（1年）

(注) 当社の通信サービスの終了

当社は、2023年4月19日開催の取締役会において、通信サービスを終了することを決定いたしました。

1. 終了する事業の内容及び規模

事業の内容 フィンテック事業における通信サービス

事業の規模 2022年12月期売上高 626,743千円

2. 事業終了する理由

当社は2010年より通信サービスとして海外向けの通信サービスのシステムを提供していましたが、当社の主要顧客であるColtテクノロジーサービス株式会社が日本における当該事業から撤退をすることから、当該サービスを従来と同様の規模・効率性をもって継続することは難しいと判断し、当該サービスの終了を決定いたしました。

3. 事業終了の時期

2023年4月30日をもって事業を終了いたします。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第14期連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

当連結会計年度における設備投資の総額は、575,873千円であります。これはStarPayの機能拡充等に伴うソフトウェア仮勘定の計上543,522千円によるものであります。

また、当連結会計年度において、重要な設備の除去、売却等はありません。

なお、当社グループは、フィンテック事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第15期第2四半期連結累計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

当第2四半期連結累計期間における設備投資の総額は、166,972千円であります。これはStarPayの機能拡充等に伴うソフトウェア仮勘定の計上145,062千円によるものであります。

また、当第2四半期連結累計期間において、重要な設備の除去、売却等はありません。

なお、当社グループは、フィンテック事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。なお、当社グループは、フィンテック事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 提出会社

2022年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	ソフトウェア仮 勘定 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都中央区)	業務施設	9,520	10,798	660,357	169,221	849,899	126 (15)

- (注) 1. 現在休止中の設備はありません。
2. 帳簿価額は、減損損失計上後の金額であります。
3. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
4. 建物は賃貸物件であり、年間賃借料は119,545千円であります。

(2) 在外子会社

2022年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
NETSTARS ASIA HOLDINGS PTE. LTD.	本社 (シンガポール 共和国)	業務施設	—	—	—	—	6 (一)
NETSTARS VIETNAM CO.,LTD.	本社 (ベトナム社会 主義共和国ハ ノイ)	業務施設	—	253	—	253	11 (一)
納思達科技 (大連)有限 公司	本社 (中華人民共和 国遼寧省大連 市)	業務施設	—	9,553	609	10,162	74 (一)

- (注) 1. 現在休止中の設備はありません。
2. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
3. 建物は賃貸物件であり、年間賃借料は35,114千円（NETSTARS ASIA HOLDINGS PTE. LTD.18,316千円、NETSTARS VIETNAM CO., LTD.144千円、納思達科技（大連）有限公司16,654千円）であります。

3【設備の新設、除却等の計画】（2023年6月30日現在）

(1) 重要な設備の新設

当社はフィンテック事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年 月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
(株)ネット スターズ	本社 (東京都 中央区)	StarPay（決済シ ステム）機能拡 充	662,934 (注) 2	94,601	自己資金 及び増資 資金	2022年12 月	2025年12 月	(注) 1
(株)ネット スターズ	本社 (東京都 中央区)	審査・運用シス テム機能拡充	486,800 (注) 2	20,700	自己資金 及び増資 資金	2022年12 月	2025年12 月	(注) 1
(株)ネット スターズ	本社 (東京都 中央区)	DX/ミニアプリ関 連システム機能 拡充	584,000 (注) 2	-	自己資金 及び増資 資金	2023年10 月	2025年12 月	(注) 1

(注) 1. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

2. 投資予定金額の総額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

（1）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	63,907,200
計	63,907,200

（注）2023年6月5日開催の取締役会決議により、2023年6月20日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は63,587,664株増加し、63,907,200株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	15,976,800	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	15,976,800	—	—

（注）1．2023年6月5日開催の取締役会決議に基づき、2023年6月20日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。

2．2023年6月5日開催の臨時株主総会決議で定款変更が決議され、2023年6月20日付で単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権（2018年12月28日臨時株主総会決議）

決議年月日	2018年12月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役（社外取締役を除く） 1 当社使用人 7 外部協力者 2
新株予約権の数（個） ※	364（注） 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 3,640[728,000]（注） 1、4、5
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	100,000[500]（注） 2、4
新株予約権の行使期間 ※	自 2020年12月29日 至 2028年12月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 100,000[500] 資本組入額 50,000[250]（注） 4
新株予約権の行使の条件 ※	① 新株予約権の割当を受けた者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、新株予約権を行使することはできない。 ② 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、従業員及び顧問その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、これらの地位にない場合であっても、権利行使時において正当な理由があると取締役会が認めたときは、新株予約権を行使することができる。 ③ 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時までの間に、一度も取締役としての忠実義務その他当社に対する義務に違反していないこと、及び当社の就業規則に定める懲戒事由又は解雇事由に該当していないことを要する。ただし、これらに該当したことがある場合であっても、権利行使時において正当な理由があると取締役会が認めたときは、新株予約権を行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 3

※ 最近事業年度の末日（2022年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注） 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は10株、提出日の前月末現在は2,000株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は本新株予約権のうち、当該時点では権利行使又は消滅していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、必要かつ合理的な範囲で、目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

上記の他、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）

（以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記（3）に従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表の「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 再編対象会社による新株予約権の取得
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件に準じて決定する。
なお、自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件は次のとおりである。
 - ① 新株予約権者が権利行使をする前に、行使条件に該当しなくなったため本新株予約権を行使できない場合、当社が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社は、以下の議案につき株主総会で承認された場合は、当社が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - a. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

b. 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

c. 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

4. 当社は、2019年8月23日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。また、2023年6月20日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

第2回新株予約権（2019年7月31日臨時株主総会決議）

決議年月日	2019年7月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社使用人 8 当社子会社使用人 1
新株予約権の数（個） ※	34 （注） 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 340[68,000]（注） 1、4、5
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	100,000[500]（注） 2、4
新株予約権の行使期間 ※	自 2021年8月1日 至 2029年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 100,000[500] 資本組入額 50,000[250] （注） 4
新株予約権の行使の条件 ※	① 新株予約権の割当を受けた者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、新株予約権を行使することはできない。 ② 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、従業員及び顧問その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、これらの地位にない場合であっても、権利行使時において正当な理由があると取締役会が認めたときは、新株予約権を行使することができる。 ③ 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時までの間に、一度も取締役としての忠実義務その他当社に対する義務に違反していないこと、及び当社の就業規則に定める懲戒事由又は解雇事由に該当していないことを要する。ただし、これらに該当したことがある場合であっても、権利行使時において正当な理由があると取締役会が認めたときは、新株予約権を行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 3

※ 最近事業年度の末日（2022年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注） 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は10株、提出日の前月末現在は2,000株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は本新株予約権のうち、当該時点では権利行使又は消滅していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、必要かつ合理的な範囲で、目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行前の株価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}}$$

上記の算式において「既発行株式」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

上記の他、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）

（以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記(3)に従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表の「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 再編対象会社による新株予約権の取得
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件に準じて決定する。
なお、自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件は次のとおりである。
 - ① 新株予約権者が権利行使をする前に、行使条件に該当しなくなったため本新株予約権を行使できない場合、当社が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。

- ② 当社は、以下の議案につき株主総会で承認された場合は、当社が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - a. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - b. 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - c. 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- 4. 当社は、2019年8月23日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。また、2023年6月20日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 5. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

第3回新株予約権（2020年3月31日定時株主総会決議）

決議年月日	2020年3月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役（社外取締役を除く） 1 当社使用人 8 当社子会社使用人 2
新株予約権の数（個） ※	1,760 （注） 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 1,760[352,000]（注） 1、4、5
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	300,000[1,500] （注） 2、4
新株予約権の行使期間 ※	自 2022年4月1日 至 2030年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 300,000[1,500] 資本組入額 150,000[750] （注） 4
新株予約権の行使の条件 ※	① 新株予約権の割当を受けた者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、新株予約権を行使することはできない。 ② 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、従業員及び顧問その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、これらの地位にない場合であっても、権利行使時において正当な理由があると取締役会が認めたときは、新株予約権を行使することができる。 ③ 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時までの間に、一度も取締役としての忠実義務その他当社に対する義務に違反していないこと、及び当社の就業規則に定める懲戒事由又は解雇事由に該当していないことを要する。ただし、これらに該当したことがある場合であっても、権利行使時において正当な理由があると取締役会が認めたときは、新株予約権を行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 3

※ 最近事業年度の末日（2022年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注） 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は200株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は本新株予約権のうち、当該時点では権利行使又は消滅していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、必要かつ合理的な範囲で、目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行前の株価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}}$$

上記の算式において「既発行株式」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

上記の他、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）

（以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記(3)に従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

- (8) 再編対象会社による新株予約権の取得

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件に準じて決定する。

なお、自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件は次のとおりである。

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、行使条件に該当しなくなったため本新株予約権を行使できない場合、当社が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。

- ② 当社は、以下の議案につき株主総会で承認された場合は、当社が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - a. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - b. 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - c. 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- 4. 当社は、2023年6月20日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 5. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

第5回新株予約権（2020年12月28日取締役会決議）

決議年月日	2020年12月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	監査役 1 当社使用人 100 当社子会社使用人 58
新株予約権の数（個） ※	295[280]（注） 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 295[56,000]（注） 1、4、5
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	390,000[1,950]（注） 2、4
新株予約権の行使期間 ※	自 2023年3月1日 至 2030年12月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 390,000[1,950] 資本組入額 195,000[975]（注） 4
新株予約権の行使の条件 ※	① 新株予約権の割当を受けた者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、新株予約権を行使することはできない。 ② 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、従業員及び顧問その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、これらの地位にない場合であっても、権利行使時において正当な理由があると取締役会が認めたときは、新株予約権を行使することができる。 ③ 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時までの間に、一度も取締役としての忠実義務その他当社に対する義務に違反していないこと、及び当社の就業規則に定める懲戒事由又は解雇事由に該当していないことを要する。ただし、これらに該当したことがある場合であっても、権利行使時において正当な理由があると取締役会が認めたときは、新株予約権を行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 3

※ 最近事業年度の末日（2022年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注） 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は200株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は本新株予約権のうち、当該時点では権利行使又は消滅していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、必要かつ合理的な範囲で、目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

上記の他、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記（3）に従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表の「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 再編対象会社による新株予約権の取得
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件に準じて決定する。
なお、自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件は次のとおりである。
 - ① 新株予約権者が権利行使をする前に、行使条件に該当しなくなったため本新株予約権を行使できない場合、当社が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。

- ② 当社は、以下の議案につき株主総会で承認された場合は、当社が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- a. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - b. 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - c. 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
4. 当社は、2023年6月20日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

第6回新株予約権（2021年3月31日定時株主総会決議）

決議年月日	2021年3月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社使用人 6
新株予約権の数（個） ※	44[14]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 44[2,800]（注）1、4、5
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	390,000[1,950]（注）2、4
新株予約権の行使期間 ※	自 2023年4月10日 至 2030年12月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 390,000[1,950] 資本組入額 195,000[975]（注）4
新株予約権の行使の条件 ※	① 新株予約権の割当を受けた者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、新株予約権を行使することはできない。 ② 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、従業員及び顧問その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、これらの地位にない場合であっても、権利行使時において正当な理由があると取締役会が認めたときは、新株予約権を行使することができる。 ③ 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時までの間に、一度も取締役としての忠実義務その他当社に対する義務に違反していないこと、及び当社の就業規則に定める懲戒事由又は解雇事由に該当していないことを要する。ただし、これらに該当したことがある場合であっても、権利行使時において正当な理由があると取締役会が認めたときは、新株予約権を行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）3

※ 最近事業年度の末日（2022年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は200株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は本新株予約権のうち、当該時点では権利行使又は消滅していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、必要かつ合理的な範囲で、目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

上記の他、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）

（以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記（3）に従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表の「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 再編対象会社による新株予約権の取得
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件に準じて決定する。
なお、自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件は次のとおりである。
 - ① 新株予約権者が権利行使をする前に、行使条件に該当しなくなったため本新株予約権を行使できない場合、当社が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。

- ② 当社は、以下の議案につき株主総会で承認された場合は、当社が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- a. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - b. 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - c. 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
4. 当社は、2023年6月20日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

第7回新株予約権（2022年2月21日臨時株主総会決議）

決議年月日	2022年2月21日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社使用人 35
新株予約権の数（個） ※	537[502]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 537[100,400]（注）1、4、5
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	400,000[2,000]（注）2、4
新株予約権の行使期間 ※	自 2024年3月19日 至 2032年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 400,000[2,000] 資本組入額 200,000[1,000]（注）4
新株予約権の行使の条件 ※	① 新株予約権の割当を受けた者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、新株予約権を行使することはできない。 ② 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、従業員及び顧問その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、これらの地位にない場合であっても、権利行使時において正当な理由があると取締役会が認めたときは、新株予約権を行使することができる。 ③ 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時までの間に、一度も取締役としての忠実義務その他当社に対する義務に違反していないこと、及び当社の就業規則に定める懲戒事由又は解雇事由に該当していないことを要する。ただし、これらに該当したことがある場合であっても、権利行使時において正当な理由があると取締役会が認めたときは、新株予約権を行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）3

※ 最近事業年度の末日（2022年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は200株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は本新株予約権のうち、当該時点では権利行使又は消滅していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、必要かつ合理的な範囲で、目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

上記の他、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）

（以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記（3）に従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表の「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 再編対象会社による新株予約権の取得
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件に準じて決定する。
なお、自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件は次のとおりである。
 - ① 新株予約権者が権利行使をする前に、行使条件に該当しなくなったため本新株予約権を行使できない場合、当社が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。

- ② 当社は、以下の議案につき株主総会で承認された場合は、当社が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- a. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - b. 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - c. 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
4. 当社は、2023年6月20日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

第8回新株予約権（2022年2月21日臨時株主総会決議）

決議年月日	2022年2月21日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役（社外取締役を除く） 3 当社使用人 9 当社子会社使用人 20
新株予約権の数（個） ※	3,428[3,405]（注） 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 3,428[681,000]（注） 1、4、5
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	400,000[2,000]（注） 2、4
新株予約権の行使期間 ※	自 2022年3月19日 至 2032年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 400,000[2,000] 資本組入額 200,000[1,000]（注） 4
新株予約権の行使の条件 ※	① 新株予約権の割当を受けた者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、新株予約権を行使することはできない。 ② 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、従業員及び顧問その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、これらの地位にない場合であっても、権利行使時において正当な理由があると取締役会が認めたときは、新株予約権を行使することができる。 ③ 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時までの間に、一度も取締役としての忠実義務その他当社に対する義務に違反していないこと、及び当社の就業規則に定める懲戒事由又は解雇事由に該当していないことを要する。ただし、これらに該当したことがある場合であっても、権利行使時において正当な理由があると取締役会が認めたときは、新株予約権を行使することができる。 ④ 新株予約権の割当を受けた者は、当社の取締役、従業員及び顧問その他これに準ずる地位となってから1年間を経過するまでの期間は、新株予約権を行使することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 3

※ 最近事業年度の末日（2022年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注） 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は200株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、係の調整は本新株予約権のうち、当該時点では権利行使又は消滅していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、必要かつ合理的な範囲で、目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

上記の他、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記（3）に従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表の「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 再編対象会社による新株予約権の取得
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件に準じて決定する。
なお、自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件は次のとおりである。

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、行使条件に該当しなくなったため本新株予約権を行使できない場合、当社が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社は、以下の議案につき株主総会で承認された場合は、当社が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - a. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - b. 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - c. 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
4. 当社は、2023年6月20日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

第9回新株予約権（2023年1月20日臨時株主総会決議）

決議年月日	2023年1月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社使用人 34
新株予約権の数（個） ※	565[563]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 565[112,600]（注）1、4、5
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	405,000[2,025]（注）2、4
新株予約権の行使期間 ※	自 2025年1月22日 至 2032年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 405,000[2,025] 資本組入額 202,500[1,012.5]（注）4
新株予約権の行使の条件 ※	① 新株予約権の割当を受けた者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、新株予約権を行使することはできない。 ② 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、従業員及び顧問その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、これらの地位にない場合であっても、権利行使時において正当な理由があると取締役会が認めたときは、新株予約権を行使することができる。 ③ 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時までの間に、一度も取締役としての忠実義務その他当社に対する義務に違反していないこと、及び当社の就業規則に定める懲戒事由又は解雇事由に該当していないことを要する。ただし、これらに該当したことがある場合であっても、権利行使時において正当な理由があると取締役会が認めたときは、新株予約権を行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）3

※ 新株予約権発行時（2023年1月20日）における内容を記載しております。新株予約権発行時から提出日の前月末現在（2023年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については新株予約権発行時における内容から変更はありません。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、新株予約権発行時の末日現在は1株、提出日の前月末現在は200株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は本新株予約権のうち、当該時点では権利行使又は消滅していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、必要かつ合理的な範囲で、目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}$$

$$\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

上記の他、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記（3）に従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表の「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 再編対象会社による新株予約権の取得
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件に準じて決定する。
なお、自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件は次のとおりである。
 - ① 新株予約権者が権利行使をする前に、行使条件に該当しなくなったため本新株予約権を行使できない場合、当社が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。

- ② 当社は、以下の議案につき株主総会で承認された場合は、当社が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- a. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - b. 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - c. 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
4. 当社は、2023年6月20日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

第10回新株予約権（2023年1月20日臨時株主総会決議）

決議年月日	2023年1月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役（社外取締役を除く） 3 当社子会社使用人 1
新株予約権の数（個） ※	1,220（注） 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 1,220[244,000]（注） 1、4、5
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	405,000[2,025]（注） 2、4
新株予約権の行使期間 ※	自 2023年1月22日 至 2032年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 405,000[2,025] 資本組入額 202,500[1,012.5]
新株予約権の行使の条件 ※	① 新株予約権の割当を受けた者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、新株予約権を行使することはできない。 ② 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、従業員及び顧問その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、これらの地位にない場合であっても、権利行使時において正当な理由があると取締役会が認めたときは、新株予約権を行使することができる。 ③ 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時までの間に、一度も取締役としての忠実義務その他当社に対する義務に違反していないこと、及び当社の就業規則に定める懲戒事由又は解雇事由に該当していないことを要する。ただし、これらに該当したことがある場合であっても、権利行使時において正当な理由があると取締役会が認めたときは、新株予約権を行使することができる。 ④ 新株予約権の割当を受けた者は、当社の取締役、従業員及び顧問その他これに準ずる地位となつてから1年間を経過するまでの期間は、新株予約権を行使することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 3

※ 新株予約権発行時（2023年1月20日）における内容を記載しております。新株予約権発行時から提出日の前月末現在（2023年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については新株予約権発行時における内容から変更はありません。

（注） 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、新株予約権発行時の末日現在は1株、提出日の前月末現在は200株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は本新株予約権のうち、当該時点では権利行使又は消滅していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、必要かつ合理的な範囲で、目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

上記の他、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）

（以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記（3）に従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表の「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 再編対象会社による新株予約権の取得
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件に準じて決定する。
なお、自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件は次のとおりである。
 - ① 新株予約権者が権利行使をする前に、行使条件に該当しなくなったため本新株予約権を行使できない場合、当社が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社は、以下の議案につき株主総会で承認された場合は、当社が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

- a. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - b. 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - c. 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
4. 当社は、2023年6月20日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
- ②【ライツプランの内容】
- 該当事項はありません。
- ③【その他の新株予約権等の状況】
- 該当事項はありません。

（３）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
2019年8月23日 （注） 1	普通株式 44,730	普通株式 49,700 優先株式 350	—	1,023,250	—	816,010
2019年10月10日 （注） 2	優先株式 3,150	普通株式 49,700 優先株式 3,500	—	1,023,250	—	816,010
2019年10月11日 （注） 3	普通株式 1,660	普通株式 51,360 優先株式 3,500	249,000	1,272,250	249,000	1,065,010
2019年11月11日 （注） 4	普通株式 666	普通株式 52,026 優先株式 3,500	99,900	1,372,150	99,900	1,164,910
2019年11月11日 （注） 5	普通株式 166	普通株式 52,192 優先株式 3,500	24,900	1,397,050	24,900	1,189,810
2020年5月15日 （注） 6	普通株式 2,224	普通株式 54,416 優先株式 3,500	400,320	1,797,370	400,320	1,590,130
2020年8月17日 （注） 7	普通株式 555	普通株式 54,971 優先株式 3,500	99,900	1,897,270	99,900	1,690,030

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
2020年8月18日 （注）8	普通株式 2,224	普通株式 57,195 優先株式 3,500	400,320	2,297,590	400,320	2,090,350
2020年8月25日 （注）9	普通株式 1,666	普通株式 58,861 優先株式 3,500	299,880	2,597,470	299,880	2,390,230
2020年9月8日 （注）10	普通株式 1,388	普通株式 60,249 優先株式 3,500	249,840	2,847,310	249,840	2,640,070
2021年3月18日 （注）11	普通株式 4,100	普通株式 64,349 優先株式 3,500	738,000	3,585,310	738,000	3,378,070
2021年3月26日 （注）12	A種優先株式 10,256	普通株式 64,349 優先株式 3,500 A種優先株式 10,256	1,999,920	5,585,230	1,999,920	5,377,990
2021年3月31日 （注）13	A種優先株式 2,564	普通株式 64,349 優先株式 3,500 A種優先株式 12,820	499,980	6,085,210	499,980	5,877,970
2021年3月31日 （注）14	-	普通株式 64,349 優先株式 3,500 A種優先株式 12,820	△3,000,000	3,085,210	△3,000,000	2,877,970

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
2021年4月2日 （注）15	普通株式 352	普通株式 64,701 優先株式 3,500 A種優先株式 12,820	63,360	3,148,570	63,360	2,941,330
2021年4月23日 （注）16	普通株式 4,660	普通株式 69,361 優先株式 3,500 A種優先株式 12,820	699,000	3,847,570	699,000	3,640,330
2021年4月23日 （注）17	普通株式 △5,788 優先株式 △769	普通株式 63,573 優先株式 2,731 A種優先株式 12,820	—	3,847,570	—	3,640,330
2021年6月9日 （注）18	普通株式 760	普通株式 64,333 優先株式 2,731 A種優先株式 12,820	136,800	3,984,370	136,800	3,777,130
2023年6月4日 （注）19	普通株式 15,551 優先株式 △2,731 A種優先株式 △12,820	普通株式 79,884	—	3,984,370	—	3,777,130
2023年6月20日 （注）20	普通株式 15,896,916	普通株式 15,976,800	—	3,984,370	—	3,777,130

(注) 1. 株式分割（1：10）によるものであります。

2. 株式分割（1：10）によるものであります。

3. 有償第三者割当 1,660株
発行価格 300,000円
資本組入額 150,000円
割当先 伊藤忠商事株式会社

4. 有償第三者割当 666株
発行価格 300,000円
資本組入額 150,000円
割当先 SCSK株式会社

5. 有償第三者割当 166株
発行価格 300,000円
資本組入額 150,000円
割当先 株式会社ティーガイア

6. 有償第三者割当 2,224株
発行価格 360,000円
資本組入額 180,000円
割当先 LUN Partners Japan Investment

7. 有償第三者割当 555株
発行価格 360,000円
資本組入額 180,000円
割当先 日本郵政キャピタル株式会社

8. 有償第三者割当 2,224株
発行価格 360,000円
資本組入額 180,000円
割当先 LUN Partners Capital Limited

9. 有償第三者割当 1,666株
発行価格 360,000円
資本組入額 180,000円
割当先 SMBC日興証券株式会社

10. 有償第三者割当 1,388株
発行価格 360,000円
資本組入額 180,000円
割当先 株式会社横浜銀行

11. 有償第三者割当 4,100株
発行価格 360,000円
資本組入額 180,000円
割当先 JD Fountain Technology (Hong Kong) Limited

12. 有償第三者割当 10,256株
発行価格 390,000円
資本組入額 195,000円
割当先 KJP2 L.P.

13. 有償第三者割当 2,564株
発行価格 390,000円
資本組入額 195,000円
割当先 SIG Global Japan Fund I, LLLP

14. 2021年3月1日の臨時株主総会及び2021年3月19日の臨時取締役会の決議に基づき無償減資を行い、2021年3月31日に効力が発生しております。発行済株式数の変更は行わず、資本金3,000,000千円（減資割合49.2%）及び資本準備金3,000,000千円（減資割合51.0%）をそれぞれ減少させ、その他資本剰余金に振り替えております。

15. 新株予約権権利行使 352株
発行価格 360,000円
資本組入額 180,000円
主な割当先 LUN Partners Japan Investment

16. 新株予約権権利行使 4,660株
発行価格 300,000円

- | | | |
|--|-------|-----------|
| | 資本組入額 | 150,000円 |
| | 主な割当先 | 伊藤忠商事株式会社 |
17. 自己株式取得
- | | | |
|--|-------|--|
| | 普通株式 | 5,788株 |
| | 優先株式 | 769株 |
| | 株式取得額 | 390,000円 |
| | 主な取得先 | 株式会社ティーガイア、NTTイーアジア株式会社、
伊藤忠商事株式会社、株式会社新生銀行 |
- なお、当社が取得した普通株式及び優先株式は、2021年4月23日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。
18. 新株予約権権利行使
- | | | |
|--|-------|-------------------------------|
| | | 760株 |
| | 発行価格 | 360,000円 |
| | 資本組入額 | 180,000円 |
| | 主な割当先 | LUN Partners Japan Investment |
19. 当社は優先株式、A種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき2023年6月4日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得した優先株式、A種優先株式は、2023年6月4日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。
20. 株式分割（1：200）によるものであります。

（４）【所有者別状況】

2023年６月30日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 （人）	—	2	2	7	9	—	3	23	—
所有株式数 （単元）	—	11,238	14,442	29,128	58,560	—	46,400	159,768	—
所有株式数 の割合（％）	—	7.03	9.04	18.23	36.65	—	29.04	100	—

（５）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2023年６月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 15,976,800	159,768	権利内容に何ら限定のない当社における標準株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	15,976,800	—	—
総株主の議決権	—	159,768	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第4号による優先株式及びA種優先株式の取得

（１）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（２）【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
取締役会（2023年5月19日）での決議状況 （取得日2023年6月4日）	優先株式 2,731 A種優先株式 12,820	—
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
最近事業年度の末日現在の未行使割合（％）	—	—
最近期間における取得自己株式	優先株式 2,731 A種優先株式 12,820	—
提出日現在の未行使割合（％）	—	—

（注）当社は、2023年5月19日開催の取締役会において、優先株式、A種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2023年6月4日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得した優先株式、A種優先株式は、2023年6月4日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

（３）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

（４）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	優先株式 2,731 A種優先株式 12,820	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

3【配当政策】

当社は株主還元を経営上の重要な課題と認識しており、業績や事業拡大に向けた資金需要に対応した内部留保の確保を総合的に勘案した上で、中長期的には安定的かつ継続的な配当を実施する方針です。しかしながら、現時点で当社は成長過程にあるため、将来の事業展開と財務体質強化のために創業以来必要な内部留保の確保を優先しております。内部留保資金については、当社の諸事業の事業資金、及び新規事業等に必要な成長投資に利用することにより、企業価値向上に努める考えであります。現時点において今後の配当実施の可能性及びその実施時期等につきましては未定であります。

なお、当社は、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は、会社法第454条第5項に定める中間配当を取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として行うことができる旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

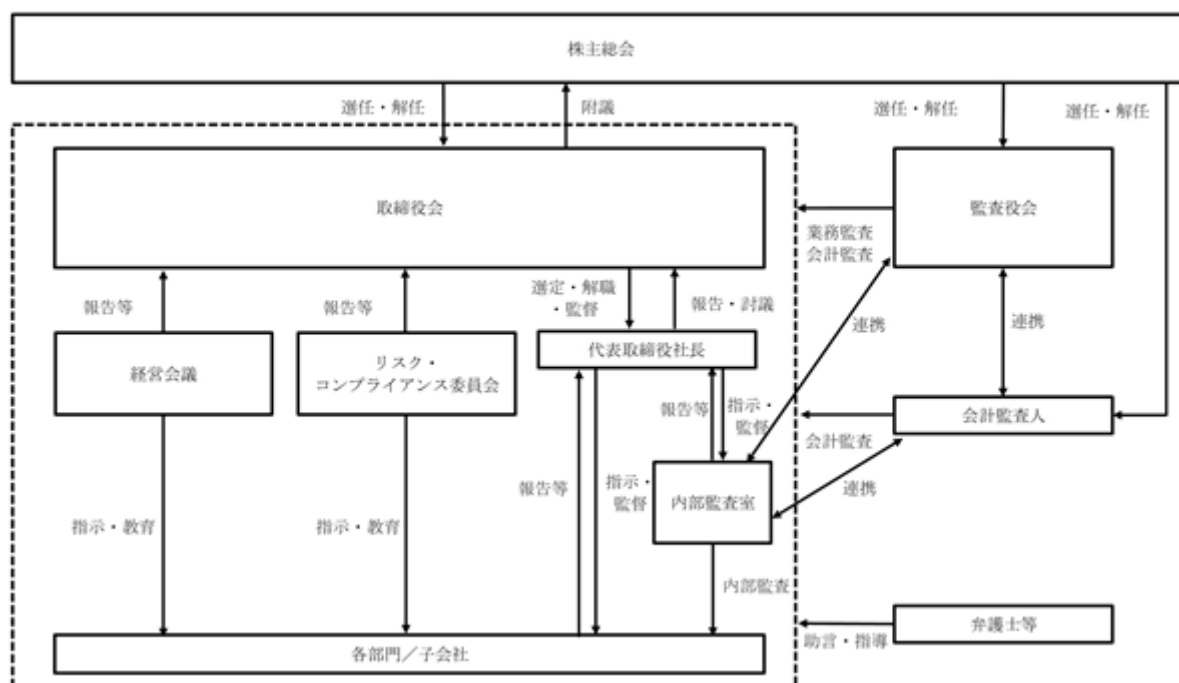
当社グループは、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方として、当社グループの「お金の流れを、もっと円（まる）く」というミッションのもと、すべてのステークホルダーと信頼関係を築き持続的成長と発展を遂げるためには、経営の健全性、遵法性、及び透明性の確立が不可欠であると認識しております。これらを実現するため、迅速かつ適切な経営判断と独立した監査機能の発揮、実効性のある内部統制システムの構築、並びに適時適切な情報開示を推進してまいります。また、すべての役職員に対し、企業の社会的責任に関する意識向上を徹底してまいります。

② 企業統治の体制の概要及びその体制を採用する理由

当社は、会社法上の機関として取締役会及び監査役会を設置しております。

取締役会は、効率的な経営の追求と同時に経営監視機能が適切に働く体制の確保を図るために、当社事業内容や内部情報に精通している社内取締役、専門領域における豊富な知識と経験を有する社外取締役で構成されております。また、2020年3月31日の定時株主総会における決議を以て、当社は監査役会設置会社に移行いたしました。当社が監査役会設置会社を選択したのは、取締役の業務執行の決定と取締役の監査を、取締役会と監査役会として切り分けることで、牽制機能が発揮しやすくなると考えているからであります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制を図示すると以下のとおりとなります。



a. 取締役会

当社の取締役会は、社外取締役3名を含む取締役10名で構成されております。取締役会は、原則として毎月1回の定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、取締役会規程に基づき、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務執行状況を監督しております。また、取締役会には、監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。なお、取締役会の議長は、代表取締役社長CEO李剛が務めております。その他の構成員は、取締役CTO陳斌、取締役CFO安達源、取締役COO長福久弘、取締役王鯤、取締役吉田興佳、取締役山口康樹、社外取締役長橋賢吾、社外取締役江月楓、及び社外取締役谷田川英治であります。また、常勤監査役徳川必要互安、社外監査役小澤幹人及び社外監査役木佐木之恵が出席しております。

b. 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役徳川必要互安、社外監査役小澤幹人及び社外監査役木佐木之恵の合計3名で構成されております。監査役会は、毎月1回定例監査役会を開催する他、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況の共有等、監査役相互の連携を図っております。

なお、監査役は内部監査担当者及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

c. 経営会議

当社の経営会議は、社外取締役を除く取締役及び事務局で構成されております。経営会議は、原則として週2回の定時経営会議を開催しており、経営に関する重要事項を審議、決議するとともに業績及び各部署の重要な業務執行に関する情報の共有並びに対応策の検討等を行っております。なお、経営会議の議長は、代表取締役社長CEO李剛が務めております。その他の構成員は、取締役CTO陳斌、取締役CFO安達源、取締役COO長福久弘、取締役王鯤、取締役吉田興佳、取締役山口康樹、執行役員稲田哲也、執行役員滝島啓介、執行役員梅元建次郎であります。

d. リスク・コンプライアンス委員会

当社は、「リスク管理規程」を定め、代表取締役社長を長とし、社外取締役を除く取締役及び事務局で構成されたリスク・コンプライアンス委員会を設置し、原則として四半期に一度の頻度で開催しております。同委員会は、当社グループのリスク対応計画やその実施状況等を含めてリスクマネジメント活動全般を管理しております。なお、リスク・コンプライアンス委員会の議長は、代表取締役社長CEO李剛が務めております。その他の構成員は、取締役CTO陳斌、取締役CFO安達源、取締役COO長福久弘、取締役王鯤、取締役吉田興佳、取締役山口康樹、執行役員稲田哲也、執行役員滝島啓介、執行役員梅元建次郎であります。

e. 内部監査室

内部監査室は、内部監査室長と室員の2名で構成されており、「内部監査規程」に基づき、当社及び子会社の業務活動に関して、運営状況、業務実施の有効性及び正確性等を年間計画に沿って監査を行っております。監査結果及び是正状況は代表取締役社長に随時報告しております。また、監査役及び会計監査人と連携して活動しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法第362条第5項に基づき、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議し、その後、実施状況及び諸情勢の変化等に応じて、必要な整備を実施しております。

また、内部統制システムの運用状況については、期末に評価を行い、適切に運用されていることを確認しております。

I 当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社及びグループ会社の取締役会は、「取締役会規程」の定めにしたが、法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役からの業務執行状況の報告を受けるものとする。
- ロ. 当社及びグループ会社の取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、取締役会に報告する。
- ハ. 当社は関係会社管理規程を制定し、当社及びグループ会社の適法性、倫理性及び財務報告の信頼性を確保する。また、関係会社管理規程に基づいて当社取締役は、グループ会社が適切な意思決定を行うよう指導・管理する。
- ニ. 当社は当社及びグループ会社のコンプライアンス体制に係る「コンプライアンス規程」を整備し、法令・定款及び当社の経営理念を遵守した行動をとるための行動規範を定める。
- ホ. その徹底を図るため、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、全社のコンプライアンスの取組みを横断的に統括する。リスク・コンプライアンス委員会の構成、役割、権限、開催等の事項は、別途「リスク管理規程」に定める。
- ヘ. 法令違反等の早期発見と不祥事の未然防止を図るため、当社及びグループ会社は「内部通報規程」に基づいて内部通報窓口を設け、取締役及び使用人が社内での法令違反について通報を行いやすい体制を構築するとともに、通報者に対して不利益な取扱いを行わないこととする。
- ト. 業務執行部署から独立し、代表取締役社長が直轄する内部監査を担当する部署を設置し、「内部監査規程」に従って、当社及びグループ会社に対し内部監査を実施する。

II グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- イ. 関係会社管理規程で定める担当役員及びグループ会社の社長は当社取締役に対し定期的に経営報告を行う。
- ロ. 当社は取締役及びグループ会社社長が出席する会議体をグループ会社の規模や地域等に合わせて設置し、重要な経営案件に係る情報の報告を受ける体制を整備する。

III 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 当社は「文書管理規程」を定め、次の各号に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに保存及び管理する。

- a. 株主総会議事録
 - b. 取締役会議事録
 - c. 監査役会議事録
 - d. 税務署その他官公庁に提出した書類の写し
 - e. その他「文書管理規程」に定める文書
 - ロ. 上記文書の保管の場所及び方法は、当社取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合は速やかに閲覧が可能な場所及び方法とし、その詳細を「文書管理規程」に定める。
 - ハ. 上記の文書の保管期間は、法令に別段の定めのない限り「文書管理規程」に各文書の種類ごとに定める。
 - ニ. 当社及び対象となるグループ会社は当社が定める個人情報保護ルールに基づき、個人情報を厳重に管理する。
 - ホ. 当社及び対象となるグループ会社は当社が定める機密情報管理ルールに基づき、機密情報の適正な保存、管理及び活用を行う。
- IV 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 当社及びグループ会社のリスク管理を体系的に定める「リスク管理規程」を定める。
 - ロ. 当社及びグループ会社のリスクに関する統括をするためにリスク・コンプライアンス委員会を設置する。
 - ハ. リスク・コンプライアンス委員長は原則として代表取締役社長がこれにあたる。（ただし、取締役会の決議により他の者を選任することを妨げない。）
 - ニ. リスク・コンプライアンス委員長はリスク管理に関する事項を必要に応じて取締役会に報告する。
 - ホ. 当社は当社及びグループ会社で、事故・災害等のグループに影響を及ぼす危機発生時は、リスク・コンプライアンス委員会を開催し適切かつ迅速に対処するものとする。
- V 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社及びグループ会社は「業務分掌規程」及び「職務権限規程」により取締役の権限と責任を明確化し、また定時取締役会を月に1回開催し取締役間の連携緊密を図り、経営意思決定を迅速化し、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を構築する。
 - ロ. 当社及びグループ会社の取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
- VI 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の当社取締役からの独立性並びに当社監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役補助者を選任する。当該監査役補助者の選任、解任に関しては当社監査役の同意を必要とし、人事考課については当社監査役がこれを行うことにより、当社取締役からの独立性を確保する。
 - ロ. 監査役補助者に対する指示・命令は当社監査役が行うこととし、当該指示・命令に関して当社取締役の指揮命令は受けないものとする。
- VII 当社及びそのグループ会社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 当社の取締役及び使用人並びにグループ会社の取締役等、監査役及び使用人は、取締役会及び社内的重要な会議を通じて、また、定期報告等によって、重要な意思決定及び業務執行の状況を当社監査役に報告する。
 - ロ. 当社の取締役及び使用人並びにグループ会社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう「公益通報者保護制度」に準じた取扱いをする。
 - ハ. 当該監査役は子会社監査役と必要に応じ情報共有や報告のための会議を行う。
- VIII 当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社監査役は、取締役会の他、必要に応じて重要な会議に出席するとともに、稟議その他業務執行に関する重要な文書を閲覧する。
 - ロ. 当社及びそのグループ会社の取締役又は使用人は説明を求められた場合には、監査役に対し詳細に説明することとする。

ハ、会計監査人、内部監査部門及び管理部署と定期的な意見交換を行い、財務報告の適正性について確認できる体制をとる。

IX 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

イ、当社は当社監査役の職務の執行について生ずる費用等を当社監査役からの請求に応じて遅滞なく支払うこととする。

ロ、当社は前払等についても同様に、当社監査役からの要請に応じることとする。

X 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性を評価・報告する体制を整備する。

XI 反社会的勢力排除に向けた基本方針

反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、いかなる場合においても、反社会的勢力に対して関わりを持たず、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本方針とする。また、必要に応じ警察機関等外部の専門機関とも迅速な連携をとることとする。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社は、システム、情報セキュリティ、環境、労務、製品の品質安全等あらゆる事業運営上のリスクに加え、災害・事故に適切に対処できるよう「リスク管理規程」を制定施行し、リスク・コンプライアンス委員会において、リスク対応計画やその実施状況等を含めてリスクマネジメント活動全般を管理しております。各部署の担当者は、日常の業務を通じて管理を行うとともに、不測の事態が発生した場合には、速やかに委員会及びリスク・コンプライアンス室に報告することとなっております。また、内部監査室は内部監査業務を通じ、各部署におけるリスクの識別、評価及び対策等の状況、リスク・コンプライアンス委員会が立案した個別のリスク管理上の課題への対策、並びにコンプライアンス推進体制が適切に構築・維持されているかどうか監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告しております。

事業、業界等に関する各種法規制等の新設、改廃等の動向を把握する体制としては、当社の各部署において監督官庁のウェブ確認等を定期的に行い、必要に応じて、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

法改正の成立や施行された場合は、管理本部管理部から関係する社員向けに電子メール等で告知するよう努めております。

c. コンプライアンス体制の整備の状況

当社は、企業価値向上のためには全社的なコンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しており、コンプライアンス体制の強化推進のため2022年11月にリスク・コンプライアンス室を新設しました。また、「コンプライアンス規程」を制定し、その周知と徹底を図っております。代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会は、原則として四半期に1度開催され、社内横断的なリスク管理を行うとともに、定期的に研修や講習会等を実施し、コンプライアンスの重要性を全役職員に認識させ、周知徹底をしております。

また、「内部通報規程」を定め、社員等からの組織的又は個人的な不正行為に関する通報及びそれに関する相談を適切に処理するための社内相談・報告体制として、内部通報制度を整備しております。

d. 情報セキュリティ、個人情報保護等の体制の整備状況

当社は、情報システムの利用標準を定め、情報セキュリティの向上を図ることを目的として「情報システム管理規程」並びに「情報システム運用管理マニュアル」を定め、情報セキュリティの重要性について社内に周知徹底を図っております。

また、個人情報の保護に関する法律に対応するため、当社で保存する個人情報及び特定個人情報について「個人情報保護規程」及び「特定個人情報取扱規程」を定め、当社の情報資産の保護に万全を尽くすとともに、情報システムの有効性、効率性、機密性等の確保を図っております。

e. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社では、子会社の業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」を定め、社内規程に基づき事前協議及び意思決定を行っております。

子会社の損益及び財務状況並びに業務の執行状況については定期的に報告を求め、その分析を行うことで業務の適正性を確認しております。

また、管理主管部署である管理本部が子会社のコンプライアンス体制やリスク管理体制を監視すると同時に、内部監査室が管理主管部署及び子会社の内部統制システムの状況を監査し、必要な改善を促すことで業務の適正性の確保に努めております。

f. 取締役の任期

当社は、取締役の任期を2年とする旨を定款に定めております。

g. 取締役の定数

当社は、取締役の定数を15名以内とする旨を定款に定めております。

h. 取締役の選任決議

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

i. 取締役及び監査役の責任免除規定並びに取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役の責任限定契約

当社は、取締役又は監査役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とし、会社法第426条第1項の定めにより、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）又は監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。また、会社法第427条第1項の定めにより、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）又は監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

j. 自己株式取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

k. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

l. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 12名 女性 1名 （役員のうち女性の比率7.69%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長CEO	李 剛	1974年4月8日生	1999年4月 株式会社CSK（現 SCSK株式会 社） 入社 2005年4月 新日鉄ソリューションズ株式会 社 入社 2009年2月 当社設立 代表取締役社長CEO 就 任（現任） 2014年8月 ウィ・ジャパン株式会社 代表取 締役 就任 2018年10月 シンガポール NETSTARS ASIA HOLDINGS PTE. LTD. 取締役 就任 （現任） 2019年10月 一般社団法人日中ツーリズムビジ ネス協会理事 就任（現任）	(注) 3	3,360,000
取締役CTO	陳 斌	1966年7月1日生	1993年3月 シンガポール Singapore Airlines Limited 入社 1999年10月 米国 Kaiser Foundation Health Plan, Inc. 入社 2001年4月 米国 Hitachi Software Engineering, Inc. （現 株式会 社日立ソリューションズ） 入社 2004年7月 米国 Abacus International Pte Ltd入社 2008年2月 米国 Nokia of America Corporation 入社 2009年8月 米国 eBay Inc. 入社 2014年4月 中国 Yeepay Co Ltd 入社Chief Technology Officer就任 2020年1月 当社 取締役CTO 就任（現任） 2020年8月 中国 納思達科技（大連）有限公 司 取締役 就任（現任） 2020年8月 ベトナム NETSTARS VIETNAM CO., LTD. Chairman 就任（現任）	(注) 3	—
取締役CFO	安達 源	1989年4月21日生	2013年4月 シティグループ証券株式会社 入 社 2015年8月 ゴールドマン・サックス証券株式 会社 入社 2021年9月 当社 取締役CFO 就任（現任）	(注) 3	—
取締役COO	長福 久弘	1982年12月29日生	2005年4月 株式会社アドバンテージ 入社 2006年9月 マジックアイスジャパン株式会社 2008年6月 ターボリナックス株式会社 入社 2009年2月 ライブドア株式会社 入社 2013年8月 LINE Businnes Partners株式会 社 出向 2015年1月 株式会社AUBE 取締役就任 2016年10月 株式会社出前館 社外役員 就任 2017年12月 LINE Pay株式会社 取締役COO就任 2020年3月 LINE Pay株式会社 取締役CEO就任 2021年9月 当社 入社 2021年10月 ZORSE株式会社 社外取締役 就任 2022年2月 当社 取締役COO 就任（現任） 2022年2月 株式会社エボラニ 社外取締役 就任（現任） 2022年5月 株式会社リージョナルマーケティ ング 社外取締役就任（現任）	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	王 鯤	1977年6月20日生	1999年7月 中国 南京瑞康有限公司 入社 2001年4月 中国 威発系統有限公司 入社 2004年9月 中国 西安三通網絡技術有限公司 入社 2010年9月 株式会社三通 入社 2011年10月 当社 取締役 就任（現任） 2014年8月 ウィ・ジャパン株式会社 監査役 就任 2020年8月 中国 納思達科技（大連）有限公司 取締役 就任（現任）	(注) 3	640,000
取締役	吉田 興佳	1976年8月18日生	1999年7月 中国 中聯集団 入社 2003年4月 パナソニックITS株式会社 入社 2005年4月 富士通フロンテック株式会社 入社 2011年2月 当社 取締役 就任（現任） 2014年8月 ウィ・ジャパン株式会社 取締役 就任 2020年1月 ベトナム NETSTARS VIETNAM CO., LTD. Chairman 就任 2020年8月 中国 納思達科技（大連）有限公司 取締役 就任（現任）	(注) 3	640,000
取締役	山口 康樹	1966年10月21日生	1991年4月 株式会社本間ゴルフ 入社 2005年7月 株式会社光通信 入社 2009年3月 SBIインベストメント株式会社 出向 2013年4月 株式会社NQモバイル 監査役 就任 2015年6月 株式会社WORKUP 取締役 就任 2017年2月 当社 出向 2018年2月 当社 取締役 就任（現任） 2018年10月 シンガポール NETSTARS ASIA HOLDINGS PTE. LTD. 取締役 就任（現任）	(注) 3	—
取締役	長橋 賢吾	1977年7月28日生	2006年3月 日興シティグループ証券株式会社（現 シティグループ証券株式会社） 入社 2009年3月 フューチャーブリッジパートナーズ株式会社 代表取締役 就任（現任） 2010年3月 株式会社アプリックス 社外監査役 就任 2015年3月 同社 取締役 就任 2017年2月 同社 代表取締役社長 就任 2017年9月 野原ホールディングス株式会社 社外監査役 就任 2018年1月 株式会社BEAMO 代表取締役社長 就任 2019年2月 株式会社アプリックス 代表取締役会長 就任 2019年5月 株式会社ジオコード 社外取締役 就任（現任） 2020年3月 当社 取締役 就任（現任） 2020年9月 野原ホールディングス株式会社 取締役 就任（現任）	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	江月 楓	1981年3月12日生	2006年1月 ユニデン株式会社 入社 2007年7月 SBIホールディングス株式会社 入社 2016年2月 香港 LUN Partners Group 設立 パートナー就任（現任） 2017年3月 ケイマン諸島 Platinum Analytics Cayman Limited 取締役 就任（現任） 2018年8月 英国 MFS Africa Limited 取締役 就任（現任） 2018年9月 香港 Quantifeed Holdings Limited 取締役 就任（現任） 2020年6月 当社 取締役 就任（現任）	(注) 3	—
取締役	谷田川 英治	1978年1月20日生	2002年4月 ゴールドマン・サックス証券株式会社 入社 2006年8月 株式会社KKRジャパン 入社（現任） 2013年8月 パナソニック・ヘルスケアホールディングス株式会社(現 PHCホールディングス) 社外取締役 就任 2015年3月 Pioneer DJ株式会社(現AlphaTheta株式会社)社外取締役 就任 2015年6月 Transphorm Inc. Director（現任） 2015年9月 トランスフォーム・ジャパン株式会社 社外取締役（現任） 2016年10月 CKホールディングス株式会社（現 マレリホールディングス株式会社） 取締役 2017年6月 トランスフォーム・会津株式会社 社外取締役 2017年10月 日立工機株式会社 社外取締役（現 工機ホールディングス株式会社）（現任） 2018年6月 株式会社KOKUSAI ELECTRIC 社外取締役 2019年8月 株式会社フロムスクラッチ（現株式会社データX） 社外取締役（現任） 2020年12月 GANOVATION, PTE. LTD.Director（現任） 2021年3月 株式会社SYホールディングス 社外取締役（現任） 2021年3月 株式会社西友ホールディングス 社外取締役（現任） 2021年4月 当社 取締役 就任（現任） 2022年3月 弥生株式会社 社外取締役（現任） 2022年3月 アルトア株式会社 取締役（現任） 2022年6月 PHCホールディングス株式会社 社外取締役（現任） 2023年3月 株式会社日立物流（現 ロジスティード株式会社）社外取締役（現任）	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	徳川 必要互安	1951年11月7日生	1975年3月 住商機電貿易株式会社（現 住友商事パワー&モビリティ株式会社）入社 1992年3月 株式会社こうゆうかん学院（現 株式会社ビジュアルビジョン）入社 1997年4月 有限会社サテライト 入社 2000年6月 住商テレメイト株式会社（現 株式会社ティーガイア）入社 2008年5月 株式会社レイ 監査役 就任 2016年6月 株式会社レイ 顧問 就任 2017年8月 株式会社ぜん 監査役 就任 2020年3月 当社 監査役 就任（現任）	(注) 4	—
監査役	小澤 幹人	1977年8月20日生	2007年9月 弁護士登録 2007年9月 佐藤総合法律事務所 入所 2009年6月 ウェルネット株式会社 監査役 就任 2009年7月 弁護士法人港国際法律事務所 入所（現任） 2009年9月 ウェルネット株式会社 取締役 就任 2009年9月 株式会社ナノ・メディア 取締役 就任 2015年6月 株式会社エイトレッド 監査役 就任（現任） 2020年3月 当社 監査役 就任（現任）	(注) 4	—
監査役	木佐木 之恵	1984年7月7日生	2008年4月 メルク株式会社 入社 2012年5月 丹羽総合会計事務所 入社 2015年5月 有限責任監査法人トーマツ 入社 2019年7月 デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社 入社 2022年8月 合同会社Kajiboshi 設立 2023年1月 当社 監査役 就任（現任） 2023年6月 アビックス株式会社 社外取締役 就任（現任）	(注) 4	—
計					4,640,000

- (注) 1. 取締役長橋賢吾、江月楓及び谷田川英治は、社外取締役であります。
2. 監査役徳川必要互安、小澤幹人及び木佐木之恵は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2023年6月5日開催の臨時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2023年6月5日開催の臨時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社では、迅速かつ円滑な業務の執行と経営判断の実現のため、執行役員制度を導入しております。なお、執行役員は3名で、管理本部長 稲田哲也、事業統括本部決済事業部事業部長 滝島啓介、事業統括本部ソリューション事業部事業部長 梅元建次郎で構成されております。

② 社外役員の状況

a. 社外役員の機能及び役割

本書提出日現在、当社は、一般株主の利益に配慮し、継続的に企業価値を高める手段のひとつとして、社外取締役を3名、社外監査役を3名選任しております。社外役員の独立性に関する基準又は方針については特段定めておりませんが、選任にあたっては、株式会社東京証券取引所の定める独立役員に関する基準等を参考に選任しております。社外取締役と当社との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係は以下の通りであります。

社外取締役の長橋賢吾は、IT業界における長年の経験及び企業経営に関する深い知見を有しており、適切な提言を期待できることから、社外取締役として選任しております。当社との間には、人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役江月楓は当社の株主であるファンドLUN Partners Japan Investment及びLUN Partners Capital Limitedを運用するLUN Partners Groupのパートナーであります。ベンチャーキャピタルのパートナーとしての長年の経験・見識及び海外の様々なフィンテック企業の人脈を有し、当社の経営に対する有用な助言及び業務執行の監督について十分な役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。なお、当該事項を除き江月楓と当社の間には人的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役谷田川英治は当社の株主であるファンドKJP2 L.P.のグループ会社である株式会社KKRジャパンのパートナーであります。投資ファンドのパートナーとしてこれまで数多くの企業にて社外取締役として経営に携わっており、企業経営に関する幅広い知見を有することから、当社の経営に対して適切な助言・監督を行うことが期待できるものと判断し、社外取締役に選任しております。なお、当該事項を除き谷田川英治と当社の間には人的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役徳川必要互安は上場企業を含む数社の監査役を経験しており、高い知見と幅広い経験に基づく客観的かつ中立の立場で当社を監査することができることから、社外監査役として選任しております。当社との間には、人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役小澤幹人は弁護士法人港国際法律事務所における弁護士であり、豊富な法的知識と経験を有しております。また、決済会社を含めた複数社での社外監査役としての経験を有し、幅広い見識と経験を有しており、当社の社外監査役として選任しております。当社との間には、人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役木佐木之恵はデロイトトーマツグループにて大手企業へのIFRSの導入支援やM&A支援業務を行っており、豊富な会計知識と経験を有していることから当社の社外監査役として選任しております。当社との間には、人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

b. 独立役員について

当社は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たす独立役員を社外取締役及び社外監査役からそれぞれ1名以上確保することとしております。選任にあたっては株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない者であるかを判断した上で指定することを基本方針としております。これに基づき、2023年6月開催の臨時株主総会にて社外取締役を1名、社外監査役3名選任しており現在、独立役員を4名確保しております。

その際、独立役員が各自の専門性や知見を活かし、当社グループの企業価値の向上とコーポレート・ガバナンスの強化に寄与できるよう、当社では取締役会での活発な議論や意見交換を促すために資料の事前配布の実施やグループ会社の取締役会へのオブザーバー参加を認める等して、独立役員が当社グループの情報把握や情報共有ができる体制としています。

さらに、上場後は定時株主総会の招集の通知に際して提供する事業報告の「会社役員に関する事項」において、当該役員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ている旨を記載する予定であります。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外役員への情報提供は、取締役会事務局が中心となって行っており、取締役会資料その他の情報を適宜社外役員へ提供しております。

社外取締役及び社外監査役は、取締役会等を通じて内部統制部署の状況を把握し、発言できる体制を整えております。社外監査役は、原則として毎月1回開催される監査役会において常勤監査役から監査役監査の状況、内部監査の状況及び会計監査の状況の情報共有を行っております。

また、内部監査室、監査役会及び会計監査人は、定期的に会合を実施することで情報交換及び相互の意思疎通を図っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社は監査役3名からなる監査役会を設置しております。

監査役監査の状況としては、年度監査計画を策定し、監査役監査基準、監査役会規程に則り監査を実施しております。各監査役は、定められた業務分担に基づき監査を行い、原則として毎月1回開催されている監査役会において、情報共有を図っております。具体的には取締役会を始めとした重要な会議に出席して意見を述べ、各部署へのヒアリング、書類の閲覧等を行い、ガバナンス状況を確認しております。

また、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保つため、定期的に連絡会を開催する等積極的に情報交換を行い、監査の有効性、効率性を高めております。

最近事業年度において当社は監査役会を16回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役	徳川 必要互安	16回	16回
監査役	西村 雅明	16回	15回
監査役	小澤 幹人	16回	16回

なお、西村雅明氏は、2023年1月20日付で辞任により退任いたしました。

監査役会における主な検討事項は、監査方針及び監査計画、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性等であります。

常勤監査役の活動として、取締役等との意思疎通、取締役会をはじめとする重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、子会社の取締役等との意思疎通・情報交換や子会社からの事業報告の確認、会計監査人からの監査の実施状況・結果の報告の確認を行っております。

② 内部監査の状況

当社は、独立した内部監査室を設けており、代表取締役社長の命を受けた内部監査担当者2名が「内部監査規程」に基づき、内部監査計画を策定し、代表取締役社長の承認を得た上で、当社及び子会社における適正な職務執行の状況、法令及び定款、並びに社内規程等の遵守、会社資産の保全、財務情報の適正把握並びに適正な職場環境の維持等の状況を検証・分析しております。当該監査の終了後は、監査報告書を作成して代表取締役社長へ報告を行い、必要に応じて適切な是正改善措置を講ずることにより、当社及び子会社の適正な業務運営の維持・向上を図っております。内部監査室は、監査役会及び会計監査人と連携し、三様監査を実施し、監査に必要な情報の共有化を図っております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

b. 継続監査期間

4年間

c. 業務を執行した公認会計士

業務執行社員 石井 雅也

業務執行社員 島津 慎一郎

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、その他13名により構成されています。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選任に際しては、上場に関する豊富な実績・経験を有することの他、品質管理体制、欠格事由の有無、独立性及び監査実施体制等を勘案し、決定しております。太陽有限責任監査法人はその観点において当社の監査を適切に行うことのできる体制が整っているものと判断しております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、会計監査人に対する評価を行っており、同法人による会計監査は、適正に行われていることを確認しております。監査役会は会計監査人の再任に関する確認決議をしており、その際には日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、総合的に評価しております。

④ 監査報酬の内容

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	17,000	-	18,500	-
連結子会社	-	-	-	-
計	17,000	-	18,500	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a. を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査法人より提示された監査計画、監査内容、監査日数等について、当社の規模・業界の特性等を勘案して、監査役会において監査報酬額の見積りの妥当性を検討した上で決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて協議を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、取締役の報酬等の額については、2020年3月31日開催の定時株主総会で決議された年額300,000千円以内の範囲で決定しております。提出日現在において、これらの支給枠に基づく報酬等の支給対象となる役員は、取締役10名であります。

監査役の報酬等の額は、2019年3月29日開催の定時株主総会で決議された年額20,000千円以内の範囲で決定しております。提出日現在において、これらの支給枠に基づく報酬等の支給対象となる役員は、監査役3名であります。

なお、各取締役の報酬額については、株主総会で承認された報酬枠の範囲内において、取締役会により代表取締役社長CEO李剛へ一任することで決定しております。決定方針としては、当社の業績、経営環境、当該取締役の役割とその責務の度合い及び一般的な報酬水準等を考慮することとしております。具体的には、取締役(社外取締役を除く)の報酬は、業績連動は行わず月例の基本報酬により構成し、社外取締役の報酬は、その職務に鑑み月例の基本報酬のみとしております。取締役会の一任を受けた代表取締役社長CEO李剛が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、取締役の個人別の基本報酬の額の決定であり、この権限を委任した理由は、役位に応じた基本報酬の額を決定するには、各取締役の役位に求められる職責とその実績を十分に把握している代表取締役社長が最も適しているからであります。当該権限が適切に行使されるよう、取締役会で方針を踏まえて審議を行ったうえで、取締役会の一任を受けた代表取締役社長が当該審議の内容に従って決定することを取締役会が定めております。2022年12月期の取締役の個人別の報酬等の額は、2020年3月31日開催の定時株主総会にて決議された報酬総額の範囲内で、2021年12月20日開催の取締役会で決定しております。また、各監査役の報酬等については、常勤、非常勤の別、監査業務等を考慮し、業績連動は行わず定額報酬とし、監査役の協議により決定しております。2022年12月期の監査役の個人別の報酬等の額は、2019年3月29日開催の定時株主総会にて決議された報酬総額の範囲内で、2022年2月21日開催の監査役会で決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	133,710	133,710	-	-	7
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-
社外役員	13,834	13,834	-	-	4

(注) 社外役員の員数には、無報酬の社外取締役を含みません。

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外を目的として保有する株式を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は上場株式を保有しておりませんので保有方針等については記載しておりません。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)
非上場株式	2	251,200
非上場株式以外の株式	—	—

(最近事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	31,200	業務提携を目的とした取得
非上場株式以外の株式	—	—	—

(最近事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（2021年1月1日から2021年12月31日まで）及び当連結会計年度（2022年1月1日から2022年12月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（2021年1月1日から2021年12月31日まで）及び当事業年度（2022年1月1日から2022年12月31日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）の四半期連結財務諸表について、太陽有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更に的確に対応するために、適切な財務報告のための社内体制構築、各種団体の主催する研修等への参加等を通じて、積極的な専門知識の蓄積並びに情報収集活動に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	16,885,219	19,746,334
売掛金	※1 494,919	※1 494,796
信託受益権	19,925	22,398
商品	20,805	44,092
仕掛品	—	10,069
前渡金	117,782	33,017
前払費用	40,631	40,073
その他	7,163	15,976
流動資産合計	17,586,449	20,406,758
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	4,920	9,520
工具、器具及び備品（純額）	12,376	20,512
その他（純額）	0	0
有形固定資産合計	17,296	30,033
無形固定資産		
ソフトウェア	344,777	587,972
ソフトウェア仮勘定	113,437	147,599
のれん	27,576	20,095
無形固定資産合計	485,790	755,667
投資その他の資産		
投資有価証券	220,000	251,200
敷金及び保証金	197,232	132,001
長期前払費用	4,582	2,224
繰延税金資産	895	1,033
投資その他の資産合計	422,710	386,459
固定資産合計	925,797	1,172,160
資産合計	18,512,246	21,578,918

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	225,288	224,153
未払金	159,372	216,030
未払費用	84,704	123,570
未払法人税等	57,824	42,611
未払消費税等	29,265	86,064
契約負債	47,986	3,906
預り金	10,898,913	14,419,618
流動負債合計	11,503,355	15,115,955
負債合計	11,503,355	15,115,955
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,984,370	3,984,370
資本剰余金	7,219,900	7,219,900
利益剰余金	△4,220,239	△4,792,771
株主資本合計	6,984,030	6,411,498
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	24,860	51,464
その他の包括利益累計額合計	24,860	51,464
純資産合計	7,008,890	6,462,962
負債純資産合計	18,512,246	21,578,918

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間
(2023年6月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	23,200,426
売掛金	※ 395,317
信託受益権	18,551
商品	17,094
仕掛品	90
貯蔵品	12,983
前渡金	20,720
前払費用	41,987
その他	9,813
流動資産合計	23,716,985
固定資産	
有形固定資産	31,325
無形固定資産	
ソフトウェア	747,255
ソフトウェア仮勘定	14,885
のれん	16,394
無形固定資産合計	778,534
投資その他の資産	380,671
固定資産合計	1,190,532
資産合計	24,907,518
負債の部	
流動負債	
買掛金	168,639
未払金	131,327
未払費用	92,278
未払法人税等	41,724
未払消費税等	50,074
契約負債	21,068
預り金	18,062,745
賞与引当金	5,876
流動負債合計	18,573,735
負債合計	18,573,735
純資産の部	
株主資本	
資本金	3,984,370
資本剰余金	7,219,900
利益剰余金	△4,947,033
株主資本合計	6,257,236
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	76,546
その他の包括利益累計額合計	76,546
純資産合計	6,333,782
負債純資産合計	24,907,518

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
売上高	1,963,958	2,987,067
売上原価	934,662	1,122,189
売上総利益	1,029,296	1,864,878
販売費及び一般管理費	※ 1 2,042,467	※ 1 2,419,620
営業損失 (△)	△1,013,170	△554,741
営業外収益		
受取利息	583	1,328
補助金収入	11,640	2,663
契約精算金	—	1,608
その他	1,015	781
営業外収益合計	13,239	6,381
営業外費用		
支払利息	455	—
株式交付費	600	600
為替差損	9,288	15,116
その他	3,521	2,300
営業外費用合計	13,865	18,017
経常損失 (△)	△1,013,797	△566,377
特別損失		
固定資産除却損	※ 2 —	※ 2 504
減損損失	※ 3 —	※ 3 1,849
特別損失合計	—	2,353
税金等調整前当期純損失 (△)	△1,013,797	△568,731
法人税、住民税及び事業税	3,800	3,800
法人税等合計	3,800	3,800
当期純損失 (△)	△1,017,597	△572,531
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△1,017,597	△572,531

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
当期純損失(△)	△1,017,597	△572,531
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	30,509	26,603
その他の包括利益合計	※ 30,509	※ 26,603
包括利益	△987,088	△545,928
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△987,088	△545,928

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
売上高	1,798,819
売上原価	647,585
売上総利益	1,151,233
販売費及び一般管理費	※1,295,088
営業損失(△)	△143,854
営業外収益	
受取利息	320
その他	178
営業外収益合計	498
営業外費用	
為替差損	8,037
その他	121
営業外費用合計	8,159
経常損失(△)	△151,514
税金等調整前四半期純損失(△)	△151,514
法人税等	2,747
四半期純損失(△)	△154,262
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△154,262

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)	
四半期純損失(△)	△154,262
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	25,082
その他の包括利益合計	25,082
四半期包括利益	△129,180
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	△129,180

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,847,310	2,640,070	△3,202,642	—	2,284,737
当期変動額					
新株の発行	4,137,060	4,137,060			8,274,120
減資	△3,000,000	3,000,000			—
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）			△1,017,597		△1,017,597
自己株式の取得				△2,557,230	△2,557,230
自己株式の消却		△2,557,230		2,557,230	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	1,137,060	4,579,830	△1,017,597	—	4,699,293
当期末残高	3,984,370	7,219,900	△4,220,239	—	6,984,030

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整 勘定	その他の包括利 益累計額合計	
当期首残高	△5,648	△5,648	2,279,089
当期変動額			
新株の発行			8,274,120
減資			—
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）			△1,017,597
自己株式の取得			△2,557,230
自己株式の消却			—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	30,509	30,509	30,509
当期変動額合計	30,509	30,509	4,729,801
当期末残高	24,860	24,860	7,008,890

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,984,370	7,219,900	△4,220,239	—	6,984,030
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）			△572,531		△572,531
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	△572,531	—	△572,531
当期末残高	3,984,370	7,219,900	△4,792,771	—	6,411,498

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整 勘定	その他の包括利 益累計額合計	
当期首残高	24,860	24,860	7,008,890
当期変動額			
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）			△572,531
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	26,603	26,603	26,603
当期変動額合計	26,603	26,603	△545,928
当期末残高	51,464	51,464	6,462,962

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失 (△)	△1,013,797	△568,731
減価償却費	79,952	109,773
のれん償却額	8,005	9,161
受取利息	△583	△1,328
支払利息	455	—
補助金収入	△11,640	△2,663
減損損失	—	1,849
売上債権の増減額 (△は増加)	△336,725	△43,364
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△13,788	△33,355
前渡金の増減額 (△は増加)	△21,570	86,582
仕入債務の増減額 (△は減少)	122,055	△1,134
未払金の増減額 (△は減少)	68,332	56,249
未払費用の増減額 (△は減少)	15,564	38,014
未払法人税等の増減額 (△は減少)	30,123	△15,212
未払消費税等の増減額 (△は減少)	14,914	56,798
預り金の増減額 (△は減少)	8,119,792	3,520,619
その他	△9,905	2,869
小計	7,051,184	3,216,128
利息の受取額	583	1,328
利息の支払額	△808	—
補助金の受取額	11,640	2,663
法人税等の支払額	△2,290	△3,800
法人税の還付による収入	2,351	19
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,062,661	3,216,339
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	△220,000	△31,200
有形固定資産の取得による支出	△6,000	△31,725
無形固定資産の取得による支出	△287,212	△371,207
敷金及び保証金の差入による支出	△144,740	—
敷金及び保証金の回収による収入	15,358	56,155
投資活動によるキャッシュ・フロー	△642,595	△377,977
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株の発行による収入	6,875,520	—
新株予約権の発行による支出	—	△600
自己株式の取得による支出	△2,557,230	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,318,290	△600
現金及び現金同等物に係る換算差額	23,580	23,353
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	10,761,936	2,861,115
現金及び現金同等物の期首残高	6,123,282	16,885,219
現金及び現金同等物の期末残高	※1 16,885,219	※1 19,746,334

【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失(△)	△151,514
減価償却費	91,201
のれん償却額	4,571
受取利息	△320
売上債権の増減額(△は増加)	117,425
棚卸資産の増減額(△は増加)	23,993
前渡金の増減額(△は増加)	12,542
仕入債務の増減額(△は減少)	△55,514
未払金の増減額(△は減少)	△84,842
未払費用の増減額(△は減少)	△32,801
未払法人税等(外形標準課税)の増減額(△は減少)	164
未払消費税等の増減額(△は減少)	△35,989
預り金の増減額(△は減少)	3,642,901
その他	20,590
小計	3,552,408
利息の受取額	320
法人税等の支払額	△3,800
法人税の還付による収入	43
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,548,972
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△6,691
無形固定資産の取得による支出	△111,399
投資活動によるキャッシュ・フロー	△118,091
財務活動によるキャッシュ・フロー	
新株予約権の発行による支出	△300
財務活動によるキャッシュ・フロー	△300
現金及び現金同等物に係る換算差額	23,510
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	3,454,091
現金及び現金同等物の期首残高	19,746,334
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 23,200,426

【注記事項】

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

前連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

NETSTARS ASIA HOLDINGS PTE. LTD.

NETSTARS VIETNAM CO., LTD.

納思達科技（大連）有限公司

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

・投資有価証券

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げ方法により算出）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～50年

工具、器具及び備品 3～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2～10年）に基づく定額法を採用しております。

③ 少額減価償却資産

取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の定めに基づき、3年間で均等償却を行っております。

(3) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、５年間の定額法により償却を行っております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスルしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 ３社

連結子会社の名称

NETSTARS ASIA HOLDINGS PTE. LTD.

NETSTARS VIETNAM CO., LTD.

納思達科技（大連）有限公司

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

・投資有価証券

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げ方法により算出）

・仕掛品

個別法に基づく低価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～10年
工具、器具及び備品	3～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2～10年）に基づく定額法を採用しております。

③ 少額減価償却資産

取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の定めに基づき、3年間で均等償却を行っております。

(3) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

・決済手数料

複数のQRコード決済を1つのアプリで決済可能にするマルチQRコード決済サービス「StarPay」及び決済代行サービスを提供しております。決済金額等に応じた従量料金については決済がなされた時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

・通信

海外向けの通信サービスのシステムを提供しております。ユーザーの利用量に応じて、通信事業者からシステム利用料を受領しており、サービスの提供が完了した時に履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に計上しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

前連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 減損に係る見積り

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

有形固定資産	17,296千円
無形固定資産	485,790千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度に計上した金額の算出方法

当社グループでは、QRコード決済サービスに関連するStarpayのシステム拡充のために開発投資を行っており、ソフトウェアとして連結貸借対照表に計上しております。計上したソフトウェアは固定資産の減損会計の適用にあたり、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングし、減損の兆候の識別、減損損失の認識の判定及び測定をしております。

減損の兆候の判定は、資産等を使用した営業活動から生じた損益の状況や、将来キャッシュ・フローの見積りの基礎である営業損益について事業計画等とその実績、翌連結会計年度以降の事業計画、市場環境など、当社グループが利用可能な情報に基づいて判定を行っております。

減損損失の認識の要否の判定は、資産等から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行います。

減損損失を認識すべきであると判定された資産等については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上します。回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方により測定しております。

なお、減損の認識の判定における割引前将来キャッシュ・フローの総額及び認識の測定における使用価値は、事業計画等に基づき算出しております。

② 当連結会計年度に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、決済市場における決済額の成長率及び新規顧客獲得の想定であります。

③ 翌連結会計年度以降の連結財務諸表に与える影響

資産グループの収益性が大きく低下した場合には、翌連結会計年度以降の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 減損に係る見積り

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

減損損失	1,849千円
有形固定資産	30,033千円
無形固定資産	755,667千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度に計上した金額の算出方法

当社グループでは連結財務諸表の作成にあたり、固定資産の減損に係る見積りが経営の実態を適切に反映したものになるようグルーピングを行い、減損の兆候を判定します。兆候があると判定された資産又は資産グループ（以下「資産等」という。）は減損損失の認識の要否を判定し、その必要があると判定された場合は、金額を測定し連結財務諸表へ計上します。

事業用資産については管理会計上のソフトウェアシステム単位ごとにグルーピングしております。

減損の兆候の判定は、資産等を使用した営業活動から生じた損益の状況や、将来キャッシュ・フローの見積りの基礎である営業損益について事業計画等とその実績、翌連結会計年度以降の事業計画、市場環境など、当社グループが利用可能な情報に基づいて判定を行っております。

減損損失の認識の要否の判定は、資産等から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行います。

減損損失を認識すべきであると判定された資産等については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上します。回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方により測定しております。

なお、減損の認識の判定における割引前将来キャッシュ・フローの総額及び認識の測定における使用価値は、事業計画等に基づき算出しております。

上記記載の減損損失に係る算出方法に基づき当連結会計年度の減損損失の判定を実施いたしました。

その結果、StarPay-Orderに係る事業用資産（帳簿価額3,229千円）は、当連結会計年度において、事業の再編成をしたことから減損の兆候を識別し、StarPayに係る事業用資産（帳簿価額671,349千円）は、営業損益が連続してマイナスであることから減損の兆候を識別しました。

このうちStarPay-Orderに係る事業用資産については割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回ることから減損の認識を行い、使用価値が正味売却価額を上回ることから使用価値を回収可能価額として、連結損益計算書において減損損失を1,849千円計上いたしました。

また、StarPayに係る事業用資産については、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回ることから減損損失を認識していません。

② 当連結会計年度に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、決済市場における決済額の成長率及び新規顧客獲得の想定であります。

③ 翌連結会計年度以降の連結財務諸表に与える影響

当社グループの過去の実績に基づく将来の見積りは、競合他社やQRコード決済市場の動向の変化の影響を受けるほか、自然災害や感染症をはじめとした予測困難な事象の発生に影響を受けるおそれがあるなど、不確実性が伴います。そのため実績が事業計画から著しく下方に乖離するなどして、翌連結会計年度以降に新たに減損の兆候があると判定され、減損損失を認識する必要性が生じた場合には、同期間における連結財務諸表に影響を与えるおそれがあります。

（会計方針の変更）

前連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当該会計基準の適用による当連結会計年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において「流動負債」に表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

（未適用の会計基準等）

前連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響額

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額ははありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日公表分 企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日公表分 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）

- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額ははありません。

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

（表示方法の変更）

前連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

（会計上の見積りの変更）

前連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（1）耐用年数の変更

当社は、2021年9月17日開催の取締役会で本社移転に関する決議をいたしました。これにより、本社移転に伴い利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、移転予定日までの期間で減価償却が完了するように当連結会計年度より、耐用年数を変更しております。

この変更により、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失がそれぞれ4,704千円増加しております。

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

前連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

※ 1 売掛金から直接控除した貸倒引当金

前連結会計年度（2021年12月31日）

前連結会計年度末において売掛金から直接控除した貸倒引当金はありません。

当連結会計年度（2022年12月31日）

当連結会計年度末において売掛金から直接控除した貸倒引当金は7,740千円であります。

※ 2 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	37,588千円	49,612千円

(連結損益計算書関係)

※ 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
給料手当	605,353千円	735,055千円
販売促進費	363,339	255,438
管理費	190,028	274,983

※ 2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
工具、器具及び備品	—	504千円
計	—	504

※ 3 減損損失

前連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
東京都中央区	事業用資産（StarPay-Order）	ソフトウェア	1,849千円

当社グループでは、事業用資産については管理会計上のソフトウェアシステム単位ごとにグルーピングしております。

当連結会計年度において、StarPay-Orderに係る事業用資産については割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回ることから減損の認識を行い、使用価値が正味売却価額を上回ることから使用価値を回収可能価額として、連結損益計算書において減損損失を1,849千円計上いたしました。

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを9.42%で割り引いて算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	30,509千円	26,603千円
その他の包括利益合計	30,509	26,603

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1. 2.	60,249	9,872	5,788	64,333
優先株式 (注) 2.	3,500	—	769	2,731
A種優先株式 (注) 1.	—	12,820	—	12,820
合計	63,749	22,692	6,557	79,884
自己株式				
普通株式 (注) 3. 4.	—	5,788	5,788	—
優先株式 (注) 3. 4.	—	769	769	—
A種優先株式	—	—	—	—
合計	—	6,557	6,557	—

(注) 1. 株式の増加は、第三者割当増資を行ったことにより普通株式9,872株、A種優先株式12,820株増加しております。

2. 株式の減少は、株主総会決議による自己株式の消却により普通株式5,788株、優先株式769株減少しております。

3. 自己株式の増加は、株主総会決議による自己株式の取得により普通株式5,788株、優先株式769株増加しております。

4. 自己株式の減少は、株主総会決議による自己株式の消却により普通株式5,788株、優先株式769株減少しております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(注)	普通株式	4,660	—	4,660	—	—
合計			4,660	—	4,660	—	—

(注) 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の減少は、当該社債の償還によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数（株）	当連結会計年度増 加株式数（株）	当連結会計年度減 少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	64,333	—	—	64,333
優先株式	2,731	—	—	2,731
A種優先株式	12,820	—	—	12,820
合計	79,884	—	—	79,884
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
優先株式	—	—	—	—
A種優先株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計			—	—	—	—	—

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
現金及び預金勘定	16,885,219千円	19,746,334千円
現金及び現金同等物	16,885,219	19,746,334

※ 重要な非資金取引の内容

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
新株予約権の行使による資本金増加額	699,000千円	—
新株予約権の行使による資本準備金増加額	699,000	—
新株予約権の行使による新株予約権付社債 減少額	1,398,000	—

（金融商品関係）

前連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に増資及び社債の発行により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金の一部は顧客の信用リスクに晒されております。

信託受益権は信託銀行口座の預金になります。

敷金及び保証金は、主として事務所賃貸に伴う敷金であります。

営業債務である買掛金や未払金は1年以内の支払期日で、預り金は1ヶ月以内の支払期日で、金利変動リスクは重要なものではありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

顧客の信用リスクに関しては、当社は与信管理規程にしたがい、債権譲渡若しくは収納代行を行う決済サービスの加盟店以外の営業債権について、取引開始時に信用調査し与信を設定しております。また、各部署において取引先の状況を把握することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

預り金の一部において為替の変動リスクがありますが、1ヶ月以内に支払うため、ヘッジをしておりません。

資金調達に係る流動リスクは、財務部署が資金繰り計画を更新することで、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）2.を参照ください）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	16,885,219	16,885,219	-
(2) 売掛金	494,919	494,919	-
(3) 信託受託権	19,925	19,925	-
(4) 敷金及び保証金	197,232	197,232	-
資産計	17,597,296	17,597,296	-
(1) 買掛金	225,288	225,288	-
(2) 未払金	159,372	159,372	-
(3) 預り金	10,898,913	10,898,913	-
負債計	11,283,574	11,283,574	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金及び預金、(2)売掛金、(3)信託受益権

これらは短期間に決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算出しています。

負 債

(1)買掛金、(2)未払金、(3)預り金

これらは短期間に決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2021年12月31日)
投資有価証券	220,000

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	16,885,219	-	-	-
売掛金	494,919	-	-	-
信託受益権	19,925	-	-	-
合計	17,400,063	-	-	-

敷金及び保証金については償還予定が明確に確定できないものは上表に含めておりません。

4. 社債の連結決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に増資及び社債の発行により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金の一部は顧客の信用リスクに晒されております。

信託受益権は信託銀行口座の預金になります。

敷金及び保証金は、主として事務所賃貸に伴う敷金であります。

営業債務である買掛金や未払金は1年以内の支払期日で、預り金は1ヶ月以内の支払期日で、金利変動リスクは重要なものではありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

顧客の信用リスクに関しては、当社は与信管理規程にしたがい、債権譲渡若しくは収納代行を行う決済サービスの加盟店以外の営業債権について、取引開始時に信用調査し与信を設定しております。また、各部署において取引先の状況を把握することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

預り金の一部において為替の変動リスクがありますが、1ヶ月以内に支払うため、ヘッジをしておりません。

資金調達に係る流動リスクは、財務部署が資金繰り計画を更新することで、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注）2.を参照ください）。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、信託受託権、買掛金、未払金、預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価（千円）	差額（千円）
(1) 敷金及び保証金	132,001	131,833	△167
資産計	132,001	131,833	△167

（注）1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算出しています。

2. 市場価格のない株式等

（単位：千円）

区分	当連結会計年度 (2022年12月31日)
投資有価証券	251,200

上記については、市場価格がないことから、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	19,746,334	-	-	-
売掛金	494,796	-	-	-
信託受益権	22,398	-	-	-
合計	20,263,530	-	-	-

敷金及び保証金については償還予定が明確に確定できないものは上表に含めておりません。

4. 社債の連結決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

5. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル 1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

現金及び預金、売掛金、信託受益権、買掛金、未払金、預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
敷金及び保証金	-	131,833	-	131,833
資産計	-	131,833	-	131,833

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算出しており、レベル 2 の時価に分類しております。

（有価証券関係）

前連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

その他有価証券（貸借対照表価額は投資有価証券220,000千円）は、市場価格が無く、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

その他有価証券（貸借対照表価額は投資有価証券251,200千円）は、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

（ストック・オプション等関係）

前連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	取締役（社外取締役を除く） 1名 当社使用人 7名 外部協力者 2名	当社使用人 8名 当社子会社使用人 1名	取締役（社外取締役を除く） 1名 当社使用人 8名 当社子会社使用人 2名	外部協力先 1社
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 740,000株	普通株式 80,000株	普通株式 380,000株	普通株式 222,400株
付与日	2018年12月28日	2019年7月31日	2020年3月31日	2020年4月28日
権利確定条件	（注）2	（注）2	（注）2	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2020年12月29日 至 2028年12月28日	自 2021年8月1日 至 2029年7月31日	自 2022年4月1日 至 2030年3月31日	自 2020年5月16日 至 2020年12月31日 （注）3

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	監査役 1名 当社使用人 100名 当社子会社使用人 58名	当社使用人 6名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 86,400株	普通株式 10,800株
付与日	2021年1月15日	2021年3月31日
権利確定条件	（注）2	（注）2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2023年3月1日 至 2030年12月25日	自 2023年4月10日 至 2030年12月25日

（注）1. 株式数に換算して記載しております。なお、2019年8月23日付株式分割（普通株式1株につき10株の割合）と2023年6月20日付株式分割（普通株式1株につき200株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 （2）新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載しております。

3. 「新株予約権の行使期間」については、2020年12月28日開催の臨時株主総会決議により条件変更を行っており、変更後は2020年5月16日から2021年6月30日となっております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2021年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	740,000	74,000	376,000	—
付与	—	—	—	—
失効	12,000	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	728,000	74,000	376,000	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	222,400
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	222,400
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	86,400	10,800
失効	15,200	800
権利確定	—	—
未確定残	71,200	10,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	500	500	1,500	1,800
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,950	1,950
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積り方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定するための基礎となる当社株式の評価方法は、DCF法と時価純資産の折衷法等によっております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 1,332,100千円

(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額33,360千円

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	取締役（社外取締役を除く） 1名 当社使用人 7名 外部協力者 2名	当社使用人 8名 当社子会社使用人 1名	取締役（社外取締役を除く） 1名 当社使用人 8名 当社子会社使用人 2名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 740,000株	普通株式 80,000株	普通株式 380,000株
付与日	2018年12月28日	2019年7月31日	2020年3月31日
権利確定条件	（注）2	（注）2	（注）2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2020年12月29日 至 2028年12月28日	自 2021年8月1日 至 2029年7月31日	自 2022年4月1日 至 2030年3月31日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	監査役 1名 当社使用人 100名 当社子会社使用人 58名	当社使用人 6名	当社使用人 35名	取締役（社外取締役を除く） 3名 当社使用人 9名 当社子会社使用人 20名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 86,400株	普通株式 10,800株	普通株式 111,400株	普通株式 685,600株
付与日	2021年1月15日	2021年3月31日	2022年2月21日	2022年2月21日
権利確定条件	（注）2	（注）2	（注）2	（注）2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2023年3月1日 至 2030年12月25日	自 2023年4月10日 至 2030年12月25日	自 2024年3月19日 至 2032年1月31日	自 2022年3月19日 至 2032年1月31日

（注）1. 株式数に換算して記載しております。なお、2019年8月23日付株式分割（普通株式1株につき10株の割合）と2023年6月20日付株式分割（普通株式1株につき200株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 （2）新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2022年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	728,000	74,000	376,000
付与	—	—	—
失効	—	6,000	24,000
権利確定	—	—	—
未確定残	728,000	68,000	352,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	71,200	10,000	—	—
付与	—	—	111,400	685,600
失効	12,200	1,200	4,000	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	59,000	8,800	107,400	685,600
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	500	500	1,500
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,950	1,950	2,000	2,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積り方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定するための基礎となる当社株式の評価方法は、DCF法と時価純資産の折衷法等によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 1,373,390千円

(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 -千円

(税効果会計関係)

前連結会計年度（2021年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2021年12月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金（注2）	1,105,045千円
減価償却超過額	1,440
繰延資産償却超過額	109,636
一括償却資産	17,990
敷金	3,609
未払事業所税	599
その他	14
繰延税金資産小計	1,238,336
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注2）	△1,104,149
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△133,291
評価性引当額小計（注1）	△1,237,440
繰延税金資産合計	895
繰延税金資産の純額	895

（注1） 評価性引当額の変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の増加であります。

（注2） 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金（a）	—	9,211	39,907	59,120	42,341	954,463	1,105,045
評価性引当額	—	△9,211	△39,907	△59,120	△42,341	△953,568	△1,104,149
繰延税金資産	—	—	—	—	—	895	(b) 895

（a）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

（b）税務上の繰越欠損金1,105,045千円（法定実効税率を乗じた額）の一部について、繰延税金資産895千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失を計上しているため記載を省略しております。

当連結会計年度（2022年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2022年12月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金（注2）	1,263,302千円
減価償却超過額	696
繰延資産償却超過額	126,577
一括償却資産	10,987
敷金	2,900
未払事業所税	947
その他	8
繰延税金資産小計	1,405,420
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注2）	△1,262,269
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△142,117
評価性引当額小計（注1）	△1,404,387
繰延税金資産合計	1,033
繰延税金資産の純額	1,033

（注1） 評価性引当額の変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の増加であります。

（注2） 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金 (a)	9,211	39,990	59,046	43,057	57,888	1,054,108	1,263,302
評価性引当額	△9,211	△39,990	△59,046	△43,057	△57,888	△1,053,075	△1,262,269
繰延税金資産	—	—	—	—	—	1,033	(b) 1,033

（a） 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

（b） 税務上の繰越欠損金1,263,302千円（法定実効税率を乗じた額）の一部について、繰延税金資産1,033千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失を計上しているため記載を省略しております。

（企業結合等関係）

前連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

前連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

当社グループは、事務所等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によって算出しており、資産除去債務の負債計上は行っておりません。

また、当連結会計年度の負担に属する金額は、見込まれる入居期間に基づいて算出しております。

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

当社グループは、事務所等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によって算出しており、資産除去債務の負債計上は行っておりません。

また、当連結会計年度の負担に属する金額は、見込まれる入居期間に基づいて算出しております。

(収益認識関係)

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主なサービス	
決済手数料	1,573,462千円
通信	626,743千円
その他	786,861千円
顧客との契約から生じる収益	2,987,067千円
その他の収益	—
外部顧客への売上高	2,987,067千円

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項） 4. 会計方針に関する事項(3)重要な収益及び費用の計上基準」に記載しているため省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約負債の残高等

契約負債の残高は以下の通りであります。

	当 連 結 会 計 年 度
契約負債（期首残高）	47,986千円
契約負債（期末残高）	3,906千円

（注）契約負債は、主に決済関連にかかる顧客からの前受金に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、13,100千円であります。また、当連結会計年度において、44,080千円減少した主な理由は、その他に含まれるプロモーションサービスがコロナの影響で契約解除となり、31,500千円を返金したことによる減少であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

履行義務に関する契約において、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

	当 連 結 会 計 年 度
1年以内	3,906千円
1年超～5年以内	-

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

当社グループは、フィンテック事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

当社グループは、フィンテック事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	決済関連	プロモーション	通信関連	合計
外部顧客への売上高	1,430,855	52,935	480,167	1,963,958

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：千円）

日本	アジア	合計
1,891,629	72,329	1,963,958

（注） 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

（単位：千円）

日本	中国	アジアその他	合計
11,863	3,139	2,293	17,296

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Coltテクノロジーサービス株式会社	479,792	フィンテック事業
PayPay株式会社	367,015	フィンテック事業
株式会社NTTドコモ	208,778	フィンテック事業

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	決済関連	プロモーション	通信関連	合計
外部顧客への売上高	2,283,346	76,978	626,743	2,987,067

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：千円）

日本	アジア	合計
2,897,611	89,456	2,987,067

（注） 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

（単位：千円）

日本	中国	アジアその他	合計
20,227	9,553	253	30,033

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
PayPay株式会社	650,052	フィンテック事業
Coltテクノロジーサービス株式会社	626,325	フィンテック事業
株式会社NTTドコモ	442,612	フィンテック事業
株式会社横浜銀行	326,440	フィンテック事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

フィンテック事業において、1,849千円の減損損失を計上しています。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

当社グループは、フィンテック事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

当社グループは、フィンテック事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

関連当事者との取引

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

関連当事者との取引

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

前連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり純資産額	438.69円
1株当たり当期純損失（△）	△63.69円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、また、１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

２．当社は、2023年6月20日付で普通株式1株につき200株の割合をもって株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純損失を算定しております。

３．１株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）	△1,017,597
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）	△1,017,597
普通株式の期中平均株式数（株）	15,976,800
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権５種類（新株予約権の数2,687個）。 なお、新株予約権の概要は「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況 （２）新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
1株当たり純資産額	404.52円
1株当たり当期純損失（△）	△35.84円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 当社は、2023年6月20日付で普通株式1株につき200株の割合をもって株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
3. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります

	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）	△572,531
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）	△572,531
普通株式の期中平均株式数（株）	15,976,800
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権7種類（新株予約権の数6,462個）。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

（重要な後発事象）

前連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（第7回ストックオプション（新株予約権）の発行）

当社は、2022年2月3日開催の取締役会において、会社法第238条ならびに2022年2月21日開催の臨時株主総会及び普通株主総会において承認可決されることを条件として、当社の従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを下記のとおり決議いたしました。

1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

当社の監査役、従業員及び当社子会社の取締役、従業員の業績に対する意欲や士気を一層高めることにより、当社の企業価値の向上を図ることを目的とするため、当社の監査役、従業員及び当社子会社の取締役、従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行いたします。

2. 本新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権1個あたりの目的となる株式の種類及び数は、当社普通株式1株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消滅していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当会社が調整前行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使、普通株式以外の種類の株式の取得請求権の行使もしくは当該株式の取得条項の発動による新株式の発行もしくは自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付による新株の発行もしくは自己株式の交付の場合を除く。）には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）を金40万円とし、これに当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、行使価額の調整を行うことができる。

③ 新株予約権を行使することができる期間

2024年3月19日から2032年1月31日までの間とする。

④ 新株予約権の行使によって株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果端数が生じたときは、その端数を切上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑥ 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- i) 新株予約権者が権利行使をする前に、行使条件に該当しなくなったため本新株予約権を行使できない場合は、当社が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ii) 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ア 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - イ 当社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画承認の議案
 - ウ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

⑦ 組織再編に伴う新株予約権の承継

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（当社が完全子会社となる場合に限る。以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

ア 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

イ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ウ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、①に準じて決定する。

エ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

オ 新株予約権を行使することができる期間

③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

カ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

④に準じて決定する。

キ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

ク 再編対象会社による新株予約権の取得

⑥に準じて決定する。

⑧ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式に1株に満たない端数がある場合の処置
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式に1株に満たない端数がある場合は、この端数を切り捨てる。

⑨ 新株予約権の行使の条件

- i) 新株予約権の割当を受けた者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、新株予約権を行使することはできない。
- ii) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、従業員及び顧問その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、これらの地位にない場合であっても、権利行使時において正当な理由があると当社が認めたときは、新株予約権を行使することができる。
- iii) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時までの間に、一度も取締役としての忠実義務その他当社に対する義務に違反していないこと、及び当社の就業規則に定める懲戒事由又は解雇事由に該当していないことを要する。ただし、これらに該当したことがある場合であっても、権利行使時において正当な理由があると当社が認めたときは、新株予約権を行使することができる。

⑩ 募集新株予約権の数

567個

⑪ 新株予約権の割当日

2022年2月21日

(第8回ストックオプション（新株予約権）の発行)

当社は、2022年2月3日開催の取締役会において、会社法第238条ならびに2022年2月21日開催の臨時株主総会及び普通株主総会において承認可決されることを条件として、当社の取締役及び従業員と当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを下記のとおり決議いたしました。

1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

当社の取締役及び従業員と当社子会社の取締役及び従業員の業績に対する意欲や士気を一層高めることにより、当社及び当社子会社の企業価値の向上を図ることを目的とするため、当社の取締役及び従業員と当社子会社の取締役及び従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行いたします。

2. 本新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権1個あたりの目的となる株式の種類及び数は、当社普通株式1株とする。

ただし、当会社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消滅していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当会社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合等、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当会社は、その条件等を勘案の上、必要かつ合理的な範囲で、目的たる株式の数の調整を行うことができる。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）を金40万円とし、これに当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

なお、当会社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当会社が調整前行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使、普通株式以外の種類の株式の取得請求権の行使もしくは当該株式の取得条項の発動による新株式の発行もしくは自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付による新株の発行もしくは自己株式の交付の場合を除く。）には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当会社の発行済株式総数から当会社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。

上記のほか、新株予約権の割当日後、当会社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、調整前の行使価額を下回る価額をもって当会社普通株式の交付がなされることとなる新株予約権又は普通株式以外の種類の株式が発行される場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を当会社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、行使価額の調整を行うことができる。

③ 新株予約権を行使することができる期間

2022年3月19日から2032年1月31日までの間とする。

④ 新株予約権の行使によって株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果端数が生じたときは、その端数を切上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要する。

⑥ 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- i) 新株予約権者が権利行使をする前に、行使条件に該当しなくなったため本新株予約権を行使できない場合は、当会社が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ii) 当会社は、以下の議案につき当会社株主総会で承認された場合は、当会社が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ア 当会社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - イ 当会社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画承認の議案[（会社法第758条第8号または第763条第1項第12号の定めがある場合に限る。）]
 - ウ 当会社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画

⑦ 組織再編に伴う新株予約権の承継

当会社が、合併（当会社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（当会社が完全子会社となる場合に限る。以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

ア 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

イ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ウ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、①に準じて決定する。

エ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に当該新株予約権の目的である株式の数に乗じて得られるものとする。

オ 新株予約権を行使することができる期間

③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

カ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

④に準じて決定する。

キ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

ク 再編対象会社による新株予約権の取得

⑥に準じて決定する。

⑧ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式に1株に満たない端数がある場合の処置

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式に1株に満たない端数がある場合は、この端数を切り捨てる。

⑨ 新株予約権の行使の条件

- i) 新株予約権の割当を受けた者は、当会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、新株予約権を行使することはできない。
- ii) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当会社の取締役、従業員及び顧問その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、これらの地位にない場合であっても、権利行使時において正当な理由があると当社が認めたときは、新株予約権を行使することができる。
- iii) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時までの間に、一度も取締役としての忠実義務その他当社に対する義務に違反していないこと、及び当会社の就業規則に定める懲戒事由又は解雇事由に該当していないことを要する。ただし、これらに該当したことがある場合であっても、権利行使時において正当な理由があると当社が認めたときは、新株予約権を行使することができる。
- iv) 新株予約権の割当を受けた者は、当会社の取締役、従業員及び顧問その他これに準ずる地位となつてから1年間を経過するまでの期間は、新株予約権を行使することができない。

⑩ 募集新株予約権の数

3,463個

⑪ 新株予約権の割当日

2022年2月21日

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（第9回ストックオプション（新株予約権）の発行）

当社は、2023年1月20日開催の取締役会において、会社法第238条の規定によるストックオプションとしての新株予約権を当社の従業員に対し付与することを下記のとおり決議いたしました。

1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

当社の従業員の業績に対する意欲や士気を一層高めることにより、当社の企業価値の向上を図ることを目的とするため、当社の従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行いたします。

2. 本新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権1個あたりの目的となる株式の種類及び数は、当社普通株式1株とする。
ただし、当会社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消滅していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当会社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合等、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当会社は、その条件等を勘案の上、必要かつ合理的な範囲で、目的たる株式の数の調整を行うことができる。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）を金40.5万円とし、これに当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。
なお、当会社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当会社が調整前行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使、普通株式以外の種類の株式の取得請求権の行使もしくは当該株式の取得条項の発動による新株式の発行もしくは自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付による新株の発行もしくは自己株式の交付の場合を除く。）には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当会社の発行済株式総数から当会社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。

上記のほか、新株予約権の割当日後、当会社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、調整前の行使価額を下回る価額をもって当会社普通株式の交付がなされることとなる新株予約権又は普通株式以外の種類の株式が発行される場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を当会社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、行使価額の調整を行うことができる。

③ 新株予約権を行使することができる期間

2025年1月22日から2032年12月31日までの間とする。

④ 新株予約権の行使によって株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑥ 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

i) 新株予約権者が権利行使をする前に、行使条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できない場合は、当会社の取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。

ii) 当会社は、以下の議案につき当会社株主総会で承認された場合は、当会社が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

ア 当会社が消滅会社となる合併契約承認の議案

イ 当会社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画承認の議案[（会社法第758条第8号または第763条第1項第12号の定めがある場合に限る。）]

ウ 当会社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

⑦ 組織再編に伴う新株予約権の承継

当会社が、合併（当会社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（当会社が完全子会社となる場合に限る。以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編

対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ア 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- イ 新株予約権の行使に際して出資される財産の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ウ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、①に準じて決定する。
- エ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
- オ 新株予約権を行使することができる期間
③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- カ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
④に準じて決定する。
- キ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ク 再編対象会社による新株予約権の取得
⑥に準じて決定する。
- ⑧ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式に1株に満たない端数がある場合の処置
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式に1株に満たない端数がある場合は、この端数を切り捨てる。
- ⑨ 新株予約権の行使の条件
i) 新株予約権の割当を受けた者は、当会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、新株予約権を行使することはできない。
ii) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当会社の取締役、従業員及び顧問その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、これらの地位にない場合であっても、権利行使時において正当な理由があると当会社が認めたときは、新株予約権を行使することができる。
iii) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時までの間に、一度も取締役としての忠実義務その他当会社に対する義務に違反していないこと、及び当会社の就業規則に定める懲戒事由又は解雇事由に該当していないことを要する。ただし、これらに該当したことがある場合であっても、権利行使時において正当な理由があると当会社が認めたときは、新株予約権を行使することができる。
- ⑩ 募集新株予約権の数
568個
- ⑪ 新株予約権の割当日
2023年1月20日

(第10回ストックオプション(新株予約権)の発行)

当社は、2023年1月20日開催の取締役会において、会社法第238条の規定によるストックオプションとしての新株予約権を取締役及び当社子会社の従業員に対し付与することを下記のとおり決議いたしました。

1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由
当社の取締役及び当社子会社の従業員の業績に対する意欲や士気を一層高めることにより、当社及び当社子会社の企業価値の向上を図ることを目的とするため、当社の取締役と当社子会社の従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行いたします。

2. 本新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権1個あたりの目的となる株式の種類及び数は、当社普通株式1株とする。
ただし、当会社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消滅していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当会社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合等、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当会社は、その条件等を勘案の上、必要かつ合理的な範囲で、目的たる株式の数の調整を行うことができる。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）を金40.5万円とし、これに当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。
なお、当会社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$1$$

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当会社が調整前行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式を

処分する場合（新株予約権の行使、普通株式以外の種類の株式の取得請求権の行使もしくは当該株式の取得条項の発動による新株式の発行もしくは自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付による新株の発行もしくは自己株式の交付の場合を除く。）には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。

上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、調整前の行使価額を下回る価額をもって当社普通株式の交付がなされることとなる新株予約権又は普通株式以外の種類の株式が発行される場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、行使価額の調整を行うことができる。

③ 新株予約権を行使することができる期間

2023年1月22日から2032年12月31日までの間とする。

④ 新株予約権の行使によって株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果端数が生じたときは、その端数を切上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑥ 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

i) 新株予約権者が権利行使をする前に、行使条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できない場合は、当社の取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。

ii) 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

ア 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

イ 当社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画承認の議案[（会社法第758条第8号または第763条第1項第12号の定めがある場合に限る。）]

ウ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

⑦ 組織再編に伴う新株予約権の承継

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（当社が完全子会社となる場合に限る。以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

ア 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する

新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

イ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ウ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、①に準じて決定する。

エ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

オ 新株予約権を行使することができる期間

③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日

のいずれか遅い日から、③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

カ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

④に準じて決定する。

キ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

ク 再編対象会社による新株予約権の取得

⑥に準じて決定する。

⑧ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式に1株に満たない端数がある場合の処置

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式に1株に満たない端数がある場合は、この端数を切り捨てる。

⑨ 新株予約権の行使の条件

i) 新株予約権の割当を受けた者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、新株予約権を行使することはできない。

ii) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、従業員及び顧問その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、これらの地位にない場合であっても、権利行使時において正当な理由があると当社が認めたときは、新株予約権を行使することができる。

iii) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時までの間に、一度も取締役としての忠実義務その他当社に対する義務に違反していないこと、及び当社の就業規則に定める懲戒事由又は解雇事由

に該当していないことを要する。ただし、これらに該当したことがある場合であっても、権利行使時において正当な理由があると当社が認めたときは、新株予約権を行使することができる。
iv) 新株予約権の割当を受けた者は、当社の取締役、従業員及び顧問その他これに準ずる地位となつてから1年間を経過するまでの期間は、新株予約権を行使することができない。

⑩ 募集新株予約権の数

1,220個

⑪ 新株予約権の割当日

2023年1月20日

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2023年6月5日開催の取締役会決議に基づき、2023年6月20日をもって株式分割を行っております。また、2023年6月5日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部を変更し、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

株式分割により投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の市場流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

① 分割の方法

2023年6月20日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき200株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	79,884株
株式分割により増加する株式数	15,896,916株
株式分割後の発行済株式総数	15,976,800株
株式分割後の発行可能株式総数	63,907,200株

③ 分割の日程

基準日	2023年6月20日
効力発生日	2023年6月20日

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

株式分割による影響は、「1株当たり情報」に記載しております。

3. 単元株制度

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたします。

【注記事項】

（連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更）

（1）連結の範囲の重要な変更

該当事項はありません。

（2）持分法適用の範囲の重要な変更

該当事項はありません。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（追加情報）

会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方

新型コロナウイルス感染症は経済、企業活動に広範囲な影響を与える事象であり、また今後の広がり方や収束時期等を予想することは困難なことから、当社は外部の情報源に基づく情報等を踏まえて、現時点では重要な影響はないとの仮定のもと、のれん等の会計上の見積りを行っております。

（四半期連結貸借対照表関係）

※ 売掛金から直接控除した貸倒引当金

当第2四半期連結会計期間（2023年6月30日）

当四半期連結会計期間末において売掛金から直接控除した貸倒引当金は8,543千円であります。

（四半期連結損益計算書関係）

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
給与手当	489,219千円
管理費	161,112

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
現金及び預金	23,200,426千円
現金及び現金同等物	23,200,426

（株主資本等関係）

当第2四半期連結累計期間（自2023年1月1日 至2023年6月30日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当第2四半期連結累計期間（自2023年1月1日 至2023年6月30日）

当社グループは、フィンテック事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、フィンテック事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
主な財またはサービス	
決済関連	1,090,781
DX関連	367,499
その他	340,537
顧客との契約から生じる収益	1,798,819
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,798,819

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
1株当たり四半期純損失(△)	△9円66銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純損失(△) (千円)	△154,262
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純損失(△)(千円)	△154,262
普通株式の期中平均株式数(株)	15,976,800
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式 で、前連結会計年度末から重要な変動があったもの の概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、かつ、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2. 当社は、2023年6月5日開催の臨時取締役会決議により、2023年6月20日付けで普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純損失を算出しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によって算出しているため、該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	16,709,895	19,514,112
売掛金	※ 489,064	※ 486,928
信託受益権	19,925	22,398
商品	20,805	44,092
仕掛品	-	10,069
前渡金	113,578	29,425
前払費用	38,366	37,640
その他	417	6,394
流動資産合計	17,392,054	20,151,061
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	4,920	9,520
工具、器具及び備品（純額）	7,058	10,798
その他（純額）	0	0
有形固定資産合計	11,978	20,319
無形固定資産		
ソフトウェア	366,708	660,357
ソフトウェア仮勘定	121,922	169,221
無形固定資産合計	488,631	829,579
投資その他の資産		
投資有価証券	220,000	251,200
関係会社株式	340,199	340,199
敷金及び保証金	194,649	129,021
投資その他の資産合計	754,849	720,421
固定資産合計	1,255,459	1,570,320
資産合計	18,647,513	21,721,382

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※ 227,379	※ 226,079
未払金	※ 198,632	※ 264,856
未払費用	60,901	68,543
未払法人税等	57,824	42,611
未払消費税等	29,265	86,064
契約負債	39,205	3,906
預り金	10,897,413	14,416,770
流動負債合計	11,510,622	15,108,832
負債合計	11,510,622	15,108,832
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,984,370	3,984,370
資本剰余金		
資本準備金	3,777,130	3,777,130
その他資本剰余金	3,442,770	3,442,770
資本剰余金合計	7,219,900	7,219,900
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△4,067,378	△4,591,719
利益剰余金合計	△4,067,378	△4,591,719
株主資本合計	7,136,891	6,612,550
純資産合計	7,136,891	6,612,550
負債純資産合計	18,647,513	21,721,382

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
売上高	※1 1,946,500	※1 2,968,195
売上原価	※1 923,845	※1 1,100,644
売上総利益	1,022,655	1,867,551
販売費及び一般管理費	1,974,269	2,377,710
営業損失(△)	△951,614	△510,159
営業外収益		
受取利息	128	283
補助金収入	5,961	-
契約清算益	-	1,608
その他	315	-
営業外収益合計	6,405	1,892
営業外費用		
支払利息	432	-
為替差損	6,972	8,075
貸倒損失	-	1,245
その他	633	600
営業外費用合計	8,038	9,920
経常損失(△)	△953,247	△518,187
特別損失		
固定資産除却損	※3 -	※3 504
減損損失	-	1,849
特別損失合計	-	2,353
税引前当期純損失(△)	△953,247	△520,541
法人税、住民税及び事業税	3,800	3,800
法人税等合計	3,800	3,800
当期純損失(△)	△957,047	△524,341

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
		金額（千円）	構成比 （%）	金額（千円）	構成比 （%）
1. 通信関連		415,422	45.0%	555,485	50.5%
2. 決済関連		361,140	39.1%	332,189	30.2%
3. その他		147,281	15.9%	212,968	19.3%
当期売上原価		923,845	100.0%	1,100,644	100.0%

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
					繰越利益剰余金				
当期首残高	2,847,310	2,640,070	—	2,640,070	△3,110,330	△3,110,330	—	2,377,049	2,377,049
当期変動額									
新株の発行	4,137,060	4,137,060		4,137,060				8,274,120	8,274,120
減資	△3,000,000	△3,000,000	6,000,000	3,000,000				—	—
当期純損失(△)					△957,047	△957,047		△957,047	△957,047
自己株式の取得							△2,557,230	△2,557,230	△2,557,230
自己株式の消却			△2,557,230	△2,557,230			2,557,230	—	—
当期変動額合計	1,137,060	1,137,060	3,442,770	4,579,830	△957,047	△957,047	—	4,759,842	4,759,842
当期末残高	3,984,370	3,777,130	3,442,770	7,219,900	△4,067,378	△4,067,378	—	7,136,891	7,136,891

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
					繰越利益剰余金				
当期首残高	3,984,370	3,777,130	3,442,770	7,219,900	△4,067,378	△4,067,378	—	7,136,891	7,136,891
当期変動額									
当期純損失(△)					△524,341	△524,341		△524,341	△524,341
当期変動額合計	—	—	—	—	△524,341	△524,341	—	△524,341	△524,341
当期末残高	3,984,370	3,777,130	3,442,770	7,219,900	△4,591,719	△4,591,719	—	6,612,550	6,612,550

(重要な会計方針)

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

(1)資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

- ・関係会社株式
移動平均法による原価法
- ・その他有価証券
市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品
総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げ方法により算出）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なおソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3)繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(4)外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5)その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税および地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

(1)資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 関係会社株式
移動平均法による原価法
- ・ その他有価証券
市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品
総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げ方法により算出）
- ・仕掛品
個別法に基づく低価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なおソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3)収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

・決済手数料

複数のQRコード決済を1つのアプリで決済可能にするマルチQRコード決済サービス「StarPay」及び決済代行サービスを提供しております。決済金額等に応じた従量料金については決済がなされた時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

• 通信

海外向けの通信サービスのシステムを提供しております。ユーザーの利用量に応じて、通信事業者からシステム利用料を受領しており、サービスの提供が完了した時に履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

(4)繰延資産の処理方法

株式交付費 株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(5)外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6)その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税および地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 投資等の評価に係る見積り

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

関係会社株式	340,199千円
--------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当事業年度に計上した金額の算出方法

当社は、新事業領域への拡大及び海外への展開を目的としてシンガポールに子会社を設立するとともに、納思達科技（大連）有限公司が発行する株式の取得を行い子会社化しております。

当該シンガポール子会社は海外のOEMパートナー開拓及びプロジェクト管理を目的としており、大連子会社は当社の開発の業務委託をしております。当社の保有する関係会社株式は市場価格のない株式であり、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは回復可能性が事業計画等の十分な証拠により裏付けられる場合を除き、関係会社株式評価損として計上いたします。

②当事業年度に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

事業計画における主要な仮定は、主に売上高及び利益率であります。

③翌事業年度以降の財務諸表に与える影響

各社の財務数値が事業計画を大きく下回り、財政状態が悪化した場合には、翌事業年度以降の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

2. 減損に係る見積り

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

有形固定資産	11,978千円
無形固定資産	488,631千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度に計上した金額の算出方法

当社グループでは、QRコード決済サービスに関連するStarpayのシステム拡充のために開発投資を行っており、ソフトウェアとして貸借対照表に計上しております。計上したソフトウェアは固定資産の減損会計の適用にあたり、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングし、減損の兆候の識別、減損損失の認識の判定及び測定をしております。

減損の兆候の判定は、資産等を使用した営業活動から生じた損益の状況や、将来キャッシュ・フローの見積りの基礎である営業損益について事業計画等とその実績、翌事業年度以降の事業計画、市場環境など、当社が利用可能な情報に基づいて判定を行っております。減損損失の認識の要否の判定は、資産等から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行います。減損損失を認識すべきであると判定された資産等については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上します。回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方により測定しております。

なお、減損の認識の判定における割引前将来キャッシュ・フローの総額及び認識の測定における使用価値は、事業計画等に基づき算出しております。

② 当事業年度に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、決済市場における決済額の成長率及び新規顧客獲得の想定であります。

③ 翌事業年度以降の財務諸表に与える影響

資産グループの収益性が大きく低下した場合には、翌事業年度以降の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 投資等の評価に係る見積り

（1）当事業年度の財務諸表に計上した金額

関係会社株式	340,199千円
--------	-----------

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当事業年度に計上した金額の算出方法

当社は、新事業領域への拡大及び海外への展開を目的としてシンガポールに子会社を設立するとともに、納思達科技（大連）有限公司が発行する株式の取得を行い子会社化しております。

当該シンガポール子会社は海外のOEMパートナー開拓及びプロジェクト管理を目的としており、大連子会社は当社の開発の業務委託をしております。当社の保有する関係会社株式は市場価格のない株式であり、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは回復可能性が事業計画等の十分な証拠により裏付けられる場合を除き、関係会社株式評価損として計上いたします。

②当事業年度に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

事業計画における主要な仮定は、主に売上高及び利益率であります。

③翌事業年度以降の財務諸表に与える影響

各社の財務数値が事業計画を大きく下回り、財政状態が悪化した場合には、翌事業年度以降の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

2. 減損に係る見積り

（1）当事業年度の財務諸表に計上した金額

減損損失	1,849千円
有形固定資産	20,319千円
無形固定資産	829,579千円

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度に計上した金額の算出方法

当社は、QR決済事業に関連するStarPayのシステム拡充やDX製品のために開発投資を行っており、ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定として貸借対照表に計上しております。固定資産の減損に係る見積りが経営の実態を適切に反映したものになるようグルーピングを行い、減損の兆候を判定します。

兆候があると判定された資産又は資産グループ（以下「資産等」という。）は減損損失の認識の要否を判定し、その必要があると判定された場合は、金額を測定し財務諸表へ計上します。

事業用資産については管理会計上のソフトウェアシステム単位ごとにグルーピングしております。

減損の兆候の判定は、資産等を使用した営業活動から生じた損益の状況や、将来キャッシュ・フローの見積りの基礎である営業損益について事業計画等とその実績、翌事業年度以降の事業計画、市場環境など、当社が利用可能な情報に基づいて判定を行っております。減損損失の認識の要否の判定は、資産等から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行います。減損損失を認識すべきであると判定された資産等については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上します。回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方により測定しております。

なお、減損の認識の判定における割引前将来キャッシュ・フローの総額及び認識の測定における使用価値は、事業計画等に基づき算出しております。

上記記載の減損損失に係る算出方法に基づき当事業年度の減損損失の判定を実施いたしました。

その結果、StarPay-Orderに係る事業用資産（帳簿価額3,229千円）は、当事業年度において、事業の再編成をしたことから減損の兆候を識別し、StarPayに係る事業用資産（帳簿価額755,033千円）は、営業損益が連続してマイナスであることから減損の兆候を識別しました。

このうちStarPay-Orderに係る事業用資産については割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回ることから減損の認識を行い、使用価値が正味売却価額を上回ることから使用価値を回収可能価額として、損益計算書において減損損失を1,849千円計上いたしました。

また、StarPayに係る事業用資産については、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回ることから減損損失を認識していません。

② 当事業年度に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、決済市場における決済額の成長率及び新規顧客獲得の想定であります。

③ 翌事業年度以降の財務諸表に与える影響

資産グループの収益性が大きく低下した場合には、翌事業年度以降の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

（会計方針の変更）

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（1）収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当該会計基準の適用による当事業年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

（2）時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

（表示方法の変更）

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

（会計上の見積りの変更）

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（1）耐用年数の変更

当社は、2021年9月17日開催の取締役会で本社移転に関する決議をいたしました。これにより、本社移転に伴い利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、移転予定日までの期間で減価償却が完了するように当事業年度より、耐用年数を変更しております。

この変更により、従来の方法に比べて、当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失がそれぞれ4,704千円増加しております。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※ 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたものの他次のものがあります。

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
短期金銭債権	191千円	312千円
短期金銭債務	44,075千円	53,904千円

(損益計算書関係)

※ 1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
売上高	1,292千円	2,590千円
売上原価	24,146	35,093
販売費及び一般管理費	171,165	523,203

※ 2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度19%、当事業年度11%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度81%、当事業年度89%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
給料手当	523,011千円	567,534千円
外注費	103,738	290,580
販売促進費	364,870	255,438

※ 3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
工具、器具及び備品	一千円	504千円
計	—	504

(有価証券関係)

前事業年度（2021年12月31日）

関係会社株式（貸借対照表計上額は340,199千円）及び投資有価証券（貸借対照表計上額は220,000千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません

当事業年度（2022年12月31日）

関係会社株式（貸借対照表計上額は340,199千円）及び投資有価証券（貸借対照表計上額は251,200千円）は、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません

(税効果会計関係)

前事業年度（2021年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2021年12月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	1,063,443千円
減価償却超過額	1,440
繰延資産償却超過額	109,636
一括償却資産	17,990
敷金	3,609
未払事業所税	599
その他	14
繰延税金資産小計	1,196,734
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,063,443
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△133,291
評価性引当額小計	△1,196,734
繰延税金資産合計	—
繰延税金資産の純額	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当事業年度（2022年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2022年12月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	1,217,536千円
減価償却超過額	696
繰延資産償却超過額	126,577
一括償却資産	10,987
敷金	2,900
未払事業所税	947
その他	8
繰延税金資産小計	1,359,654
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,217,536
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△142,117
評価性引当額小計	△1,359,654
繰延税金資産合計	—
繰延税金資産の純額	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

（企業結合等関係）

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

（収益認識関係）

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項 収益認識関係」に記載のとおりです。

（重要な後発事象）

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項 重要な後発事象」に記載のとおりです。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項 重要な後発事象」に記載のとおりです。

④【附属明細表】
【有価証券明細表】
【株式】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式数	貸借対照表計上額 (千円)
		(株)リージョナルマーケティング	520株	31,200
		小計	520株	31,200
計			520株	31,200

【その他】

投資有価証券	その他有価証券	種類及び銘柄	投資口数等	貸借対照表計上額 (千円)
		(新株予約権) エボラニ(株)	220個	220,000
		小計	220個	220,000
計			220個	220,000

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	期首帳簿価額 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	期末帳簿価額 (千円)	減価償却 累計額 (千円)	期末取得価額 (千円)
有形固定資産							
建物	4,920	10,477	—	5,876	9,520	956	10,477
工具、器具及び備品	7,058	10,745	504	6,500	10,798	17,488	28,286
その他	0	—	—	—	0	1,014	1,014
有形固定資産計	11,978	21,222	504	12,377	20,319	19,458	39,777
無形固定資産							
ソフトウェア	366,708	392,980	1,849 (1,849)	97,482	660,357	—	—
ソフトウェア仮勘定	121,922	543,522	496,223	—	169,221	—	—
無形固定資産計	488,631	936,503	498,072 (1,849)	97,482	829,579	—	—

(注) 1. 当期減少額の（内書）は減損損失による減少であります。

2. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	事務所内装工事費用	10,477千円
工具、器具及び備品	事務所部品購入	6,761千円
	PC・サーバー	3,812千円
ソフトウェア	StarPayシステム	197,527千円
ソフトウェア	GAIAシステム	50,673千円
ソフトウェア	StarBoss	48,006千円
ソフトウェア	Dポイント機能システム開発	34,866千円
ソフトウェア	STARWORKS 4.1	31,869千円
ソフトウェア	StarPay-premium	22,739千円
ソフトウェア	海外OEM	7,299千円
ソフトウェア仮勘定	StarPay・StarMiniアプリ関連	543,522千円

2. 当期減少額は次のとおりであります。

工具、器具及び備品	コピー機除却	504千円
ソフトウェア仮勘定	ソフトウェアに振替	392,980千円
ソフトウェア仮勘定	仕入原価等に振替	103,242千円

【引当金明細表】

該当事項はありません。

（２）【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

（３）【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日及び毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。 公告掲載URL https://www.netstars.co.jp/ir/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1. 当社株式は、東京証券取引所グロースへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に定める振替株式となることから、該当事項はなくなる予定であります。

2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利

（2）会社法第166条第1項の定めによる請求をする権利

（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の 7 第 1 項に定める親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2021年4月23日	NTTイーアジア株式会社 代表取締役社長 海老原孝	東京都新宿区細工町3番12号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	株式会社ネットスターズ 代表取締役社長 李剛	東京都中央区日本橋茅場町三丁目11番10号	提出会社	普通株式 200,000	390,000,000 (1,950) (注) 4	所有者の意向による自己株式の取得
2021年4月23日	株式会社新生銀行 代表取締役社長 工藤英之	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	株式会社ネットスターズ 代表取締役社長 李剛	東京都中央区日本橋茅場町三丁目11番10号	提出会社	優先株式 153,800	299,910,000 (1,950) (注) 4	所有者の意向による自己株式の取得
2021年4月23日	伊藤忠商事株式会社 代表取締役会長CEO 岡藤正広	東京都港区北青山二丁目5番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	株式会社ネットスターズ 代表取締役社長 李剛	東京都中央区日本橋茅場町三丁目11番10号	提出会社	普通株式 932,000	1,817,400,000 (1,950) (注) 4	所有者の意向による自己株式の取得
2023年6月4日	-	-	-	株式会社SBI新生銀行 代表取締役社長 川島克哉	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	優先株式 △546,200 普通株式 546,200	-	(注) 5
2023年6月4日	-	-	-	KJP2 L.P. Director Steve Codispoti	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, GrandCayman, KY1-1104, Cayman Islands	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △2,051,200 普通株式 2,051,200	-	(注) 5

(注) 1. 当社は、東京証券取引所グロースへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第266条の定めに基づき、特別利害関係者等が、基準事業年度の末日から起算して2年前の日（2021年1月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に定める「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。

2. 当社は、同施行規則第267条の定めに基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。

また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に定める有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社

4. 移動価格は、DCF法及び時価純資産法の折衷法により算出した価格を参考に決定した新株予約権の行使条件による価格であります。
5. 2023年5月19日開催の取締役会において優先株式及びA種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2023年6月4日付で自己株式として取得し、対価として優先株主及びA種優先株主に優先株式及びA種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。普通株式への転換比率は当該優先株式及びA種優先株式に付された普通株式への転換請求権に定められた比率によっております。また、当社が取得した優先株式及びA種優先株式は、2023年6月4日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。また、2023年6月5日開催の臨時株主総会により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
6. 2023年6月5日開催の取締役会決議により、2023年6月20日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。上記「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割後の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式(1)	株式(2)	株式(3)
発行年月日	2021年3月18日	2021年3月26日	2021年3月31日
種類	普通株式	A種優先株式	A種優先株式
発行数	820,000株	2,051,200株	512,800株
発行価格	1,800円 (注) 3	1,950円 (注) 3	1,950円 (注) 3
資本組入額	900円	975円	975円
発行価額の総額	1,476,000,000円	3,999,840,000円	999,960,000円
資本組入額の総額	738,000,000円	1,999,920,000円	499,980,000円
発行方法	第三者割当増資	第三者割当増資	第三者割当増資
保有期間等に関する確約	-	-	-

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④
発行年月日	2021年1月15日	2021年3月31日	2022年2月21日	2022年2月21日
種類	第5回新株予約権 (ストックオプション)	第6回新株予約権 (ストックオプション)	第7回新株予約権 (ストックオプション)	第8回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 86,400株	普通株式 10,800株	普通株式 111,400株	普通株式 685,600株
発行価格	1,950円 (注) 3	1,950円 (注) 3	2,000円 (注) 3	2,000円 (注) 3
資本組入額	975円	975円	1,000円	1,000円
発行価額の総額	168,480,000円	21,060,000円	222,800,000円	1,371,200,000円
資本組入額の総額	84,240,000円	10,530,000円	111,400,000円	685,600,000円
発行方法	2020年12月28日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の定めに基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。	2021年3月31日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の定めに基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。	2022年2月21日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の定めに基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。	2022年2月21日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の定めに基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	-	-	(注) 2	(注) 2

項目	新株予約権⑤	新株予約権⑥
発行年月日	2023年1月20日	2023年1月20日
種類	第9回新株予約権 (ストックオプション)	第10回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 113,000株	普通株式 244,000株
発行価格	2,025円 (注) 3	2,025円 (注) 3
資本組入額	1,012.5円	1,012.5円
発行価額の総額	228,825,000円	494,100,000円
資本組入額の総額	114,412,500円	247,050,000円
発行方法	2023年1月20日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の定めに基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。	2023年1月20日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の定めに基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2	(注) 2

- (注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則は、以下のとおりであります。
- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第268条の定めにおいて新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書類及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第272条の定めにおいて、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 新規上場申請者が、前2項の定めに基づく書類の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2022年12月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第272条第1項第1号の定めに基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 発行価格は、第三者算定機関による算定（DCF法と時価純資産法の折衷法）を総合的に勘案して決定しております。
 4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④
行使時の払込金額	1株につき1,950円	1株につき1,950円	1株につき2,000円	1株につき2,000円
行使期間	2023年3月1日から 2030年12月25日まで	2023年4月10日から 2030年12月25日まで	2024年3月19日から 2032年1月31日まで	2022年3月19日から 2032年1月31日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の 状況① ストック オプション制度の内容」 に記載のとおり であります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の 状況① ストック オプション制度の内容」 に記載のとおり であります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の 状況① ストック オプション制度の内容」 に記載のとおり であります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の 状況① ストック オプション制度の内容」 に記載のとおり であります。
新株予約権の譲渡に関する 事項	新株予約権を譲渡する ときは、当社取締役 会の承認を要する。	新株予約権を譲渡する ときは、当社取締役 会の承認を要する。	新株予約権を譲渡する ときは、当社取締役 会の承認を要する。	新株予約権を譲渡する ときは、当社取締役 会の承認を要する。

	新株予約権⑤	新株予約権⑥
行使時の払込金額	1株につき2,025円	1株につき2,025円
行使期間	2025年1月22日から 2032年12月31日まで	2023年1月22日から 2032年12月31日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の 状況① ストック オプション制度の内容」 に記載のとおり であります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の 状況① ストック オプション制度の内容」 に記載のとおり であります。
新株予約権の譲渡に関する 事項	新株予約権を譲渡する ときは、当社取締役 会の承認を要する。	新株予約権を譲渡する ときは、当社取締役 会の承認を要する。

5. 2023年5月19日開催の取締役会決議により、2023年6月20日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割前に行われた第三者割当等に係る「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割後の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2【取得者の概況】

株式(1)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
JD Fountain Technology (Hong Kong) Limited 代表 高 丹瓊 資本金 10千香港ドル	香港特別行政区九龍、長沙湾道788、羅氏商業広場6階603号室	投資業務	820,000	1,476,000,000 (1,800)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 1. JD Fountain Technology (Hong Kong) Limitedは、当該第三者割当増資により特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。

2. 2023年6月5日開催の取締役会決議により、2023年6月20日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、上記割当株数及び価格（単価）は当該株式分割後の割当株数及び価格（単価）を記載しております。

株式(2)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
KJP2 L.P. Director Steve Codispoti 出資の額 3,999,840,000円	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, GrandCayman, KY1-1104, Cayman Islands	投資業務	2,051,200	3,999,840,000 (1,950)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 1. KJP2 L.P.は、当該第三者割当増資により特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。

2. 2023年6月5日開催の取締役会決議により、2023年6月20日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、上記割当株数及び価格（単価）は当該株式分割後の割当株数及び価格（単価）を記載しております。

株式(3)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
SIG Global Japan Fund I, LLLP 業務執行組合員 SIG Global Investments GP, LLC Treasurer Robert Sack 出資の額 999,960,000円	401 City Ave, Bala Cynwyd, PA19004, USA	投資業務	512,800	999,960,000 (1,950)	当社への出資者

(注) 2023年6月5日開催の取締役会決議により、2023年6月20日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、上記割当株数及び価格（単価）は当該株式分割後の割当株数及び価格（単価）を記載しております。

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
李 大偉	千葉県千葉市美浜区	会社員	10,000	19,500,000 (1,950)	当社従業員
中久保 直人	埼玉県川口市	会社員	2,000	3,900,000 (1,950)	当社従業員
徳川 必要互安	東京都町田市	会社役員	2,000	3,900,000 (1,950)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
小林 健介	東京都世田谷区	会社員	2,000	3,900,000 (1,950)	当社従業員
Pham Thanh Hai	ベトナム社会主義共和国 ハノイ	会社員	2,000	3,900,000 (1,950)	当社子会社従業員
Nguyen Thanh Duong	ベトナム社会主義共和国 タイグエン	会社員	2,000	3,900,000 (1,950)	当社子会社従業員
李 健	中国遼寧省大連市	会社役員	2,000	3,900,000 (1,950)	特別利害関係者等 (当社子会社の代表取締役、当社代表取締役社長の二親等以内の血族)
中村 千晶	神奈川県川崎市幸区	会社員	1,200	2,340,000 (1,950)	当社従業員
秋田 勇気	東京都世田谷区	会社員	1,000	1,950,000 (1,950)	当社従業員
宋 恒	東京都葛飾区	会社員	1,000	1,950,000 (1,950)	当社従業員
戴 晶晶	東京都江東区	会社員	1,000	1,950,000 (1,950)	当社従業員

(注) 1. 退職等により権利を失効した付与対象者については記載しておりません。

2. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株未満である従業員（特別利害関係者等を除く）93名、割当株式の総数29,800株に関する記載は省略しております。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
姜 威	東京都江東区	会社員	2,000	3,900,000 (1,950)	当社従業員

(注) 1. 退職等により権利を失効した付与対象者については記載しておりません。

2. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株未満である従業員（特別利害関係者等を除く）1名、割当株式の総数800株に関する記載は省略しております。

新株予約権③

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
稲田哲也	東京都新宿区	会社員	16,000	32,000,000 (2,000)	当社従業員
小林健介	東京都世田谷区	会社員	12,000	24,000,000 (2,000)	当社従業員
中久保直人	埼玉県川口市	会社員	12,000	24,000,000 (2,000)	当社従業員
山田愛	東京都目黒区	会社員	7,400	14,800,000 (2,000)	当社従業員
劉文洋	東京都足立区	会社員	6,200	12,400,000 (2,000)	当社従業員
李智威	東京都足立区	会社員	5,600	11,200,000 (2,000)	当社従業員
藤田梓馬	東京都文京区	会社員	5,000	10,000,000 (2,000)	当社従業員
姜威	東京都江東区	会社員	4,000	8,000,000 (2,000)	当社従業員
李大偉	千葉県千葉市美浜区	会社員	4,000	8,000,000 (2,000)	当社従業員
加納裕二	埼玉県草加市	会社員	4,000	8,000,000 (2,000)	当社従業員
中村千晶	神奈川県川崎市幸区	会社員	4,000	8,000,000 (2,000)	当社従業員
金屹曾	東京都武蔵野市	会社員	3,600	7,200,000 (2,000)	当社従業員
宮城耕平	東京都江東区	会社員	2,000	4,000,000 (2,000)	当社従業員
及川謙一	東京都練馬区	会社員	2,000	4,000,000 (2,000)	当社従業員
劉楠楠	東京都板橋区	会社員	2,000	4,000,000 (2,000)	当社従業員
宮川香苗	千葉県千葉市稲毛区	会社員	1,600	3,200,000 (2,000)	当社従業員
吉田光宏	千葉県松戸市	会社員	1,000	2,000,000 (2,000)	当社従業員
李楠	神奈川県川崎市幸区	会社員	1,000	2,000,000 (2,000)	当社従業員
宋恒	東京都葛飾区	会社員	1,000	2,000,000 (2,000)	当社従業員

(注) 1. 退職等により権利を失効した付与対象者については記載していません。

2. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株未満である従業員（特別利害関係者等を除く）13名、割当株式の総数6,000株に関する記載は省略しております。

新株予約権④

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
安達源	東京都世田谷区	会社役員	320,000	640,000,000 (2,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
長福久弘	東京都世田谷区	会社役員	320,000	640,000,000 (2,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
陳 斌	千葉県習志野市	会社役員	20,000	40,000,000 (2,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
陳昱州	東京都台東区	会社員	3,600	7,200,000 (2,000)	当社従業員
熊峰	中国遼寧省大連市	会社員	3,600	7,200,000 (2,000)	当社子会社従業員
王瑞	東京都墨田区	会社員	3,200	6,400,000 (2,000)	当社従業員
李健	中国遼寧省大連市	会社役員	2,000	4,000,000 (2,000)	特別利害関係者等 (当社子会社の代表取締役、当社代表取締役社長の二親等以内の血族)
範世榮	中国遼寧省大連市	会社員	1,200	2,400,000 (2,000)	当社子会社従業員
王立国	中国遼寧省大連市	会社員	1,200	2,400,000 (2,000)	当社子会社従業員
葛立軍	東京都品川区	会社員	1,000	2,000,000 (2,000)	当社従業員

(注) 1. 退職等により権利を失効した付与対象者については記載しておりません。

2. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株未満である従業員（特別利害関係者等を除く）16名、割当株式の総数5,200株に関する記載は省略しております。

新株予約権⑤

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
滝島啓介	神奈川県横浜市港北区	会社員	32,000	64,800,000 (2,025)	当社従業員
藤田梓馬	東京都文京区	会社員	26,000	52,650,000 (2,025)	当社従業員
梅元建次朗	神奈川県川崎市幸区	会社員	24,000	48,600,000 (2,025)	当社従業員
杜月	千葉県千葉市花見川区	会社員	8,000	16,200,000 (2,025)	当社従業員
稲田哲也	東京都新宿区	会社員	6,000	12,150,000 (2,025)	当社従業員
福山太郎	東京都中央区	会社員	4,000	8,100,000 (2,025)	当社従業員
加納裕二	埼玉県草加市	会社員	4,000	8,100,000 (2,025)	当社従業員
中村千晶	神奈川県川崎市幸区	会社員	2,000	4,050,000 (2,025)	当社従業員
大戸健一	千葉県印西市	会社員	2,000	4,050,000 (2,025)	当社従業員

(注) 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株未満である従業員（特別利害関係者等を除く）23名、割当株式の総数4,600株に関する記載は省略しております。

新株予約権⑥

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
陳 斌	千葉県習志野市	会社役員	80,000	162,000,000 (2,025)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
安達源	東京都世田谷区	会社役員	80,000	162,000,000 (2,025)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
長福久弘	東京都世田谷区	会社役員	80,000	162,000,000 (2,025)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
Wang Yuqing Jacqueline	シンガポール共和国	会社員	4,000	8,100,000 (2,025)	当社子会社従業員

3【取得者の株式等の移動状況】

「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合(%)
李 剛（注）1, 2	千葉県千葉市美浜区	3,360,000	18.34
KJP2 L.P.（注）1	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, GrandCayman, KY1-1104, Cayman Islands	2,051,200	11.20
日本郵政キャピタル株式会社（注）1	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	1,111,000	6.06
NTTイーアジア株式会社（注）1	東京都新宿区西新宿三丁目19番2号	1,000,000	5.46
LINE株式会社（注）1	東京都新宿区四谷四丁目6番1号	856,000	4.67
株式会社SBI新生銀行（注）1	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	846,200	4.62
JD Fountain Technology (Hong Kong) Limited（注）1	香港特别行政区九龍、長沙湾道788、羅氏商業広場6階603号室	820,000	4.48
LUN Partners Japan Investment（注）1	#1706 Shui On Plaza, 333 Middle Huaihai Road, Huangpu District, Shanghai, China	667,200	3.64
吉田 興佳（注）1, 3	東京都練馬区	640,000	3.49
王 鯉（注）1, 3	東京都練馬区	640,000	3.49
山口 康樹（注）3	千葉県浦安市	628,000 (628,000)	3.43 (3.43)
Shenzhen Qianhai Innovation Angel Funds	中国深圳市前海深港合作区前湾一路1-A-201	600,000	3.27
SAI GLOBAL JAPANFUND I, LLLP	Corporation Service Company, 251 Little Falls Drive, Wilmington, DE 19808	512,800	2.80
LUN Partners Capital Limited	#1706 Shui On Plaza, 333 Middle Huaihai Road, Huangpu District, Shanghai, China	444,800	2.43
陳 斌（注）3	千葉県習志野市	400,000 (400,000)	2.18 (2.18)
安達 源（注）3	東京都世田谷区	400,000 (400,000)	2.18 (2.18)
長福 久弘（注）3	東京都世田谷区	400,000 (400,000)	2.18 (2.18)
深圳市威富通科技有限公司	中国深圳市南山区高新南一道9号	360,000	1.96
SMBC日興証券株式会社（注）5	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	333,200	1.82
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山二丁目5番1号	332,000	1.81
伊藤忠テクノソリューションズ株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目1番1号	300,000	1.64
株式会社ぐるなび	東京都千代田区有楽町一丁目2番2号	284,000	1.55

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社横浜銀行	神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	277,600	1.52
Power Vision Technology Ltd.	Morgan & Morgan Building, Pasea Estate, Road Town, Tortola, British Virgin Islands	240,000	1.31
SILVERROCK CAPITAL PTE.LTD.	111 North Bridge Road #13-01 Peninsula Plaza Singapore 267951	160,000	0.87
SCSK株式会社	東京都江東区豊洲三丁目2番20号	133,200	0.73
稲田 哲也（注）9	東京都新宿区	42,000 (42,000)	0.23 (0.23)
滝島 啓介（注）9	神奈川県横浜市港北区	32,000 (32,000)	0.17 (0.17)
藤田 梓馬（注）9	東京都文京区	31,000 (31,000)	0.17 (0.17)
梅元 建次朗（注）9	神奈川県川崎市幸区	24,000 (24,000)	0.13 (0.13)
浅野 寿夫（注）9	東京都新宿区	20,000 (20,000)	0.11 (0.11)
真下 弘和（注）10	シンガポール共和国	20,000 (20,000)	0.11 (0.11)
福山 太郎（注）9	東京都中央区	20,000 (20,000)	0.11 (0.11)
吉田 光宏（注）9	千葉県松戸市	17,000 (17,000)	0.09 (0.09)
小林 健介（注）9	東京都世田谷区	14,000 (14,000)	0.08 (0.08)
中久保 直人（注）9	埼玉県川口市	14,000 (14,000)	0.08 (0.08)
李 大偉（注）9	千葉県千葉市美浜区	14,000 (14,000)	0.08 (0.08)
加納 裕二（注）9	埼玉県草加市	12,000 (12,000)	0.07 (0.07)
伊藤 仁（注）9	東京都足立区	10,000 (10,000)	0.05 (0.05)
森田 徹（注）9	東京都台東区	10,000 (10,000)	0.05 (0.05)
楊 卓剣（注）9	東京都荒川区	10,000 (10,000)	0.05 (0.05)
藤本 剛司（注）9	東京都世田谷区	10,000 (10,000)	0.05 (0.05)
史 凱寧（注）9	千葉県千葉市花見川区	10,000 (10,000)	0.05 (0.05)
劉 蘇（注）9	東京都江戸川区	10,000 (10,000)	0.05 (0.05)
李 路平（注）4, 9	千葉県千葉市美浜区	10,000 (10,000)	0.05 (0.05)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合(%)
丸一 淳（注） 9	東京都江東区	10,000 (10,000)	0.05 (0.05)
謝 軼（注） 9	東京都豊島区	8,000 (8,000)	0.04 (0.04)
山田 愛（注） 9	東京都目黒区	8,000 (8,000)	0.04 (0.04)
杜 月（注） 9	千葉県千葉市花見川区	8,000 (8,000)	0.04 (0.04)
Wang Yuqing Jacqueline（注） 10	シンガポール共和国	8,000 (8,000)	0.04 (0.04)
株式会社ティーガイア	東京都渋谷区恵比寿四丁目 1 番18号	7,600	0.04
中村 千晶（注） 9	神奈川県川崎市幸区	7,200 (7,200)	0.04 (0.04)
劉 文洋（注） 9	東京都足立区	7,000 (7,000)	0.04 (0.04)
桂 素偉（注） 9	千葉県千葉市花見川区	6,000 (6,000)	0.03 (0.03)
山地 崇史（注） 9	東京都江戸川区	6,000 (6,000)	0.03 (0.03)
高橋 健（注） 9	神奈川県大和市	6,000 (6,000)	0.03 (0.03)
山本 茂央（注） 9	東京都豊島区	6,000 (6,000)	0.03 (0.03)
劉 楠楠（注） 9	東京都板橋区	6,000 (6,000)	0.03 (0.03)
李 智威（注） 9	東京都足立区	6,000 (6,000)	0.03 (0.03)
姜 威（注） 9	東京都江東区	6,000 (6,000)	0.03 (0.03)
李 季成（注） 9	東京都品川区	4,000 (4,000)	0.02 (0.02)
李 健（注） 6, 7	中国遼寧省大連市	4,000 (4,000)	0.02 (0.02)
熊 峰（注） 10	中国遼寧省大連市	4,000 (4,000)	0.02 (0.02)
王 瑞（注） 9	東京都墨田区	4,000 (4,000)	0.02 (0.02)
陳昱州（注） 9	東京都台東区	4,000 (4,000)	0.02 (0.02)
金屹曾（注） 9	東京都武蔵野市	4,000 (4,000)	0.02 (0.02)
NguyenThanhDuong（注） 10	ベトナム社会主義共和国タイグエン	2,000 (2,000)	0.01 (0.01)
PhamThanhHai（注） 10	ベトナム社会主義共和国ハノイ	2,000 (2,000)	0.01 (0.01)
宮川香苗（注） 9	千葉県千葉市稲毛区	2,000 (2,000)	0.01 (0.01)
徳川必要互安（注） 9	東京都町田市	2,000 (2,000)	0.01 (0.01)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合(%)
王立国（注）10	中国遼寧省大連市	2,000 (2,000)	0.01 (0.01)
宋恒（注）9	東京都葛飾区	2,000 (2,000)	0.01 (0.01)
宮城耕平（注）9	東京都江東区	2,000 (2,000)	0.01 (0.01)
及川謙一（注）9	東京都練馬区	2,000 (2,000)	0.01 (0.01)
大戸健一（注）9	千葉県印西市	2,000 (2,000)	0.01 (0.01)
範世楽（注）10	中国遼寧省大連市	2,000 (2,000)	0.01 (0.01)
劉暉（注）10	中国遼寧省大連市	1,400 (1,400)	0.01 (0.01)
姚丹黎（注）9	東京都板橋区	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
秋田勇氣（注）9	東京都世田谷区	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
国本一宏（注）9	千葉県市川市	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
緑川和彩（注）9	埼玉県川口市	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
鈴木佳良（注）9	東京都江東区	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
瀬川結依（注）9	東京都足立区	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
戴晶晶（注）9	東京都江東区	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
村岡未来（注）9	東京都文京区	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
王光仲（注）10	中国遼寧省大連市	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
徐亮（注）9	東京都台東区	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
李楠（注）9	神奈川県川崎市宮前区	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
葛立軍（注）9	東京都品川区	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
張虹（注）10	中国遼寧省大連市	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
所有株式数800株の株主3名（注）9,10		2,400 (2,400)	0.01 (0.01)
所有株式数600株の株主5名（注）9,10		3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
所有株式数400株の株主21名（注）9,10		8,400 (8,400)	0.05 (0.05)
所有株式数200株の株主82名（注）9,10		16,400 (16,400)	0.09 (0.09)
合計	—	18,321,600 (2,344,800)	100.00 (12.80)

（注）1．特別利害関係者等（大株主上位10名）

2. 特別利害関係者等（当社代表取締役）
3. 特別利害関係者等（当社取締役）
4. 特別利害関係者等（当社代表取締役社長の配偶者）
5. 特別利害関係者等（金融商品取引業者）
6. 特別利害関係者等（当社子会社の代表取締役）
7. 特別利害関係者等（当社代表取締役社長の二親等以内の血族）
8. 特別利害関係者等（当社監査役）
9. 当社の従業員
10. 当社子会社の従業員
11. （ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
12. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2023年8月10日

株式会社ネットスターズ
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石井 雅也 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 島津 慎一郎 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネットスターズの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネットスターズ及び連結子会社の2022年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

決済手数料に係る売上高のＩＴ統制の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、「収益認識関係」に記載のとおり、当連結会計年度の外部顧客への売上高2,987,067千円のうち、決済手数料に係る売上高を1,573,462千円計上しており、売上高の52.7%を占めている。 会社は、ＱＲコード決済サービスを通じて収益獲得を行っている。決済手数料に係る売上高は、日々の膨大なＱＲコード決済取引がＩＴシステムにより処理され、取引高に一定の料率を乗じて算定・計上されるため、ＩＴシステムへの依存度が非常に高い。ＱＲコード決済取引に係るＩＴシステムは、主にStar Pay Managerであり、当該ＩＴシステムは、決済取引情報の管理機能と会計システムに入力する基礎となる帳票出力機能を持つ。会社は、ＩＴシステムに関するリスクに対して、ＩＴシステムに関する開発管理・保守管理・運用管理及びセキュリティ管理等のＩＴ全般統制を整備及び運用している。 決済手数料に係る売上高を適切に連結財務諸表に反映するためには、ＩＴシステムの適切な設計、運用が不可欠であるため、当監査法人は決済手数料に係る売上高のＩＴ統制の評価を監査上の主要な検討事項とした。	当監査法人は、決済手数料に係る売上高のＩＴ統制の評価を検討するに当たり、当監査法人内のＩＴの専門家を監査チームに含め、ＱＲコード決済取引の一連のデータフロー及び処理プロセスを理解し、主として以下の監査手続を実施した。 （ＩＴ全般統制の評価） ・ ＩＴシステムに関する開発管理・保守管理・運用管理及びセキュリティ管理等のＩＴ全般統制の有効性を評価した。 （ＩＴ業務処理統制の評価） ・ 主要なＱＲコード決済ブランドに係る決済取引総額の情報について、Star Pay Manager内のデータと当該システムから出力された帳票との突合を行うことで、データの網羅性及び処理の正確性に関する業務処理統制の有効性を評価した。 ・ 主要なＱＲコード決済ブランドに係る決済手数料金額の情報について、Star Pay Managerから出力された帳票に記載されている手数料金額が取引高に一定の料率を乗じて算定・計上されているか再計算を行うことで、処理の正確性に関する業務処理統制の有効性を評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年8月10日

株式会社ネットスターズ

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石井 雅也 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 島津 慎一郎 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネットスターズの2022年1月1日から2022年12月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネットスターズの2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

決済手数料に係る売上高のIT統制の評価

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（決済手数料に係る売上高のIT統制の評価）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年8月10日

株式会社ネットスターズ
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石井 雅也 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 島津 慎一郎 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネットスターズの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネットスターズ及び連結子会社の2021年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

決済関連に係る売上高のIT統制の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、「（セグメント情報等）【関連情報】」に記載のとおり、当連結会計年度の外部顧客への売上高1,963,958千円のうち、決済関連に係る売上高を1,430,855千円計上しており、売上高の72.8%を占めている。 会社は、QRコード決済サービスを通じて収益獲得を行っている。決済関連に係る売上高は、日々の膨大なQRコード決済取引がITシステムにより処理され、取引高に一定の料率を乗じて決済手数料を算定・計上されるため、ITシステムへの依存度が非常に高い。QRコード決済取引に係るITシステムは、主にStar Pay Managerであり、当該ITシステムは、決済取引情報の管理機能と会計システムに入力する基礎となる帳票出力機能を持つ。会社は、ITシステムに関するリスクに対して、ITシステムに関する開発管理・保守管理・運用管理及びセキュリティ管理等のIT全般統制を整備及び運用している。 決済関連に係る売上高を適切に連結財務諸表に反映するためには、ITシステムの適切な設計、運用が不可欠であるため、当監査法人は決済関連に係る売上高のIT統制の評価監査上の主要な検討事項とした。	当監査法人は、決済関連に係る売上高のIT統制を評価するに当たり、当監査法人内のITの専門家を監査チームに含め、QRコード決済取引の一連のデータフロー及び処理プロセスを理解し、主として以下の監査手続を実施した。 （IT全般統制の評価） ・ ITシステムに関する開発管理・保守管理・運用管理及びセキュリティ管理等のIT全般統制の有効性を評価した。 （IT業務処理統制の評価） ・ 主要なQRコード決済ブランドに係る決済取引総額の情報について、Star Pay Manager内のデータと当該システムから出力された帳票との突合を行うことで、データの網羅性及び処理の正確性に関する業務処理統制の有効性を評価した。 ・ 主要なQRコード決済ブランドに係る決済手数料金額の情報について、Star Pay Managerから出力された帳票に記載されている手数料金額が取引高に一定の料率を乗じて算定・計上されているか再計算を行うことで、処理の正確性に関する業務処理統制の有効性を評価した。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対し

て除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年8月10日

株式会社ネットスターズ
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石井 雅也 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 島津 慎一郎 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネットスターズの2021年1月1日から2021年12月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネットスターズの2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

決済関連に係る売上高のIT統制の評価
連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（決済関連に係る売上高のIT統制の評価）と同一内容であるため、記載を省略している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

る。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年8月10日

株式会社ネットスターズ

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石井 雅也 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 島津 慎一郎 印
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネットスターズの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ネットスターズ及び連結子会社の2023年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１． 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

２． X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。